

平成 23 年度 大学機関別認証評価  
自己評価報告書・本編  
[日本高等教育評価機構]

平成 23(2011)年 6 月  
東京聖栄大学



目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色 .....	p.1
II. 沿革と現況 .....	p.5
III. 「基準」ごとの自己評価 .....	p.7
基準 1 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 .....	p.7
基準 2 教育研究組織 .....	p.10
基準 3 教育課程 .....	p.19
基準 4 学生 .....	p.37
基準 5 教員 .....	p.51
基準 6 職員 .....	p.60
基準 7 管理運営 .....	p.65
基準 8 財務 .....	p.71
基準 9 教育研究環境 .....	p.78
基準 10 社会連携 .....	p.90
基準 11 社会的責務 .....	p.96
IV. 特記事項 .....	p.101
1 東日本大震災に伴う対応報告 .....	p.101
2 本学の地域共創 .....	p.106
3 普通救命講習（AED 技能講習含む）の実施 .....	p.109

## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

「食と栄養」の教育機関としての本学は、昭和 29(1954)年 4 月に栄養士養成施設として厚生大臣から指定を受けて設立された聖徳高等栄養学校に起源を持つ。聖徳高等栄養学校は、昭和 32(1957)年に聖徳栄養専門学校と校名を変更、更に職業教育に加えて豊かな人間性を育む教養教育にも力を入れるため、同校を母体として昭和 38(1963)年には聖徳栄養短期大学に発展した。

聖徳栄養短期大学は、創立以来多くの卒業生を輩出し、栄養士養成校として広く社会的に認知され評価された。本学は、この聖徳栄養短期大学を母体とし、健康栄養学部管理栄養学科・食品学科の 1 学部 2 学科から成る、高い技術と専門性を目指す教育機関として平成 17(2005)年 4 月に開学した。

本学は、開学時に建学の精神を定めず、「建学の精神」に相当するものとして、大学設置認可申請書（設置の趣旨書）には本学の設立精神である次の「三意」を校是と記し、4 年制大学として教育活動を開始した。

【誠意】 人に対して真心で接すること

【熱意】 何事も積極的に行動すること

【創意】 何事にも創意工夫をし、新しいことにチャレンジする精神を養うこと

本学は、平成 17(2005)年度から平成 18(2006)年度の教育活動に対して、「平成 19 年度自己点検・評価報告書」を平成 21(2009)年 2 月 1 日に発行し、この自己点検で、『大学の使命・目的の明確化について』（以下内容：建学の精神を頂点とする大学の使命・目的、教育理念、教育活動目標、学部・学科の目的・特色の関係を体系的に見直すとともに、管理栄養・食品両学科のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを一体的に検討し、明確化を図る。）と課題点を挙げたが、組織的な解決の取組みは行われない状況にあった。

この状況の下で、平成 22(2010)年 5 月 13 日に教職員は参集し、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に対して、本学が学士課程教育を担う機関として質の保証と維持及び発展を目指し、大学改革と自己点検評価の恒常化に向けて努めるために、その中心となる「建学の精神」の策定が確認され、理事長・学長は、「建学の精神の制定、大学改革を踏まえた大学の基本理念及び使命・目的の見直しを行う」旨を宣言した。

この宣言に基づいて、大学改革・認証評価特別委員会（以下「特別委員会」という）及び大学改革・認証評価プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という）が設置され、組織的に大学改革を含めた自己点検評価に取り組む事とした。

特別委員会の構成は、理事長・学長と理事長補佐（法人事務局審議役）を総括とし、管理栄養学科長、食品学科長、法人事務局長、大学事務部長、プロジェクトチーム 4 人（プロジェクト委員長・副委員長 2 人・企画調整室次長）を委員とした。

プロジェクトチームは、学部長を中心とし教務委員会、生活指導委員会、就職対策委員会、図書館委員会、情報処理センター運営委員会の各委員長、各事務系部署の所

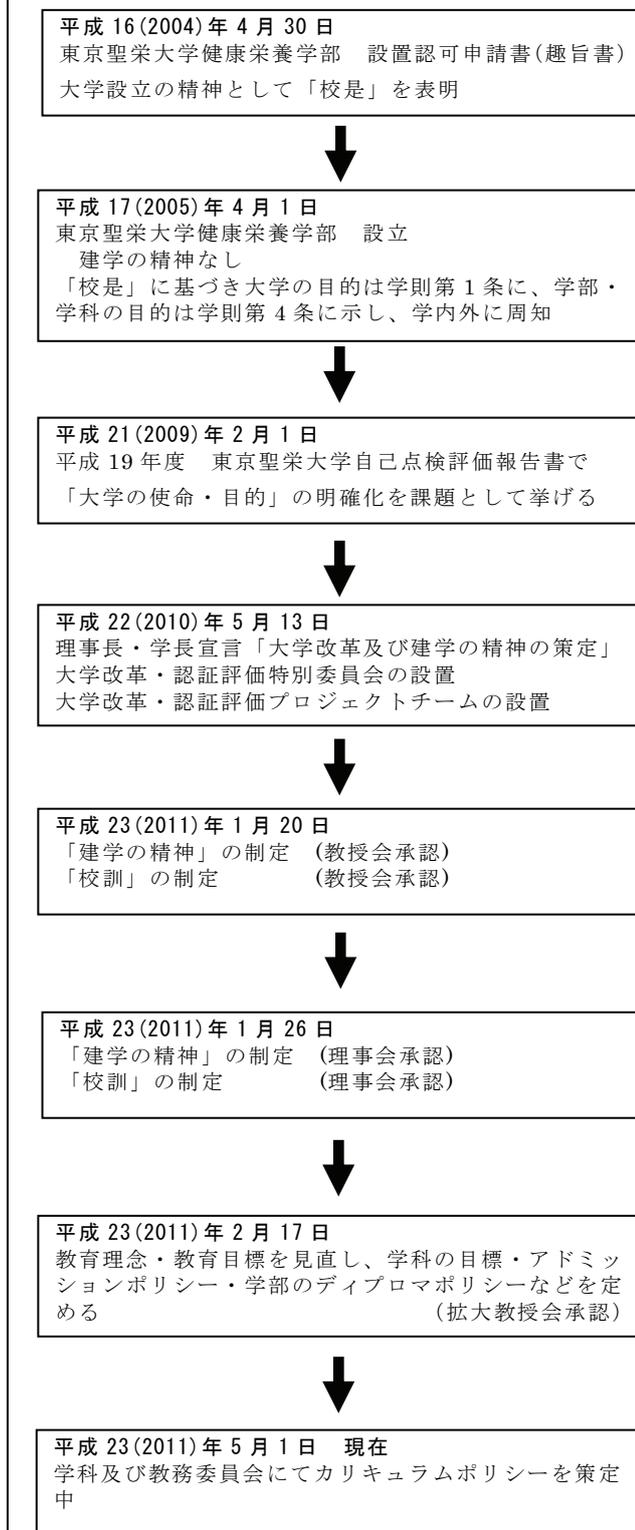
属長及び副所属長からなり教員 6 人と職員 10 人から構成され、サブメンバーに教員 4 人職員 2 人を配置した。なお、プロジェクトチームの各メンバーは、上述に記した委員会に加え他委員会の委員もしくは幹事として委嘱されているため、このプロジェクトチームは、学内各種委員会組織の意思疎通を図る組織体として機能している。

プロジェクトチームは、設置された 5 月より毎月 1 回の定例会を開催し、「平成 19 年度自己点検・評価報告書」を再認識した上で「建学の精神」を立案した。建学の精神を具現化するために、学生の学校生活の指針としての「校訓」、教職員の教育指導に対する姿勢としての「教育理念」を特別委員会・教授会の審議を経て、平成 23(2011)年 1 月 26 日の理事会において「建学の精神」と「校訓」が制定された。以上の建学の精神等の制定の推移を【図 I】に示した。

更に、社会的要請や学生ニーズに基づき、教育理念及び教育目標、管理栄養学科・食品学科の目標を見直し、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーの策定に全学的に取組み、平成 23(2011)年 2 月 17 日に本学の教育理念・教育目標・約束（ミッション）、学科の教育目標、アドミッションポリシー、ディプロマポリシーが拡大教授会で審議・承認された。

カリキュラムポリシーは、建学の精神、大学の目的、学科の目的を具現化すること、更にディプロマポリシー、アドミッションポリシーを踏まえ、現在策定中であり、カリキュラムポリシー案を「本編 3-2 の事実の説明＜教育課程の体系的編成＞」に記した。

【図 I 建学の精神等の制定の推移】



**【建学の精神 平成 23(2011)年 1 月 26 日制定】**

本学の建学の精神は、本学が職業教育に加えて豊かな人間性を育む教養教育にも力を入れ、高い技術と専門性を目指す食と栄養の教育機関であることを謳っている。

即ち、

「自立できる知識と技術を育み、強い向上心と真摯な行動力をそなえた人材の育成」  
を行う教育機関であることを定めた。

**【校訓（学生の学校生活の指針）】**

平成 22(2010)年度以前の本学の校訓「和」は、本学の前身である聖徳栄養短期大学の校訓が引き継がれたものであり、平成 23(2011)年度以降の校訓は、建学の精神を具現化するために、本学の校是である三意から引用した「熱意」「誠意」「創意」に改めた。

この新しい校訓は学生の「学校生活の指針」として位置付けられ、建学の精神を達成するために、学生は校訓である三意を身につけ実践することが望まれる。その要旨を以下に示す。

【熱意】とは、身につけた知識と技能が集積された技術を実際の社会の中で実践するための積極性と、様々な困難や障害に立ち向かい、それを乗り越えることができるように「諦めずに継続する」態度。

【誠意】とは、学問に対して、技能(skills)と技術(technique)の習得に対して、更には現在に関わり、あるいは将来関わる人たちに対して正面から向き合い、真心で接し、真摯に努力する態度。

【創意】とは、基本的な知識と技術、技能を身につけた上で、何事に対しても創意工夫を心がけ、今までの「当たり前」に新しい「何か」を付加出来るように取り組む態度、基礎・基本をふまえて新しいことにチャレンジする態度。

**【教育理念（教職員の教育指導に対する姿勢）】**

本学教職員は、東京聖栄大学の一員として信頼に基づく教育を行い、学生の声に真剣に耳を傾け、変化する社会に対応できるように、常に「広い視野を持って教育に取り組む」、常に「カリキュラム・教育方法を点検する」、常に「よりよい教育を目指す」、この理念のもとに、建学の精神を具現化する努力を続ける。

教育理念（教育指導に対する姿勢）として次を示す。

- ◆「学生を信じ、学生と共に学び、日々向上し、広く社会から信頼を得る教育を行う」
- ◆「実験・実習を通して培った技能(skills)と技術(technique)で知識を裏づけ、社会に貢献できる管理栄養士、食品技術者を育成する」

**2. 使命・目的**

本学の使命・目的は、学則第 1 条に「本学は、学校教育法に基づき、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、特に栄養及び食品と健康に関する研究と実践に重点を置き、併せて人格の陶冶と情操の涵養を図り、もって社会の発展及び

文化の向上に貢献する人材を育成することを目的とする。」と定めてある。

本学は、開学時の使命・目的をより明確にすること、建学の精神を具現化するために次の教育目標を定めた。

### 【教育目標】

「健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけ、地域社会や職業社会で活躍できる人材を育成する」

東京聖栄大学は、教育基本法、学校教育法及び関連法規に基づき、誠意ある、広い視野を持った豊かな人間性を基礎として、健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけた栄養士・管理栄養士、技術者、研究者として、地域社会や職業社会で活躍できる人材を育成することを目標とする。

本学の教育理念に基づいて教育目標を具現化するために次の8項目を掲げた。

- ◆学生に対して、一人ひとりに応じた教育を徹底して、学生をかけがえのない一人の人間として大切に育てます。
- ◆学問的知識・技能が集積された技術を身につけ、資格を取得して、職業人として社会に貢献できる人間を育てます。
- ◆他者と共に社会の一員として生きることが出来るように、人間関係を形成・維持するためのコミュニケーション能力を身につけた人間を育てます。
- ◆勤勉で学問的知識と技能(skills)と技術(technique)の習得に自発的・積極的に取り組み、チャレンジ精神あふれる人間を育てます。
- ◆実験や実習を通して、体を動かすことを厭わない、実践力を持った人間を育てます。
- ◆困難や様々な問題に直面しても、それを受け止め、立ち向かい、乗り越える精神的強さをもった人間を育てます。
- ◆心と体の健康管理を自ら行える人間を育てます。
- ◆精神的・経済的・社会的に自立(自律)できる人間を育てます。

### 3. 大学の個性・特色

本学は、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」を踏まえ、建学の精神に基づく大学の使命・目的を遂行するために、全ての活動をとおして次の三つのことを約束(ミッション)として掲げ、常にそれを遵守する。またそれらを本学の自己点検の到達指針として位置付け、更に本学の特色とした。

- ◆健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけた栄養士・管理栄養士、技術者、研究者として、地域社会や職業社会で活躍できる人材の育成を通じて、地域社会や職業社会のニーズに応え、社会に貢献することを約束します。
- ◆自分自身を大切に出来るとともに、他者を尊重することが出来る心身のバランスの取れた人間を育てることを約束します。
- ◆教育理念に基づいた教育目標を達成することが出来るように、教職員と学生が一体となって、学びの場としてふさわしい環境を作ることを約束します。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

昭和22年 4月	オリムピア洋裁学院開校
昭和23年 4月	オリムピア洋裁学院として認可（東京都知事認可）
昭和23年 10月	財団法人 オリムピア学園として設立（文部大臣認可）
昭和26年 3月	学校法人 オリムピア学園として組織変更（東京都知事認可）
昭和29年 4月	聖徳高等栄養学校開校（栄養士養成施設 厚生大臣指定）
昭和32年 8月	聖徳栄養専門学校と校名変更
昭和38年 4月	聖徳栄養短期大学食物科第1部開学（文部大臣の認可を受け聖徳栄養専門学校を短期大学に昇格）
昭和39年 4月	聖徳栄養短期大学食物栄養科第1部開設
昭和44年 4月	聖徳栄養短期大学食物栄養学科（第1部・第2部）へ名称変更
昭和61年 4月	聖徳栄養短期大学食物栄養学科第1部に専攻課程（食物栄養専攻・食品科学専攻）設置
平成元年 3月	聖徳栄養短期大学食物栄養学科第2部廃止
平成8年 4月	聖徳栄養短期大学専攻科食物栄養専攻開設（学位授与機構認定）
平成15年 4月	聖徳栄養短期大学食品科学専攻に「製菓・製パンコース」「食品・調理コース」を開設
平成16年 11月	東京聖栄大学 健康栄養学部 設置認可（文部科学大臣）
平成17年 4月	東京聖栄大学 健康栄養学部（管理栄養学科・食品学科）を開学
平成19年 4月	聖徳栄養短期大学廃止
平成19年 6月	6月1日より学校法人 オリムピア学園を学校法人 東京聖栄大学と改称
平成21年 4月	食品学科にフードサイエンスコース、フードビジネスコースを設置

### 2. 本学の現況

#### ・ 大学名

東京聖栄大学

#### ・ 所在地

東京都葛飾区西新小岩1丁目4番6号

#### ・ 学部の構成

学部	学科	コース
健康栄養学部	管理栄養学科	
	食品学科	フードサイエンスコース
		フードビジネスコース

## ・ 学生数、教員数、職員数

## ・ 学生数

単位：人

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数				
				1年	2年	3年	4年	計
健康栄養学部	管理栄養学科	80	320	99	89	79	91	358
	食品学科	80	320	91	53	47	43	234
計		160	640	190	142	126	134	592

平成 23 年 5 月 1 日現在

## ・ 教員数

単位：人

学部	学科	専任教員数					助手	兼任教員数
		教授	准教授	講師	助教	計		
健康栄養学部	管理栄養学科	7	5	1	2	15	5	17
	食品学科	8	3	2	1	14	2	28
計		15	8	3	3	29	7	45

平成 23 年 5 月 1 日現在

## ・ 職員数

単位：人

正職員	21
嘱託職員	2
パート（アルバイトも含む）	9
派遣	0
合計	32

平成 23 年 5 月 1 日現在

- ・ 法人職員 3 人は職員数に含めず。

### Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

###### 《1-1の視点》

##### 1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

###### (1) 1-1の事実の説明（現状）

本学は、建学の精神（平成 23(2011)年 1 月 26 日制定）を定めるまでは、大学設立の精神である「校是」に基づいた大学の基本理念を入学式、開学式、学園創立記念式、学園年史等折りに触れ、学園の沿革とともに関係者がそれぞれの考えや様々な言葉で学内外に語り、周知に努めてきた。

ホームページ（<http://tsc-05.ac.jp>）及び大学案内での周知については、本学の理念を誤って学外者に理解されることを避けるため、平成 17(2005)・18(2006)年度の掲載を避けた。平成 19(2007)年度以降は、校是からなる理念をできる限り学外者に解るように建学の精神に置き換えて周知に努めた。

学生組織の学友会が主催する新入生歓迎会においては、学友会役員が校章・校歌の説明を行ってきた。

本学の校章【図 1-1】は地元葛飾区の花（花菖蒲）をモチーフとし、上部 3 枚の花弁は大学設立の精神である校是の三意「誠意・熱意・創意」を表現している。

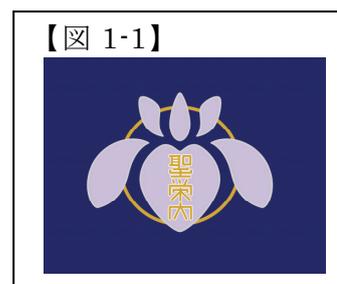
なお、新入生歓迎会は、学友会総会と併せて開催しているため、上級生にとっては三意を再確認できる機会になっていた。

建学の精神を制定するにあたり、本学の教職員に対しての周知は、助手を除く専任教員と課長補佐以上の専任職員及び法人職員を招集した平成 22(2010)年 5 月 13 日の全体会議（教員：出席者 27 人・欠席者 1 人、事務系職員：出席者 13 人、欠席者 0 人）で、理事長・学長の宣言「建学の精神の制定への取組み」で意識付けされた。

平成 23(2011)年 1 月 5 日に行われた法人及び本学、本学附属わたなべ幼稚園、併設校聖徳調理師専門学校の学園教職員が参集した「年始初顔合わせ会」で、理事長・学長より、建学の精神の制定案及び大学改革の取組みについて説明された。「年始初顔合わせ会」で配布した説明資料は、教職員用グループウェア（学園情報の共有システム：附属わたなべ幼稚園は除く）にも掲載し周知を徹底した。

建学の精神制定後の周知は、学内教職員にはグループウェアをとおしてインフォメーションし、学生には平成 23(2011)年度より学生便覧掲載、学内掲示、入学式式辞、新年度ガイダンス、ホームページの学生向けインフォメーション等で周知した。平成 23(2011)年度新入生歓迎会においては、従来どおり校章・校歌は学友会役員が説明し、建学の精神や大学の目標などについては、学部長から詳細に説明が行われた。

ホームページを平成 23(2011)年 2 月 25 日に更新し学外者へ周知した他、1 都 7 県（1107 校）の高等学校に対し、進路担当教諭をとおして文書で通知した。



## (2) 1-1の自己評価

建学の精神は、本学が高い技術と専門性を目指す教育機関であることを学内外に周知していくことを踏まえて制定した。特に、「平成 19 年度自己点検・評価報告書」で挙げた課題を再認識し、本編 I の本学の個性・特色で記した「建学の精神に基づく大学の使命・目的」の遂行と「遂行の結果としての到達指針」の関係が体系的に位置付けられていることを学内外に周知している。

## (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の建学の精神が、大学の使命・目的の遂行とその到達指針の頂点に位置づけられているかを、常に大学改革・認証評価プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という）及び大学改革・認証評価特別委員会（以下「特別委員会」という）の点検評価事項とする。特に、学内外の周知方法においては、プロジェクトチームで共有された情報という位置付けとし、周知方法の評価・課題確認を点検事項として一層の向上を図る。

## 1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

### 《1-2の視点》

- 1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。
- 1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。
- 1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。

## (1) 1-2の事実の説明（現状）

本学は、建学の精神を定めるまでは、大学設立の精神である「校是」に基づき、大学の目的を学則第 1 条に規定し、開学に際し、「教育理念」と教育活動の目標「教育方針」を採択するとともに、学科ごとの教育目的・特色を明らかにし、大学の使命・目的の明確化に努めてきた。学生に対しては、入学式における学長式辞、学生便覧、新年度ガイダンス、新入生オリエンテーション（学外宿泊研修）等をとおして周知を図る一方、教職員は、教科打合せ会、初任者研修会等折りに触れて周知の機会を持っている。学外への公表は、ホームページ、大学案内、オープンキャンパス等をとおして行ってきた。

本学は、平成 22(2010)年 5 月から建学の精神の策定を始めると同時に建学の精神に基づく大学の使命・目的の見直しを図った。更に、学士教育課程を担う教職員の意識付けとして、平成 22(2010)年 9 月 1 日に「これからの大学のあり方について」と題して中央教育審議会の状況報告と本学のこれからの姿を考える FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)合同研修会を実施した。この研修会は、学士教育課程として建学の精神に基づく大学の使命・目的、その遂行責任を確認し、全教職員をとおして継続的に大学の使命・目的の周知徹底を図る、という趣旨で開催した。

平成 23(2011)年 1 月建学の精神の制定後の大学の使命・目的の公表方法は、原則として従来どおりの公表方法を採択し、併せて一層の工夫をすることがプロジェクトチ

ーム及び特別委員会内で確認され、拡大教授会で平成 23(2011)年 2 月 17 日に承認された。更に、大学の使命・目的を遂行するために「本学の約束（ミッション）」を策定し教職員の自己点検の到達指針として位置づけた。学生に対しては、新年度ガイダンス、新入生オリエンテーション（学外宿泊研修）等において、学科の目的やディプロマポリシーの説明も加え周知の徹底に努めている。学外公表は、ホームページを平成 23(2011)年 2 月 25 日に更新し、1 都 7 県（1107 校）の高等学校に対し、進路担当教諭をとおして文書で通知した。

## **(2) 1-2 の自己評価**

建学の精神・大学の基本理念を踏まえ、大学の使命・目的を明確に定め、教職員・学生に周知してきている。また学外への公表については、大学の目的を学則に規定し、開学時の「教育理念」と教育活動の目標「教育方針」に基づき、学部・学科ごとの教育目的や特色を明らかにし、大学の使命・目的の周知に努めてきた。

## **(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）**

大学の使命・目的の周知は、教職員に対しては、大学の使命・目的を遂行するための自己点検の到達指針とした「本学の約束（ミッション）」を踏まえ、FD、SD の取組みに努める。学生には新年度ガイダンス及び新入生オリエンテーション（学外宿泊研修）で実施している説明を通して、学生の認識を確認しながら周知を徹底する。学外公表については、高校訪問、保護者会、求人案内等も利用し、より一層周知の機会の拡大・工夫とその努力ならびに継続をプロジェクトチームの課題として、平成 23(2011)年度は学外公表の方法の検討と実行を同時に進め、平成 24(2012)年度における周知方法の向上を図る。

### **[基準 1 の自己評価]**

高い技術と専門性を目指す教育機関であることを学内外に周知していくことを踏まえて建学の精神が平成 23(2011)年 1 月 26 日に制定され、「建学の精神に基づく大学の使命・目的」の遂行と「遂行の結果としての到達指針」の関係が体系的に位置付けられた。今後は、大学の使命・目的の遂行及び達成が実現されていることを具体的に確認し評価するとともにそのための一層の工夫を行うことが課題であると認識している。

### **[基準 1 の改善・向上方策（将来計画）]**

本学の建学の精神が、大学の使命・目的の遂行とその到達指針の頂点に位置づけられているかを常にプロジェクトチーム及び特別委員会の点検評価事項とする。更に、自己点検の到達指針として位置づけた「本学の約束（ミッション）」を踏まえ、教職員の恒常的な意識付けと FD、SD の取組みに努める。

建学の精神及び大学の使命・目的の学内外の周知方法においては、プロジェクトチームの共有された情報とし、周知方法の評価・課題確認を点検事項として一層の向上を図る。

## 基準 2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1 の視点》

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

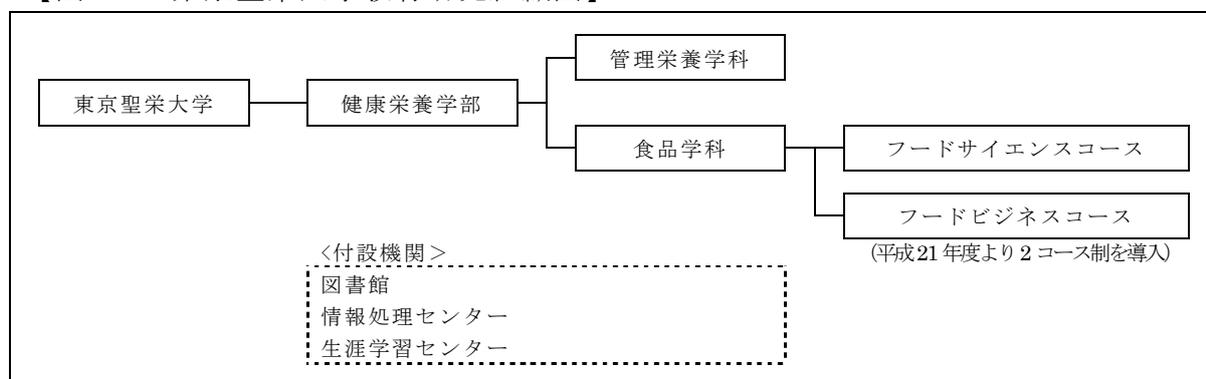
2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

(1) 2-1 の事実の説明（現状）

### ＜教育研究組織の規模・構成＞

本学は、学則第 1 条（本学の目的）の規定の中に「栄養及び食品と健康に関する研究と実践に重点を置く」と記しているとおり、教育研究の目的を達成するため、【図 2-1】に示す健康栄養学部 1 学部に管理栄養学科と食品学科の 2 学科を設置し、付設機関として図書館、情報処理センター、生涯学習センターを付置している。付設機関の設置目的は【表 2-1-1】に示した。

【図 2-1 東京聖栄大学教育研究組織図】



【表 2-1-1 付設機関】

付設機関	設置目的
図書館	教育・研究活動に必要な図書資料及び視聴覚資料の収集・管理ならびに運用を図り、教職員学生の利用に供するとともに、各資料のレファレンス・サービスセンターとしての機能を果たすこと
情報処理センター	情報システムの整備、活用を図り、教育及び研究の高度化推進、事務システム化による事務処理の効率化及び学生サービスの向上などに資すること
生涯学習センター	法人の設置する東京聖栄大学及び聖徳調理師専門学校の教育研究の成果を活用し、広く学内外に生涯学習の機会を提供し、地域社会との交流を深め、教育文化の発展向上に貢献すること

学部・学科の規模（入学定員、収容定員、在籍学生数、収容定員充足率、専任教員数、学位）は【表 2-1-2】に示すとおりである。食品学科は、平成 17(2005)年 4 月の

開学以降、入学定員の充足実績が無かった。それを補うために教育目標の明確化と具現化する教育課程の改善をはかり、より社会のニーズに応えるべく、「フードサイエンスコース」と「フードビジネスコース」の2コースを平成21(2009)年度より食品学科に設けた。更に、平成23(2011)年度入試より入試日程を変更して、管理栄養学科との併願制度を導入するなどした結果、平成23(2011)年度は入学定員を充足することができた。

【表 2-1-2 学部・学科の構成、入学定員、収容定員、在籍学生数等】

学部	学科	入学定員	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率	専任教員数	学位の種類
健康栄養学部	管理栄養学科	人 80	人 320	人 358	% 111.9	人 15	学士 (栄養学)
	食品学科	80	320	234	73.1	14	学士 (食品学)
	合計	160	640	592	92.5	29	

平成23年5月1日現在

### <基本的組織の相互の関連性>

本学の管理栄養学科は、食の持つ機能をとおして健康を維持・増進させ、更に疾病の予防や治療を図る知識と技術、技能を学ぶことで将来の食と栄養および健康に関わる指導者の育成に貢献することを目指している。一方、食品学科は食品の保蔵・加工・開発とともに栄養性や嗜好性に富む安全な食品を供給する技術、技能を備えた指導者を育成する役目を担っている。すなわち、両学科は食の効果的な利用者とその供給者という立場にあり、健康な環境作りに貢献する人材を育成する重要な両輪として機能している。

### (2) 2-1の自己評価

本学では、栄養及び食品と健康に関する教育・研究とその実践に重点を置く専門教育がなされており、それを補助するために【図 2-1】に示す付設機関を配置している。

管理栄養学科及び食品学科は共に健康な社会環境作りに役立つ人材の育成を相互の目標として教育を行っている。そのための教育内容として両学科とも食を中心とする学科目が重複しないように、共通した科目はできる限り両学科に兼任教員を配置して教育を効率よく行っている。

収容定員に対する在籍学生数は、【表 2-1-2】に示すとおり管理栄養学科では11.9%定員超過、食品学科では26.9%の定員不足であり、学部全体では7.5%の定員不足となっている。入学手続率を的確に判断し入学者を適正に確保することは難しいとはいえ、管理栄養学科の収容定員充足率は適切とはいえない。一方、食品学科はコース制や入試日程及び併願制を検討した結果、平成23(2011)年度は入学定員を満たすことができた。

### (3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

教育研究組織の規模や構成を適正に運営するには、恒常的に学生収容定員を充足す

ることが重要である。入学定員の充足を維持するために、入試時期や入試方法あるいは従来行ってきた広報活動を更に強化・改善する。また、大学改革で定めた教育理念や教育目標、アドミッション・カリキュラム・ディプロマの3ポリシーを教育課程に反映できるように、管理栄養学科・食品学科の両学科と教授会及び各種委員会の相互の関連性を一貫性のある体系的な組織として図れるフローの構築を目指す。

## 2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

### 《2-2の視点》

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

#### (1) 2-2の事実の説明（現状）

本学の教養教育は、学部共通科目として配置され、「1.現代社会の諸課題の気付き」「2.人間・社会の理解と責任・倫理の自覚」「3.コミュニケーション能力の育成」「4.専門基礎力の養成」「5.実践的な語学力の養成」「6.情報活用能力の育成」「7.健康と体力の増進・育成」の7つのコンセプトから編成されている。

教養教育課程の組織については、平成21(2009)年度までは教務委員会で検討されてきたが、担当教員を中心により具体的に教養教育を検討する組織はなかった。その状況を改善するために、教務委員会の議を経て、平成22(2010)年3月に教務委員会内に「共通科目（一般教養）ワーキンググループ」を設置した。共通科目ワーキンググループは、平成24(2012)年度教育課程の改訂に向けて、カリキュラムポリシー案にも挙げている「合理的、目標追求的な共通教育科目の設定と運営」および「初年次教育（導入教育、リメディアル教育を含む）の充実」に基づいて検討を重ねてきた。その過程で「リテラシー」を初年次教育の必修科目とすることを教務委員会に提案した。教務委員会では、共通科目の重要性を認識して、カリキュラムポリシーに沿った教育課程の改訂に取り組むとともにカリキュラムポリシー自体の検討も行っている。

#### (2) 2-2の自己評価

教養教育の運営組織として「共通科目ワーキンググループ」を教務委員会内に設置したことで、初年次教育・リメディアル教育を系統的に教育課程に位置づけることが可能になった。特に、高校時の履修の有無による学習のレディネス格差に対応するため「化学入門」に加えて「リテラシー」を新設し、授業方法として習熟度別クラス編成をするなど先導試行も含めて、平成24(2012)年度教育課程の改訂に向けて更なる取り組みをしている。

#### (3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

教養教育の更なる発展・充実を図るために、一般教養を担当する非常勤講師の意見聴取も行い、共通科目ワーキンググループの会議を定期的に行い、運営上の責任体制をより明確にすることを検討する。

2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3の視点》

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

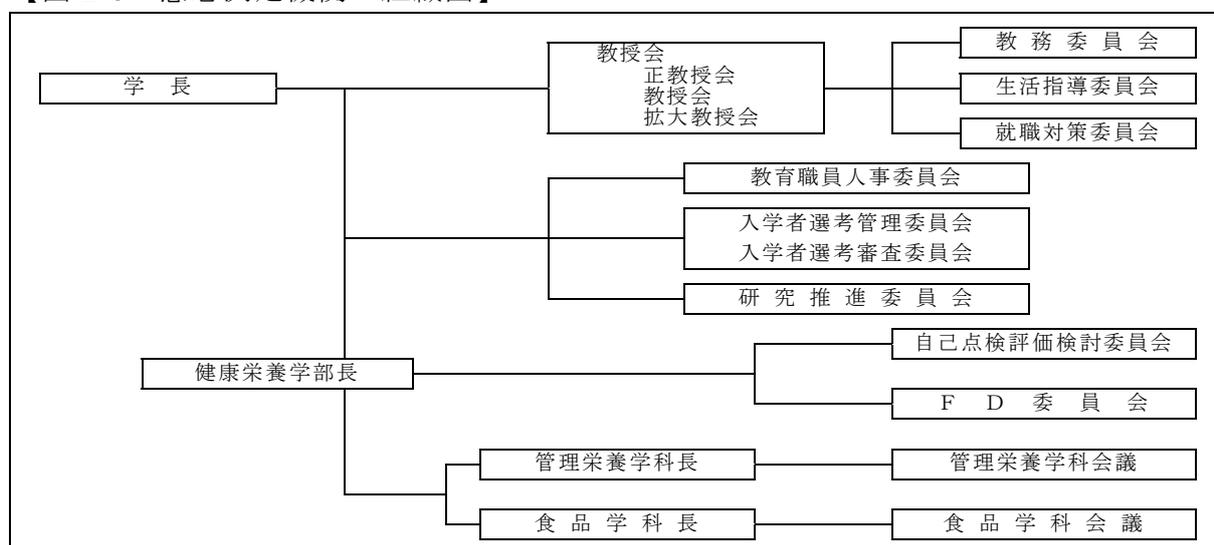
2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

(1) 2-3の事実の説明（現状）

＜教育研究に関わる学内意思決定機関＞

本学は、1学部からなる単科大学の特性から、学内意思決定機関として大学の「教授会」が設置されており、学部教授会を兼ねている。本学の教育・研究に関わる意思決定機関の組織図は【図 2-3】に示したとおりである。

【図 2-3 意思決定機関の組織図】



「教授会」は、学長及び専任の教授で構成する「正教授会」、学長及び専任の教授、准教授で構成する「教授会」、学長及び専任の教授、准教授、講師、助教で構成する「拡大教授会」が設置されている。正教授会、教授会の議長は学長が務め、平成 22(2010)年 4 月から拡大教授会の議長は、学長の命を受けた学部長が掌理している。

「教授会」「拡大教授会」の開催は月 1 回を原則とし、「正教授会」は必要に応じて学長が召集して開催されている。

各教授会は本学の教育研究に関する事項について審議・決定し、これを学長に上申している。各教授会の審議事項については【表 2-3-1】に示した。

教授会の円滑な審議・運営を図るため、「教務委員会」「生活指導委員会」「就職対策委員会」が設けられ、各委員は学長がこれを委嘱する。各委員会で審議、決定された事項は教授会に提案され審議、決定される。各委員会の概要は【表 2-3-2】に示した。

これらの他に、学長が所管する「教育職員人事委員会」「入学者選考管理委員会」「入学者選考審査委員会」「研究推進委員会」の4つの委員会があり、学部長が所管する「自己点検評価検討委員会」「FD委員会」の2委員会がある。各委員会の概要については【表2-3-3】、【表2-3-4】に示した。

両学科には学科会議が設けられ、毎月1回の定例会議が開かれている。審議内容のうち必要と認められた事項は学部長を経て教授会に議題として提案され審議される。

【表2-3-1 教授会概要】

	構成	審議事項	招集権 議 長	幹 事
正教授会	学長 専任教授	重要事項	学長	事務部長 学務課長
教授会	学長 専任教授 専任准教授	①学則の変更に関する事項 ②学部及び学科の設置及び廃止に関する事項 ③教育研究の方針に関する事項 ④教育課程に関する事項 ⑤教員の人事に関する事項 ⑥学生の入学、休学、退学及び卒業に関する事項 ⑦その他学長が教育上必要と認めた事項	学長	事務部長 学務課長
拡大教授会	学長 専任教授 専任准教授 専任講師 専任助教	①学生の試験及び進級に関する事項 ②授業計画・行事に関する事項 ③学生の団体、課外活動に関する事項 ④学生の生活指導に関する事項 ⑤学生の就職指導に関する事項 ⑥本学の広報活動に関する事項 ⑦その他学長が教育上必要と認めた事項	学長	事務部長 学務課長

【表2-3-2 教授会付設各種委員会概要】

委員会	委員及び委員長	任 務	招集権 議 長	幹 事	備 考
教務委員会	委 員：専任教授 及び専任准教授・講師・助教からそれぞれ若干名を学長が委嘱 委員長：専任教授・准教授の委員のうちから学長が委嘱	次の事項について審議の上、原案を作成し、教授会又は拡大教授会に提案する。 (1) 教育課程に関する事項 (2) 授業計画・行事予定及び実施に関する事項 (3) 定期試験及び追・再試験に関する事項 (4) 学生の入学、休学、退学及び卒業に関する事項 (5) 教育施設・設備及び教材・教具等に関する事項 (6) その他教務に関する必要な事項	委員長	学務課長	委員長に学部長への審議結果報告義務あり。
生活指導委員会	委 員：専任教授 及び専任准教授・講師・助教からそれぞれ若干名を学長が委嘱 委員長：専任教授・准教授の委員のうちから学長が委嘱	次の事項について審議の上、原案を作成し、教授会又は拡大教授会に提案する。 (1) 学生の団体、課外活動に関する事項 (2) 学生の賞罰に関する事項 (3) 奨学生の選考に関する事項 (4) その他生活指導に関する必要な事項	委員長	学生支援センター・生活指導グループリーダー	委員長に学部長への審議結果報告義務あり。
就職対策委員会	委 員：専任教授 及び専任准教授・講師・助教からそれぞれ若干名を学長が委嘱 委員長：専任教授・准教授の委員のうちから学長が委嘱	次の事項について審議の上、原案を作成し、教授会又は拡大教授会に提案する。 (1) 学生の就職指導に関する事項 (2) 求人開拓に関する事項 (3) 学生の応募推薦に関する事項 (4) その他学生の就職に関する必要な事項	委員長	学生支援センター・就職関係グループリーダー	委員長に学部長への審議結果報告義務あり。

【表 2-3-3 学長管轄委員会概要】

委員会	委員	業務	招集権 議長	幹事	備考
教育職員 人事委員 会	学長 学部長 各学科長 2 名 常任委員：若干名 臨時委員：若干名	(1) 教育職員の昇任、降任等に関する事項 (2) 教育職員の採用等に関する予備審査 (3) その他人事に関する事項 (本委員会は本学の「教授会規程」ならびに「教育職員資格審査規則」等に基づき教育職員の教育研究、業績状況について調査を行い学園の方針に従って予備審査等を行う。)	学長	総務課長	教員候補者の理事会への推薦は、教授会がこれを決定する。
入学者選 考管理委 員会	学長 学部長 学科長 学長が委嘱する 専任教授：若干名	(1) 入学者選考制度及び方法の調査、研究並びに検討 (2) 入学者選考についての企画及び立案 (3) 入学者選考要項案の作成 (4) 入学者選考についての試験（学力検査等）問題出題委員の選考 (5) 入学者選考の実施の総括及び運営 (6) 入学志願者の調査書の調査結果並びに学力検査、面接等の各結果の資料の作成 (7) その他入学者選考に関する重要事項	学長	事務部長 学務課長	必要ある事項については、学長は審議結果を教授会に報告し承認を得なければならない。
入学者選 考審査委 員会	学長 学部長 学科長 学長が委嘱する 専任教授：若干名	合格者及び補欠者の内定 (入学者選考管理委員会より提出された入学志願者の調査書の調査結果並びに学力検査、面接等の各結果をそれぞれ総合判断して、合格者及び補欠者を内定する)。	学長	事務部長 学務課長	学長は、合格者及び補欠者の内定者を教授会に諮り、入学者の選考（合格者及び補欠者）を決定する。
研究推 進委員 会	学長 学部長 学科長 学長が委嘱する 各学科選出専任 教授：各 1 名 学長指名委嘱す る専任教授：1 名 事務部長	次の事項について審議する。 (1) 研究体制の構築及び研究推進に関する事項 (2) 産学官連携事業に関する事項 (3) 共同研究に関する事項 (4) その他研究の高度化推進及び研究交流等に関する重要事項	学長		事務処理 事務部

【表 2-3-4 学部長管轄委員会概要】

委員会	委員	任 務	招集権 議長	幹 事	備 考
自己点検 評価検討 委員会	学部長 学科長 学長が委嘱する 専任教授：若干名 学長が委嘱する 事務部役職者：若 干名 理事長の承認を 得て学長が委嘱 する学園役員及 び役職者：若干名	自己点検・評価委員会報告書を作成し、学長へ答申する。	学部長 (統括)	理事長の 了承を得 て学長が 委嘱する 事務部及 び学園役 職者	
F D 委員 会	学部長 学科長 理事長の承認を 得て学長が指 名・委嘱する学園 役員：若干名 学長が指名・委嘱 する専任教授：若 干名 事務部長	次の活動を行う。 (1) FD 活動に関する情報・資料の収集 (2) FD 活動の基本方針の策定 (3) 新任教員に対する FD 研修会の開催 (4) 学生の授業評価 (5) 教員の教育能力向上及び授業技法の改善 (6) 適切な授業評価システムの研究・開発 (7) 教員相互の授業参観 (8) 教育カンファレンス (9) 学生の学習意欲・能力育成の研究・提案 (10) その他 FD の推進に必要な事項	学部長		事務処理 学務課

学科・付設機関・法人を所管とする委員会は【表 2-3-5】に示した。この委員会の相互の関連性は体系的な位置付けや仕組みがないため、現在は各種委員会の委員長や委員・幹事が集まる「大学改革・認証評価プロジェクトチーム」で意思疎通を図っている。

【表 2-3-5 委員会一覧】

所管	委員会
その他 (学科、付設機関、法人等)	臨地実習センター運営委員会 (管理栄養学科のみ)
	管理栄養士国家試験対策運営委員会 (管理栄養学科のみ)
	管理栄養士国家試験対策試験問題作題委員会 (管理栄養学科のみ)
	インターンシップ委員会 (食品学科のみ)
	図書館委員会
	学報編集委員会
	紀要編集委員会
	情報処理センター運営委員会
	広報委員会
	わたなべ奨学・奨励基金委員会
	ハラスメント防止対策委員会
	生涯学習センター運営委員会
	衛生委員会
	個人情報保護委員会
	防火管理委員会
	職員研修委員会
事務系職員人事委員会	

### <大学の使命・目的及び学習者の要求に対応>

大学の意思決定機関である教授会は、付設の 3 委員会（教務・生活指導・就職対策の 3 委員会）と連携し、大学の使命・目的を遂行できるよう努めている。一方、直接学生の教育・研究を担当する教員で構成されている学科会議での課題の検討結果が教授会の審議の対象になることが少ない。

学生の意見や要望を聴取するために学生との「意見交換会」「学生支援センターアンケート」「学生による授業評価アンケート」「学年担任制度」が設けられている。

#### 1) 意見交換会

年 1 回開催され、学生組織の「学友会」の代表、1～3 年の学生代表（10 数人）と大学側代表（約 10 人）が出席して、学内設備環境から教育環境全般に亘る意見が交わされ、課題に関連する要望は、必要に応じて各種委員会へ報告されている。

#### 2) 学生支援センターアンケート

学習環境に対する意見聴取として「生活指導委員会」の下に学生支援センターが実施している。聴取された要望は、生活指導委員会で審議され、教授会を経て対応が図られている。なお、学生支援センターアンケート結果については、学生への連絡システムである「TS ナビ」を通じて、平成 23(2011)年 3 月より公表を開始している。

#### 3) 学生による授業評価アンケート

「FD 委員会」が半期に 1 回ずつ全授業科目について実施している。その結果は各担当教員へフィードバックされ、授業改善のための資料に用いられる。平成 23(2011)年度からは、全学生に学内閲覧が可能になるよう進めている。

#### 4) 学年担任制度

両学科とも各学年に 2 人以上の学年担任を配置し、学生の質問や意見、学習及び生活の相談に対応している。学年担任は入学から卒業まで同一教員（助手を含む）が担当している。

#### (2) 2-3 の自己評価

教授会は教育研究に関わる意思決定機関として概ね機能している。学長及び学部長所管の各委員会で審議決定された案件については、必要に応じて教授会に報告されている。これまで、学科では教育・研究・運営に係わる実質的な議論、即ちカリキュラム、時間割、担当、これに伴う人事案件及び研究の指導体制（助教、助手の研究の位置付け）あるいは卒業研究のあり方などについて学科主導の検討が行われておらず、極めて根本的な改善が必要とされる。これらの課題については「平成 19 年度自己点検・評価報告書」でも指摘されている。

学生から寄せられる意見は主として生活指導委員会において検討し対応がなされており、また複数教員（助手を含む）による学年担任制度がとられている。これらは、学生の教育と学園生活に大きな効果をおよぼしている。FD 委員会で実施する「学生による授業評価アンケート」の結果は、平成 22(2010)年度は請求のあった学生に対して開示を行い、平成 23(2011)年度前期の調査結果より学生全体への公表を実施し、前期の公表時期は 9 月を予定している。

#### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学内意思決定機関である教授会の機能をより有効に生かすためには、教授会で審議する教育研究に関する議題をあらかじめ検討・整理する会議システムとして「学部長・学科長会議（仮称）」を設ける必要がある。この組織は、学長、学部長、両学科長、大学事務部長、法人事務局長などから構成され、それにより学科会議との関連性が保たれ、各教員からの意見を効果的に教育に反映できることを目指す。

FD 活動の一環として行われている学生による授業評価アンケートの結果については、現在、結果の集計の簡易化の作業を進めている。また、現行の半期 1 回の実行を 2 回、年間 4 回に増やし、評価の効果を図るとともに授業改善の迅速化をなお一層上げるべく計画している。

#### 【基準 2 の自己評価】

本学は、栄養及び食品と健康に関する教育・研究とその実践に重点を置く専門教育がなされる教育研究組織を目指し、食品学科のコース制の導入や入試制度の改革などで収容定員に対する学生の確保に努めてきている。

教養教育は、本学の教育目標を達成するうえで極めて重要であり、専門教育と教養教育の系統的な学習目標を検討できる一般教養担当教員による「共通科目ワーキンググループ」を教務委員会内に設置している。

教授会は教育研究に関わる意思決定機関として概ね機能している。一方、学科では教育・研究・運営に係わる実質的な学科主導の検討が行われておらず、極めて根本的

な改善が必要とされる。また、教授会の付設委員会（教務委員会・生活指導委員会・就職対策委員会）を除く、各種委員会は、一貫性と相互の関連性が持てるフローを構築することの課題を残している。

学生から寄せられる意見は、生活環境面は生活指導委員会、授業面は FD 委員会で実施する各アンケートに基づいて、集約して対応している。また、学年担任制度は、学生の教育と学園生活に対する支援として効果が見られる。

### **【基準 2 の改善・向上方策（将来計画）】**

学内意思決定機関である教授会の機能をより有効に生かすためには、教授会で審議する教育研究に関する議題をあらかじめ検討・整理する会議システムとして「学部長・学科長会議（仮称）」を設け、学科会議との関連性を保ち、各教員からの意見を効果的に教育に反映できることを目指す。

更に、学習者の要求に対応するために、教授会付設委員会も含めた各種委員会の連携が図れる体系的なフローを構築し相互の関連性をもたせることや、教授会や各種委員会の審議結果を全ての教職員が情報として共有できるシステム構築を目指す。

FD 活動の一環として行われている学生による授業評価アンケートは、半期毎に 2 回ずつ実施し、評価の効果を図るとともに授業改善の迅速化をなお一層上げるべく計画している。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

##### 《3-1 の視点》

- 3-1-① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。
- 3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の編成方針が適切に設定されているか。
- 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

#### (1) 3-1 の事実の説明（現状）

##### ＜教育目的の設定と公表＞

本学は、平成 17(2005)年の開学時に大学の設立精神である「校是」に基づき大学の目的を制定した。また、開学に際し、「教育理念」と教育活動の目標「教育方針」を採択するとともに、学部・学科の教育目的を【表 3-1-1】に示したとおり学則第 4 条に規定している。

【表 3-1-1 学部・学科の目的】

学部・学科	目的（学則第 4 条）
健康栄養学部	本学の目的達成のために健康栄養学部を置く。
管理栄養学科	管理栄養学科は、傷病者の疾病の改善並びに個人の健康の保持・増進に必要な栄養指導の知識と技術を教授研究し、保健・医療・福祉等の分野で即戦力として活躍できる管理栄養士を育成することを目的とする。
食品学科	食品学科は、食品に関わる安全、加工・調理技術、そして食品産業界が抱える問題等について教授研究し、食品の加工・調理、開発、流通、安全管理の分野で幅広く活躍できる食の専門家の育成を目的とする。

学科の教育目的をより明確にするために、平成 23(2011)年 1 月に制定した「建学の精神」及び本学の使命・目的を明文化した「大学の教育目標」、学生のニーズや社会的要請を踏まえて、次の「学科の教育目標」を平成 23(2011)年 2 月に定めた。この学科の教育目標は、同時に定めた学部・学科のディプロマポリシーを集約したものである。

##### ◆管理栄養学科の教育目標

管理栄養学科は、管理栄養士養成課程であり、人の健康の保持・増進、疾病予防の基本であるとともに、生活の質（QOL）の向上を支える基盤となる栄養と健康に関する知識と技術、技能を身につけ、国民の健康づくり、保健・医療・福祉等の分野において即戦力となる管理栄養士の養成を目標とする。

##### ◆食品学科の教育目標

食品学科は、食品の加工・調理、開発、流通、安全管理等に関わる基本的な知識と技術、技能の上に、多くの実験・実習を通して、食品学領域の知識・技術やコーディネート技術を身につけた食の専門家（食品技術者）の養成を目標とする。

学部・学科の教育目的の公表は、学生に対しては学則に規定し学生便覧、新年度ガ

イダンスで周知を図り、学外者に対してはホームページ (<http://tsc-05.ac.jp>)、大学案内をとおして周知している。学科の教育目標や学部・学科のディプロマポリシーも学部・学科の教育目的に準じて周知に努めている。

### <教育課程別の編成方針>

教育課程の編成方針の大綱は、学則に規定され、単位制、2学期制の下、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、原則として35週としている。教育課程は、学部・学科の教育目的に基づいて編成されている。

本学の教育目標である「健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけ地域社会や職業社会で活躍できる人材の育成」を達成するために、教育課程は「共通科目」ならびに各学科の「専門科目」により構成されている。

管理栄養学科及び食品学科の教育課程は、学生のニーズや社会的要請を踏まえ、平成21(2009)年度に改訂された。そのため、現行では平成20(2008)年度以前入学者に適用と平成21(2009)年度以降入学者に適用の2つの教育課程が設けられている。

#### 1) 共通科目

管理栄養学科・食品学科の2学科は、共通して学ぶ共通科目に「学部基幹科目」「教養分野」「情報分野」「外国語分野」「保健体育分野」5分野の科目群を配している。特に両学科とも「学部基幹科目」では、現代社会が抱える食の諸課題に気付かせ、学生自ら4年間の学習課題を発見するように促すことを目指し、社会人として要求される実務能力と高い教養が得られるように配慮している。

平成21(2009)年度以降入学者に適用する教育課程は、教養分野社会科学系に「経営学」、自然科学系に「化学入門」「有機化学」の計3科目を新設した。「経営学」は、企業の合理的な運営方法を学習し専門科目をより発展的な視点で捉えること、「化学入門」「有機化学」は高等学校での学習履歴の有無によるレディネス格差に配慮している。廃止科目は情報分野の「情報処理実習Ⅲ(文献検索実習)」と教養分野自然科学「生物有機化学」であるが、食品学科は「生物有機化学」を専門科目に移行した。

#### 2) 専門科目

##### 【管理栄養学科】

管理栄養学科の専門科目は、【表3-1-2】で示したとおり「専門基礎分野」「専門分野」「総合分野」がある。専門基礎分野には「社会・環境と健康」「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」「食べ物と健康」の専門3分野の科目群、それを基盤とした専門分野には「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」「総合演習」「臨地実習」の専門8分野の科目群を配置し、管理栄養士としての基礎能力を十分に養い、より高度な専門性を修得できるように構成されている。それぞれの単位数は、「管理栄養士学校指定規則」で定める基準を充たしている。

平成21(2009)年度以降入学者に適用する教育課程については、専門基礎分野の「食べ物と健康」の科目群構成の一部変更を行うとともに、総合分野に管理栄養士国家試験受験準備に係る科目として「特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を新設し、管理栄養士国家試験受験対策の教育課程上の位置付けを明確にしている。変更内容に関しては【表3-1-3】

に示した。この変更は、より深い知識と実力、より高い実務能力を身につけた、より多くの学生の管理栄養士免許取得を目的としている。

【表 3-1-2 管理栄養学科教育内容】

	分野	科目群名称
専門科目	専門基礎分野	社会・環境と健康
		人体の構造と機能及び疾病の成り立ち
		食べ物と健康
	専門分野	基礎栄養学
		応用栄養学
		栄養教育論
		臨床栄養学
		公衆栄養学
		給食経営管理論
		総合演習
	総合分野	臨地実習

【表 3-1-3 管理栄養学科新旧教育課程の対照表】

	平成 21 年度以降入学者	平成 20 年度以前入学者	備考
	科目名	科目名	
専門基礎分野 「食べ物と健康」 科目群	食品学総論Ⅰ	食品学総論	名称変更及び教育内容変更
	食品学総論Ⅱ		新設
	食品学各論Ⅰ	食品学各論	名称変更及び教育内容変更
	食品学各論Ⅱ		新設
	食品学実験	食品学実験Ⅰ	名称変更
		食品学実験Ⅱ	廃止
	食品学実験実習		新設
		食品機能論	廃止
		食品加工学	廃止
		食品加工学実習	廃止
	食品衛生学	食品衛生学	
	食品衛生学実験	食品衛生学実験	
	調理学	調理学	
	調理学実習Ⅰ	調理学実習Ⅰ	
	調理学実習Ⅱ	調理学実習Ⅱ	
調理学実習Ⅲ	調理学実習Ⅲ		
調理学実習実験	調理学実習実験		
総合分野	ゼミナールⅠ	ゼミナールⅠ	
	ゼミナールⅡ	ゼミナールⅡ	
	特論Ⅰ		新設
	特論Ⅱ		新設
	特論Ⅲ		新設

## 【食品学科】

食品学科の平成 20(2008)年度以前入学者に適用する教育課程は、食品を理解するための基礎となる科目群を専門基礎分野として、その上に「食品と安全」「健康と栄養」「食品の加工と調理」「食品と産業」「健康と社会生活」「食品分析の技術」の専門 6 分野の科目群と、それらを総合的に学ぶ総合分野の科目群を配し、食品科学技術者としての基礎能力を高め、より高度の専門性を修得できるように構成してある。更に、別に共通科目を設け、社会人として要求される実務能力と高い教養を得られるように配慮してある。また、卒業要件を満たせば、食品衛生管理者資格・食品衛生監視員資格が得られるように配慮している。

平成 21(2009)年度よりコース制を敷くこととした。即ち、入学後に自分の適性に合わせて、主に食品の開発、製造、衛生管理等の分野で活躍することを希望する者

は「フードサイエンスコース」を、主として外食産業や食品流通の分野で活躍しようとする者、そして卒業後に食品分野での起業を目指す者は「フードビジネスコース」を選択履修する制度である。

教育課程は、改訂を行い平成 21(2009)年度以降入学者に適用し、専門基礎分野の科目構成を見直すと同時に、専門分野の分野構成を従来の専門 6 分野の科目群から「食品の成分と機能」「栄養と健康」「食品と安全」「食品の加工と貯蔵」「食品とバイオテクノロジー」「調理の理論と技法」「フードサービスビジネスと経営」「食品の流通と情報」「食品分析の手法」の専門 9 分野の科目群に拡充し、将来の活躍の場をより鮮明に志向できるように再編した。なお、旧教育課程の「任意科目（資格関係科目群）の科目」は専門科目に配した。専門科目の領域（科目群）の新旧教育課程の対照表は【表 3-1-4】に示すとおりである。また、食品衛生管理者資格・食品衛生監視員資格は、それぞれに定められた課程を選択履修し、取得するものとした。

なお、コースへの所属は、2 年次進級時に、本人の希望申告に基づき、食品学科会議で決定される。

【表 3-1-4 食品学科専門科目の領域の新旧対照表】 (数値：単位数)

21 年度以降入学者 専門科目教育内容 (科目群)		学科共通		フードサイエ ンスコース		フードビジネ スコース		20 年度以前入学者 専門科目教育内容 (科目群)	必修	選択	自由
		必修	選択	必修	選択	必修	選択				
専門基礎分野		8	0	4	0	0	4	専門基礎分野	12		
専門 分野	食品の成分と機能	7	0	5	0	0	4	専門 分野	食品と安全	15	8
	栄養と健康	2	2	2	0	0	2		健康と栄養	8	4
	食品と安全	8	0	3	0	0	2		食品の加工と調理	15	8
	食品の加工と貯蔵	9	4	1	2	2	0		食品と産業		8
	食品とバイオテクノロジー	3	5	0	0	0	0		健康と社会生活	6	
	調理の理論と技法	4	2	0	0	2	0		食品分析の技術	5	2
	フードサービスビジネスと経営	0	2	0	7	9	1				
	食品の流通と情報	2	4	2	8	8	2				
	食品分析の手法	0	2	5	2	2	5				
総合分野		6	2	1	0	0	0	総合分野	4	3	
専門科目単位合計		49	23	23	19	23	20	専門科目単位合計	65	33	0

## <教育目的を反映した教育方法>

### 【管理栄養学科】

管理栄養学科は、管理栄養士養成のための本学の教育目標である「地域社会や職業社会で活躍できる人材の育成」を達成するために「人の理解」を重点に次の教育方法を採用している。

教育方法の特色は、原則として 1 学年 2 クラス制、1 クラス 40 人で編成するクラスを基本単位とした授業である。授業は双方向授業を基本として、学生の理解度の確認、学習状況の把握、学生のコミュニケーション力を重視し、実験・実習においても、グループ学習によるコミュニケーション力の向上を副次的効果として期待している。「学生を知る」「人を知る」ためのこの授業形態は、職業教育と人間教育を志向する本学に適した教育方法であり教育目標を教育方法に反映させたものである。

### 【食品学科】

食品学科では、高度職能人の育成を目的にした食品衛生管理者・食品衛生監視員などの専門的資格取得のための履修コースやモデルを置き、特色ある教育方法をとっている。

更に、平成 21(2009)年度以降入学者には、教育課程に沿って「フードサイエンス」「フードビジネス」の 2 コースを設けて資格取得の目標設定を明確にした教育方法をとっている。学生は希望により他コースの科目も履修可能で、食を幅広く学習できる環境を用意している。

## (2) 3-1 の自己評価

### 【管理栄養学科】

管理栄養士養成を明確な目標とする学科であり、この目標を達成するために、教育課程の編成方針を策定することにより、教育方法に特色を持たせ、さまざまな方策を講じながら教育の向上に努めている。このことは、職業能力が豊かな管理栄養士の養成を目指す本学科の教育目標と、学生のニーズや社会からの人材要請に見合うもので、総体的に教育目標に沿った教育が展開されているものと評価している。

平成 20(2008)年度に第 1 期生が初めて国家試験を受験したが、結果は捗々しいものではなかった。平成 21(2009)年度では改善がみられた。学生の学力不足は、開学当初より指摘されたことであり、この間、教員の授業への取組みの姿勢や工夫、国家試験対策補習、学生へのきめ細かい個別指導など、その対応や対策も実施した。学生の学力不足への対応に関しては、現行の教育課程、教育内容や教育方法、学生のニーズやレベルへの適合性などについて精査し、教育課程と教育方法の改善のための見直しが必要であると認識している。

### 【食品学科】

食品学科の平成 20(2008)年度以前の教育課程は、食品技術者の養成に主眼をおいていたが、広く食品分野に興味のある学生のニーズを十分にとらえているとは言い難かった。そこで新教育課程では、食品の分析技術、微生物学的手技、手法を身につけ食品技術者として活躍を希望する者が、フードサイエンスコースの教育課程を履修することで目的を達成できるようにした。一方、フードビジネスコースは食品の流通、消費、マネジメント分野に興味のある学生に対して、「簿記・会計論」「フードマネジメント論」「フードサービスビジネス論」などの科目を新たに設定し、フードビジネス分野で活躍できる人材として育成できるようにした。

## (3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

### 【管理栄養学科】

管理栄養学科の教育目標は管理栄養士の養成であり、これからの教育課程編成上の大きな問題は、多様化する考えや価値意識、低意識・低学力ゆえに学習目標を確立できない一部学生の存在である。それを改善するために入学生に対する初年次（導入）教育、低学力学生に対する継続的な学力向上に繋がる補習教育、管理栄養士国家試験に関わる対策教育（食育に関わる栄養教諭教育）などを検討する必要がある。

初年次（導入）教育に関しては、その重要性を認識し充実を期すために1年次に学部基幹科目の「食生活論」「食と環境」「健康管理概論」を設定し、専門基礎分野の効果的な理解を進めるべく教養分野に「化学入門」「化学」「有機化学」などを配しているが、入学生の自然科学系への興味や関心、化学の履修の有無によるレディネス格差や理解力の格差などを踏まえ、改めて教育課程を策定する必要がある。

現在、教務委員会が進めている教育課程改訂の中で、本学科については学科基幹科目として「管理栄養士概論」の導入設定を最優先に検討している。その導入主旨は、入学動機の明確化と確認、本学科の学習目標の理解、管理栄養士の社会性と業務内容の理解不足の解消、専門科目の理解・学力の重要性、管理栄養士と国家試験など諸問題に関わる関連項目の改善、向上を横断的に高めることにある。

#### 【食品学科】

学生のニーズや社会的需要・志願者数の動向などを踏まえ、食品学科としてより独自性を発揮するための新教育課程の検討と、積極的なキャリア支援のために取得可能な資格の見直しを行う必要がある。また、「学生による授業評価アンケート」をもとに、学科教員全員による授業方法の改善、向上に向けたFD(Faculty Development)活動を行い、授業方法について研鑽していく。

### 3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。

#### 《3-2の視点》

- 3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。
- 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。
- 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。
- 3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。
- 3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。
- 3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。
- 3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。

#### (1) 3-2の事実の説明（現状）

##### ＜教育課程の体系的編成＞

#### 【管理栄養学科】

管理栄養学科では、管理栄養士免許を取得し、知識と技術、技能及び幅広い教養など高い専門性を身につけた即戦力となりうる管理栄養士としての人材の育成を目指している。この目標を達成するために、授業科目は、「共通科目」「専門科目」を体系的に編成し、これらの科目群が1年次から4年次に配置されている。

1) 共通科目

1 年次に本学の導入教育科目やリメディアル教育科目としての学部基幹科目を食生活、環境、健康の関係から学び、学習への動機付けを確立する。また人間を複数の視点から総合的に理解するために、幅広い領域の科目を、更には学部・学科教育全体の基礎を学ぶよう教養分野の科目を配している。

2) 専門科目

専門基礎分野は、学科における高度な専門知識と技術を学んでいくうえでの基礎知識修得を目指す。具体的には「社会・環境と健康」「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」「食べ物と健康」の専門3分野の科目群に沿った科目を学ぶ。

専門分野は、多数の実験・実習科目を交えながら、「栄養と食」に関する高度な専門知識と技術修得を目指す。そのため「基礎栄養学」「応用栄養学」「栄養教育論」「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」の専門6分野の科目群について学ぶ。臨地実習では、実践活動の場での栄養指導・管理をとおして専門科目で学んだ知識と技術を実践に結びつけるために、少人数による参加型学習を主体的に体験させるよう配慮している。また、臨地実習の教育効果を向上させるための事前・事後指導として「総合演習Ⅰ」を配している。

総合分野は、資格免許関連の講義やその学習成果を管理栄養士受験対策にフィードバックできるように「ゼミナールⅠ・Ⅱ」などを配し、学年進行に沿って順次体系的に学力がつくように編成されている。

【食品学科】

教育課程の編成方針に基づいた授業科目は「共通科目」「専門科目」で体系的に編成されており、授業内容は学科の教育目標である「食品学領域の知識・技術やコーディネート技術を身につけた食の専門家（食品技術者）の養成」を図るように特色を持たせている。

特に、平成21(2009)年度以降入学者の教育課程では2年次からコース制（フードサイエンスコース、フードビジネスコース）を導入し、フードサイエンスコースでは「食と健康に関する諸問題を科学的見地から捉える人材の育成」を、またフードビジネスコースでは「フードサービスビジネスにおけるマネジメント能力や起業家精神を兼ね備えた人材の育成」を目指した専門分野の科目群を編成した。

1) 共通科目

食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけるために、基幹科目、人文科学系、社会科学系、自然科学系の複数の科目を置くとともに、情報分野に「情報処理実習Ⅰ」「情報処理実習Ⅱ」、国際社会で必要となる語学力を習得する外国語科目として「英語」「フランス語」「中国語」を、人間の健康と運動機能を理解する科目として「保健体育」「体育実技」「スポーツ・レクリエーション」を配している。

2) 専門科目

食品学科の専門科目は、専門基礎分野と専門分野に分かれている。専門基礎分野では、「生化学」「人体の構造と機能」「微生物」の専門3分野の科目群をおき、健康と栄養をめぐる諸問題を科学的に考えるために必要な専門知識を習得することをめざしている。平成20(2008)年度以前入学者の教育課程の専門分野では、「食品と安全」

「健康と栄養」「食品の加工と調理」「食品と産業」「健康と社会生活」「食品分析の技術」の専門 6 分野の科目群を配し、食品技術者として必要な知識と技術を習得させることを目指している。

平成 21(2009)年度以降入学者の教育課程では、「本編 3-1 事実の説明の教育課程別の編成方針」にも記述したようにコース制を導入し、学生に将来設計と目的意識を持たせ、学習意欲の向上を狙っている。

#### 【カリキュラムポリシー（案）】

建学の精神を具現化するために教育課程の編成を常に見直すために、教務委員会と管理栄養学科及び食品学科が中心となりカリキュラムポリシーの策定中である。カリキュラムポリシー案を次のとおりに示す。

本学の教育目標を達成するため、以下の方針案に基づいて教育課程（カリキュラム）を編成する。

（方針案）

1. 合理的、目標追求的な共通教育科目の設定と運営
2. 専門科目との接続を重視した専門基礎科目の充実と効果的な配列
3. 専門科目間の関連がわかる効果的な配列
4. 実験・実習の充実と効果的な運営
5. 初年次教育（導入教育、リメディアル教育を含む）の充実

絶え間ないカリキュラムの検討と更新を行い、教員の授業の改善(FD)を進めて「わかる」→「出来る」→「やる気になる」→「更に高い目標に向かって努力する」学びのサイクルを実現する。

### <編成方針に即した授業科目、授業の内容>

#### 【管理栄養学科・食品学科】

両学科は、教育課程の編成方針に基づいて授業科目構成を定めており、毎年発行する「授業概要（シラバス）」でその授業内容を明確に示している。シラバスは教科目ごとに担当教員が作成し、そこに授業の目標、授業計画、教科書及び資料、参考書、関連科目、成績評価の方法・基準、受講上の注意事項及び助言、オフィスアワーなどについて明記している。

1年次では学部基幹科目を配し、学科及び教科で学ぶべき目的を明らかにして理解させ、授業にスムーズに入っていけるように工夫している。両学科とも高校時の化学の理解が不可欠であり、高校時の化学の履修の有無によるレディネス格差を考慮して入学直後にフレッシュマン実力試験を実施し、習熟度別に化学の基礎を補習するための授業「化学入門」を設置している。

#### 【管理栄養学科】

管理栄養学科では、専門基礎科目など積み上げ学習を必要とする科目については、授業の予習と復習の重要性を小テストや学生による授業評価アンケートをとおして学生に理解させ、併せて、指導法に関する情報を教科担当者で共有・交換しあい、学習効果を高めている。

管理栄養学科の学生にとって最大の目的は、管理栄養士国家試験の合格であり、そのための土台となる専門基礎科目の理解を国家試験合格レベルに近づけることを目標に授業を進めている。

#### 【食品学科】

食品学科の平成 20(2008)年度以前入学者には、食品衛生管理者・食品衛生監視員資格、フードスペシャリスト資格、フードサイエンティスト資格の履修モデルを設け、学科内の併習も可能で、学生の資格取得の目標設定をわかりやすくしている。平成 21(2009)年度以降の入学者は、2 年次からフードサイエンスコース、フードビジネスコースの 2 コースのどちらかを履修できるが、学科内で上記の 3 資格の併習を可能にして、学生の資格取得の目標設定をわかりやすくしている。

### <年間学事予定、授業期間>

#### 【管理栄養学科・食品学科共通】

年間学事予定、授業期間については、学則第 3 章「学年、学期及び休業日」に明記されており、前期を 4 月 1 日から 9 月 23 日まで、後期を 9 月 24 日から翌年 3 月 31 日の 2 学期制、35 週と定めている。期間中の休業日については、学則第 10 条で定めている。学事予定については、年度初めに教職員及び学生全員に配布する学生便覧の「学年暦」に明示し、運用している。

### <単位の認定、進級及び卒業・修了の要件>

#### 【管理栄養学科】

#### 1) 卒業要件

卒業の要件は、学則第 36 条及び履修規程第 4 条に規定され、4 年以上在学し、平成 20(2008)年度以前入学者は、共通科目必修 18 単位及び外国語分野選択必修 2 単位、専門科目必修 68 単位を含めて 124 単位以上を、平成 21(2009)年度以降入学者は、共通科目（必修 18 単位及び外国語分野選択必修 2 単位を含めて）30 単位以上、専門科目必修 68 単位を含めて 68 単位以上、合計 124 単位以上を修得しなければならないとしている。

#### 2) 単位認定について

単位の認定は、成績評価基準【表 3-2-1】に準じて行われ、学則第 28～31 条及び履修規程第 15、17 条に規定し、履修科目の評価は、定期試験（中間試験・期末試験）、レポート評価、出席状況、授業態度や小テストなどを担当教員が総合的に評価している。年度開始時に配布するシラバスでその内容を明確にしている。定期試験等による単位取得については学生には学期ごとに、保護者には学年ごとに通知している。更に学習状況の客観的な資料として奨学金授与者等の選考に利用している。

#### 3) 進級要件について

進級要件については規定していない。進級制については、履修科目の履修指導の面から、学習に取り組む熱意、学力の向上など国家試験対策の面からも導入を「学科会議」と「教務委員会」で検討している。

## 4) 管理栄養士課程の履修（管理栄養士国家試験受験資格）

管理栄養学科の学生であって、管理栄養士国家試験受験資格を取得しようとする者は、学則に規定する卒業要件を満たす単位を取得し、かつ「管理栄養士課程履修規程」に定める単位を取得しなければならない。

## 【食品学科】

## 1) 卒業要件

卒業の要件は、学則第 36 条及び履修規程第 4 条に規定され、4 年以上在学し、平成 20(2008)年度以前入学者は、共通科目必修 18 単位及び外国語分野選択必修 2 単位、専門科目必修 65 単位を含めて 124 単位以上を、平成 21(2009)年度以降入学者は、共通科目（必修 16 単位及び外国語分野選択必修 2 単位を含めて）40 単位以上、専門科目（必修 72 単位を含めて）84 単位以上の合計 124 単位以上を修得しなければならないとしている。

## 2) 単位認定について

単位の認定は、成績評価基準【表 3-2-1】に準じて行われ、学則第 28～31 条・履修規程第 15、17 条に規定し、履修科目の評価は、定期試験（中間試験・期末試験）、レポート評価、出席状況、授業態度や小テストなどを担当教員が総合的に評価している。年度開始時に配布するシラバスでその内容を明確にしている。定期試験等の単位取得については学生には学期ごとに、保護者には学年ごとに通知している。更に学習状況の客観的な資料として奨学金等の選考に利用している。

## 3) 進級要件について

平成 22(2010)年度現在、進級条件については、規定等で定めていないが、学年度ごとに学生の履修状況を調査し適宜指導している。現在進級要件について学科会議・教務委員会で検討している。

【表 3-2-1 成績評価基準】

点数区分	評価の表示方法	合否
100～80 点	優	合格
79～70 点	良	
69～60 点	可	
59～0 点	不可	不合格
定期試験放棄で不可	欠席	
出席不良で不可	停止	
既修得単位認定	認定	

## 【ディプロマポリシー】

ディプロマポリシーは、学科の目的を明文化した学科の教育目標と併せて検討して卒業判定基準（判定の指針）として定めたものであり、平成 23(2011)年度より適用し、学生には学生便覧及び新年度ガイダンスにおいて周知をした。

## 1) 健康栄養学部のディプロマポリシー

- ◆健康・栄養・食品に関する専門的知識と技術、技能を身につけている
- ◆大学で学んだこと・身につけたことを実社会で形にして表現できる応用力としての技術と技能を身につけている
- ◆実践して得られた結果を科学的（記録・予測・制御）に考察し、合理性をもって

論文やレポートにまとめることができる

2) 管理栄養学科のディプロマポリシー

- ◆管理栄養士として、社会で活躍できる専門的知識と技術、技能・コミュニケーション能力を身につけている
- ◆管理栄養士として、保健・医療・福祉・介護などの分野で、ライフステージに応じた健康づくり支援ができる
- ◆管理栄養士として、地域社会に参画し、人々の生活の質（QOL）の向上に貢献できる

3) 食品学科のディプロマポリシー

- ◆食品技術者として食品産業界で活躍できる専門的知識と技術、技能を身につけている
- ◆食品の流通・消費や食文化に関する専門的知識とコーディネート能力を身につけ、その充実・発展に貢献できる
- ◆食の安全に関する専門的知識と技術、技能を身につけ、食品衛生管理業務に活かすことができる

【編入学】

編入学は、学則第 22 条に規定し欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。編入学者が他大学等で修得した単位を本学で認定する際の上限は学則第 32～34 条に規定し、60 単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定している。

＜履修登録単位数の上限、単位制度の工夫＞

【管理栄養学科・食品学科共通】

1) 履修登録単位数の上限について

履修科目の登録の上限は、学則第 35 条に規定し、1 年間に登録可能な単位数は 50 単位までとしてきた。各学年とも新年度ガイダンスで行われる履修指導に基づいた履修登録がなされている。管理栄養学科においては、資格取得のための実質的必修科目が多いことから、履修単位取得の重要性を成績発表時など折にふれて学年担任、学務課職員などが指導している。食品学科においては、複数ある認定資格の取得に必要な科目のそれぞれの履修指導を学年担任と学務課職員が行い、履修登録単位数を調整している。

なお、平成 22(2010)年度に単位上限を超える学生（1 年生 2 名、2 年生 9 名）の存在が判明し、平成 23(2011)年度の履修指導は慎重に行っている。

更に、履修科目の登録単位数の上限については、教育の成果の保証の観点から「大学改革・認証評価プロジェクトチーム」で問題として提起され、両学科の「学科会議」及び「教務委員会」において見直しが始められた。

2) 単位の計算上における自習時間の明確化について

「学生便覧」の履修規程において、「単位制」の項を設け、その授業科目に与えられる単位を試験に合格することによって修得し、その集積によって卒業要件を満たすという「単位制」に対する理解を促している。同時に 1 単位が 45 時間の学習を必

要としていること、1単位当たりの「授業時間」と「自習時間」の時間数についてそれぞれ明記している。このことは自習時間で学生が、自主的・積極的に授業の予習や復習を行うことを促し、次いで授業の理解、関心を高めることに役立っている。また、それは学習の習慣化、特に家庭学習の構築を目指すものである。

#### 【管理栄養学科 臨地実習履修基準について】

3年次より実施される臨地実習に関する意識や心得等の確立のため入念な準備をスタートさせている。臨地実習の教育目標の達成は実践活動に基づく学生の意識の高揚と変革のチャンスであり、就職活動や管理栄養士国家試験に対する取組みを大いに改善する。臨地実習の重要性を、臨地実習履修基準に基づいて理解させるために「総合演習Ⅰ・Ⅱ」やオフィスアワー、課外指導などを通じ、教員と学生は双方向の関係を保ちながら指導が行われている。

### ＜教育内容・方法の工夫＞

#### 【管理栄養学科・食品学科共通】

教育の内容・方法及びに指導に関する最大の問題は、年々進む学生の学力低下傾向と学生の気質、心構え、高等学校における学習履歴の多様化への対応などであり、初年次教育に重きを置いて対応している。そのため、以下のことを行っている。

##### 1) 学年担任制度

本学では1～4年次に、2人以上の担任を配置し、持ち上がりで学生を担当する「学年担任制度」を採っており、学生に対して、履修、学習に関する必要な情報の周知や共有を図るとともに、必要に応じて個人面談なども行い、学生の学業、生活の両面にわたってきめ細かな指導を行っている。

##### 2) 新入生オリエンテーション（学外宿泊研修）

入学時に「新入生オリエンテーション」として1泊2日の学外宿泊研修を実施している。

管理栄養学科の新入生オリエンテーションの目的は、初年次教育の円滑な導入を図るものであり、将来の目標とする資格取得や職業に対する社会的重要性や業務の理解と積極的なコミュニケーションなどを学習への重要な動機付けの場とすることである。教員とクラス学生との交流をとおして、学生のモチベーションを高め、入学当初の目標である「管理栄養士になる」ことを常に自覚させ、中途退学者を出さないように新入生ができるだけ早く大学生活に円滑に順応することを促している。管理栄養学科では、この新入生オリエンテーションは、現在検討中の教育課程改訂の中で新たに設定する科目「管理栄養士概論」の1つの項目に位置付けている。

食品学科の新入生オリエンテーションの目的は、学生が社会で活躍できる食品技術者を目指して学習するという認識を持つことと、早期に学生生活に慣れることにあり、加えて中途退学防止対策のひとつでもある。研修内容には、食肉、野菜、花卉、海水産物の各市場見学を組み込み、広く食への関心を高めている。宿泊行事特有の雰囲気でのグループ討論及びアクティビティにより学生相互のコミュニケーションが図られる。教員の参加により教員への親近感が増すことも期待している。

なお、平成23年度は東日本大震災の影響を受け、管理栄養学科は学外での宿泊研

修を見直し、4月30日に学内にて一日をかけてのオリエンテーションに変更した。食品学科は大田市場と築地場外市場等の見学を4月15日～16日に実施した。品川の食肉市場の見学は割愛した。

### 3) 高校時の履修歴の多様化対策

入学直後に、国語、英語、化学、生物の学力を把握する目的で「フレッシュマン実力試験」を実施し、平成20(2008)年度より化学の補習授業を開始した。平成21(2009)年度のカリキュラムの改訂に伴い「化学入門」を設置し、化学の習熟度別クラスを編成し「化学」の履修を指導している。平成23(2011)年度入学者に対しては、「化学入門」の履修指導の他、「英語Ⅰ」の習熟度別クラス分けにも「フレッシュマン実力試験」結果を活用している。

### 4) 放送大学との単位互換制度

平成18(2006)年度より放送大学と単位互換協定を結び、教養分野科目の拡充を図り教養教育の実を上げるべく、本学が指定する放送大学授業科目の受講を促しているが、受講者数は低迷している。従って、その促進策を講ずることが課題とされ、検討が重ねられている。

## 【管理栄養学科】

### 1) eラーニング（情報メディアの積極的活用の推進）

eラーニングの一環として、情報メディアを積極的に利用した学習を推進するため、「情報処理実習Ⅰ」「情報処理実習Ⅱ」をとおした教室での基礎的な情報技術の指導に加え、図書館、多目的ホール、自習室等から学内ネットワークをとおして共有資源やインターネットを利用できる環境を整備している。また、学生が好きな時間に、自分のペースで学習を進めることができるよう配慮し、双方向授業を促し、学生の理解度の確認、学習状況の把握、学生のコミュニケーション力の育成等を目指している。管理栄養学科においては、「情報処理実習」の発展形として簡易的eラーニングを試験的に運用し、学生の携帯電話端末から管理栄養士国家試験問題を学習するシステムを構築している。

### 2) 国家試験対策

国家試験合格100%を目指し、2年次から4年次まで国家試験対策を行っている。4年次では年間をとおして「国試対策特別講義」を開講している。「国試対策特別講義」では既習科目の補強をし、過去問題の解答、分析などにより、基礎内容の完成に加えて応用力の強化を図る。3年次では学生個々が自己の実力を知り、4年次からの対策計画を立案するために栄養士認定試験の受験を課している。4年次からは国家試験を想定した模擬試験を数多く実施し、各学生のモチベーションの高揚とレベルアップを図る。国試対策の推進は「国試対策室」を中心に図られ、学科全教員により運営されている。また、2、3、4年生の各クラスに国試対策委員を設け、委員が核となり、少人数グループによる学生同士が勉強を教え合う勉強会を奨励するなど、国試対策の補助のほかに学生間の合格成就と絆の結束を高めている。

## 【食品学科】

食品学領域の知識と技術やコーディネート技術を身につけた食の専門家を育成するために、食品学科では、食品衛生管理者・食品衛生監視員・フードスペシャリス

ト・フードサイエンティスト等の資格取得教育に重点を置き、教育内容、方法に工夫を凝らしコース制の導入も図った。正規の授業では、実践を重んじ、実験・実習科目を多く配置して学生指導にあたっている。フードスペシャリスト資格試験対策として過去問題の解説と模擬試験を11回実施し、正規の授業と相乗効果を生むように受験対策講座も設定している。またインターンシップでの就業体験が、キャリアプラン作りに役立つように指導している。

## ＜通信教育＞

本学は、通信教育課程を設けていない。

### (2) 3-2の自己評価

#### 【管理栄養学科・食品学科共通】

平成22(2010)年度に単位上限を超える学生の存在が判明したため、重大な改善課題として認識し、平成23(2011)年度の履修指導は慎重に行っている。更に人為的ミスを防ぐため、履修登録システムの機械化導入の検討にも入った。履修登録単位数の上限設定の見直しは、平成24(2012)年度の学則変更を見据えて検討を始めている。

授業期間の設定や年間学事予定の明示、卒業要件の設定、学習評価結果の活用については、現状で特に問題はない。なお、学生への周知は学生便覧及び新年度ガイダンスにおいて周知に努めている。

#### 【管理栄養学科】

管理栄養学科においては、教育目標を達成するために必要な教育課程がつくられ、その編成方針に基づき、年次ごとに編成された授業科目を設置しているが、学生の学力を踏まえ教育課程を精査し改善する必要がある。

問題は、学則に定められている単位を授与された専門科目の学習内容の習得レベルと国家試験合格に必要な学力レベルには隔たりがあることである。年々増加している基礎学力の不十分な入学者に対する教育は、学習習慣の構築からスタートしなければならない状況にある。学力不足、特に自然科学系の科目を苦手にする学生は進級しても低学力の階層に甘んじているケースがほとんどである。ゆとり教育の弊害、予習や復習の学習習慣の弱体化、学生の気質・心構えの変化などを「学生による授業評価アンケート」の評価により把握し、特に学生の化学の理解力と学力の向上について更なる検証の継続が必要である。

#### 【食品学科】

食品学科の教育課程の編成、授業科目、授業の内容を見ると先端の専門知識と確かな技術力を身につける教育課程になっている。フードスペシャリスト資格認定試験の合格率は、1期生94%、2期生96%であったが、3期生が67%と極めて低かった為、講習会などを改めて検討し直す。

### (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

#### 【管理栄養学科】

現状では、教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容が設定され、実施

されているといえる。以下のことを教育課程の改善項目とし推進を図る。

- ◆学生間には基礎知識や理解度に隔たりがあり、学力差の解消を図る時、学習の到達目標を基礎的なレベルに設定せざるを得ない。習熟度別の授業が理想であるが、管理栄養学科においては、「3-1の改善・向上方策」で示した「管理栄養士概論」の学習効果をいかに高めるかが課題になっている。更に所定の教育課程を超えて行う補習等の有効活用と教育課程における教員の適切な配置を合わせた検討が優先される。
- ◆成績評価の方法については、適切に実施されているといえる。
- ◆シラバスの改訂については、理解度（学力）重視をポイントに「授業の目標」、「到達目標」、「授業計画」など教務委員会を中心に協議し、シラバスの有効利用を検討している。
- ◆単位認定に関わる定期試験の受験資格、進級について検討を進める。
- ◆通年 4 単位の科目は、不合格となった場合の学生の負担が大きく学生の学習意欲の低下を招くだけでなく時間割編成上の問題ともなる。通年 4 単位科目のあり方や開講方法について検討する必要がある。

#### 【食品学科】

食品学科では、学科の目的や目標は、新教育課程の編成によって達成されるよう工夫されているが、教育内容・方法を更に精査し次の 3 点の課題を平成 23(2011)年度中に学科会議で検討する。

- ◆社会で活躍できる専門的知識と技術、技能、コーディネート能力を身につけた食品技術者を育成するために実践的な力をつける。
- ◆食品の流通・消費や食文化に関する専門的知識を持ち、その充実発展に貢献できるような人材を育成するためには、フードビジネス関係を総合的に集結する力をつける。
- ◆食の安全管理に関する専門的知識と技術、技能を身につけるための専門教育は、卒論研究の指導をとおして確かな技術力をつける。

### 3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

#### 《3-3 の視点》

#### 3-3-① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

##### (1) 3-3 の事実の説明（現状）

GPA(Grade Point Average)などの方法による学生の学習状況調査は実施していない。学生個々の出席、単位取得状況は学務課にて把握し、資格取得状況は各学科で指導している。就職状況は、「学生支援センター」が中心となり調査している。また、学生の意識も同様に調査し、早期の進路決定と就職活動への取組みを促している。

教育目標の達成状況の点検・評価は、「FD 委員会」が中心となり、前・後期に全教科について「学生による授業評価アンケート」を実施し、結果を学生の学習状況・意

識調査に盛り込み、点検・評価の指標としている。本学の「学生による授業評価アンケート」では「わかる」「やる気になる」の2点を重点的評価ポイントとしている。具体的には、授業に取り組む「教員と学生双方の姿勢」を学生に問う形式を取り「教員の授業の目的・意義の説明」「教員の授業の準備」「やる気を出させる工夫」「学生の授業への出席状況」「授業内容の理解度」「授業のレベル」などについて回答を求めている。

「学生による授業評価アンケート」結果は、「FD委員会」で集計後、学生からの意見・要望とともに当該教員に知らされ、その後の授業改善に役立てられる。学生への結果の公表は、全専任教員及び承認を得た兼任教員について実施している。平成22(2010)年度は要望のあった学生に対して開示を行い、平成23(2011)年度は9月に学生全体に公表する。

就職状況は、「学生支援センター」「就職対策委員会」が調査し、就職先、業種別・職種別データを拡大教授会に報告し、全教員が状況を把握できるようにしている。なお、就職先への「企業アンケート」も行っており、平成23(2011)年2月に実施し28件の回答が得られた。

#### 【管理栄養学科】

管理栄養学科の学生の最大の目標は、「管理栄養士国家試験」に合格する事である。1期生の合格率は50.7%、2期生は68.6%、3期生は82.3%と教育指導の成果は向上しているがまだ十分に達成できているとは言い難い。

#### 【食品学科】

食品学科の学生には、「フードスペシャリスト」「フードサイエンティスト」等の民間資格の取得を推奨している。また、「食品衛生管理者・食品衛生監視員」(任用資格)にも対応できるように、必要な授業科目の履修を促している。

### (2) 3-3の自己評価

学生の目標達成の動機付けや意欲付けには上述のような対応をしているが、更に改善・向上が必要である。先ず、「学生による授業評価アンケート」は、平成23(2011)年9月より全学生に公表される予定であり、授業内容の改善を行う取組みが更に広がった。

資格取得と就職活動支援のためには、両学科とも学生への早期の動機付けや意欲付けが不可欠であると考えており、平成22(2010)年度より入学式直後に1泊2日の新入生オリエンテーション(学外宿泊研修)を開始した。開始間もない初年時教育カリキュラムの一貫であるが、明らかに学生間だけでなく教員とのコミュニケーションがより円滑に行われことが確認されている。これが、学生生活や学科の協力体制そして教育・研究活動の充実につながることを期待している。

管理栄養学科では、3・4年次生に対し、「総合演習Ⅰ・Ⅱ」「ゼミナールⅠ・Ⅱ」を配しているが、平成22(2010)年度より「管理栄養士国家試験」への取組みとして上記科目を強化した。これを更に充実させ、国家試験の合格率向上に繋げる必要がある。

食品学科では、3年次の前期に選択科目として「インターンシップ」を開講している。3年次の夏休み(8~9月)を中心に1~2週間の研修を行うことにより、就職活動解禁に合わせて就職試験に挑戦する心構えを養っている。

### (3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業評価アンケートの学生への公表方法と授業内容の改善については、「FD委員会」「教務委員会」等が連携し、その具体策を議論した上で、両学科で実施する方向で進める。

新入生オリエンテーション（学外宿泊研修）は、新しい学生生活における不安やコミュニケーションの問題を解消するのに役立っており、その内容を更に充実させるための企画の検討を行っていく。

管理栄養学科では、国家試験の合格率向上に向け対策を強化していく。平成 21(2009)年度の教育課程の改訂で開講した「特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を更に充実させるものとし、教育課程の見直しを図る。

食品学科では、「インターンシップ」の事前学習の内容を見直し、就職活動に繋がるスキルを身に付けさせる。

#### [基準 3 の自己評価]

平成 22(2010)年度に単位上限を超える学生の存在が判明し、重大な改善課題として認識して平成 23(2011)年度の履修指導は慎重に行っている。同時に履修登録のミスを防ぐ為に機械化の導入を検討している。履修登録単位数の上限設定の見直しは、教育成果の保証の観点から平成 24(2012)年度の学則変更を見据えて検討を始めている。

管理栄養学科は、職業能力豊かな管理栄養士の養成を目指すために、教育方法に特色を持たせ、さまざまな方策を講じ、学生の学力向上を目指して、教員の授業の取組みの姿勢や指導、国家試験対策補習、学生へのきめ細かい個別指導など、その対応や対策も実施している。更に、現行の教育課程、教育内容や教育方法、学生のニーズやレベルへの適合性などを精査し、教育課程の改善のための見直しが必要であると認識している。年間学事予定、年次別履修科目の上限と卒業要件も明確に規定され、学生に周知し教育・学習結果の評価も行っている。基礎学力の不十分な入学者に対しては学習習慣をつけるよう指導している。進級しても低学力の階層に甘んじている学生は、「学生による授業評価アンケート」の評価を掌握し、理解力改善方策を検証する必要がある。

食品学科の平成 20(2008)年度以前の教育課程は、食品技術者の養成に主眼をおいていたが、広く食品分野に興味のある学生のニーズを十分にとらえているとは言い難かった。新教育課程では、食品の分析技術、微生物学的手技、手法を身につけ食品技術者を育成するフードサイエンスコースと食品の流通、消費、マネジメント分野での活躍や起業できるフードビジネスコースを編成した。授業期間の設定や年間学事予定の明示、卒業要件の設定、学習評価結果の活用については、現状で特に問題はない。教育課程の編成、授業科目、授業の内容を見ると先端の専門知識と確かな技術力を身につける教育課程になっている。フードスペシャリスト資格認定試験の講習会については 3 期生の合格率を踏まえ指導法などを検討し直す。

管理栄養学科、食品学科ともに学生の目標達成の動機付けや意欲高揚には常に改善・向上が必要である。「学生による授業評価アンケート」は、平成 23(2011)年 9 月より全学生に公表される予定であり、授業内容の改善を行う取組みが更に広がった。資

格取得と就職活動支援のためには、両学科とも学生への早期の動機付けや意欲高揚が不可欠であると考えており、平成 22(2010)年度より入学式直後に 1泊2日の新入生オリエンテーション（学外宿泊研修）を開始した。開始間もない初年時教育カリキュラムの一貫であるが、明らかに学生間だけでなく教員とのコミュニケーションがより円滑に行われことが確認されている。これが、学生生活や学科の協力体制そして教育・研究の充実につながることを期待している。

### 【基準 3 の改善・向上方策（将来計画）】

管理栄養学科の教育目標は管理栄養士の養成であり、これからの教育課程編成上の大きな問題は、多様化する学生の考えや価値意識、低意識・低学力ゆえに学習目標を確立できない一部学生の存在である。ゆえに、それを改善するために入学生に対する初年次（導入）教育、低学力学生に対する継続的な補習教育、管理栄養士国家試験に関わる対策教育（食育に関わる栄養教諭教育）などを検討し、また、自然科学系への興味や関心、化学の履修の有無によるレディネス格差や理解力などを踏まえ、教育課程を見直す必要がある。現在、教務委員会が進めている教育課程改訂の中で本学科については学科基幹科目として「管理栄養士概論」の導入設定を最優先に検討している。現状では、教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容が設定され実施されているが、より効果のある教育課程の検討と授業の改善推進を図る。

食品学科は、学生のニーズや社会的要請・志願者数の動向などを踏まえ、本学科としてより独自性を発揮するための新教育課程の検討と、積極的なキャリア支援のために取得可能な資格の見直しを行う必要がある。また、「学生による授業評価アンケート」をもとに、学科の全教員による授業方法の改善、向上に向けた FD(Faculty Development)活動を行い、授業方法について研鑽していく。

学科の目的や目標は、新教育課程の編成によって達成されるよう工夫されているが、教育内容・方法を更に精査し次の 3 点の課題を学科会議で検討する。

- ◆両学科とも学生による授業評価アンケートの学生への公表方法と授業内容の改善については、「FD委員会」「教務委員会」等が連携し、その具体策を議論した上で、両学科で実施する方向で進める。新入生オリエンテーション（学外宿泊研修）は、新しい学生生活における不安やコミュニケーションの問題を解消するのに役立っており、その内容を更に充実させるための企画の検討を行っていく。
- ◆管理栄養学科では、国家試験の合格率向上に向け対策を強化していく。平成 21(2009)年度の教育課程の改訂で開講した「特論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を更に充実させるものとし、教育課程の見直しを図る。
- ◆食品学科では、「インターンシップ」の事前学習の内容を見直し、就職活動に繋がるスキルを身に付けさせる。

教育課程編成及びそれを円滑に実行する上で、学生の学習意識と意欲の多様化や低さ、それに伴う学力の低下が重要課題になっている。そのために初年次教育、学習及び学園生活指導を行っているが、これは一方向からの指導と供与であり、学生自らの意識・意欲改善だけでなくそれを促すためにペナルティを課すことも必要である。即ち、進級制度（関門制）の導入を一つの方策として教務委員会で検討を行っている。

## 基準 4. 学生

4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

### 《4-1の視点》

4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

### (1) 4-1の事実の説明（現状）

#### ＜アドミッションポリシー＞

本学では、開学年次の平成 17(2005)年度入試から平成 23(2011)年度入試において、学科の目的に基づく「学科からのメッセージ」を学科の求める人材像として募集要項に明示してきた。平成 23(2011)年度入試では大学案内にも明示した。学科からのメッセージは【表 4-1-1】に示すとおりである。

【表 4-1-1 学科からのメッセージ】

学科	学科からのメッセージ（学科の求める人材像）
管理栄養学科	<p>本学科では、広い視野を持ち、心身ともに健康で、愛情豊かな管理栄養士の養成を目指す。そのため、入学者には次のような人を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の健康と栄養に強い興味を持ち、深く学びたい人</li> <li>・より広く、より深く学ぶための基礎的能力を持っている人</li> <li>・他者を思いやることのできる人</li> <li>・相手の言葉に耳を傾け、自らも的確に表現できる人</li> <li>・地域社会への貢献意欲の強い人</li> </ul>
食品学科	<p>本学科では、食品、栄養に関する深い知識を持ち、食品産業界で活躍できる食品科学技術者、コーディネートの技術を身につけた食の専門家の養成を目指す。そのため、入学者には次のような人を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「食べ物創り」の好きな人</li> <li>・食べ物と健康の関心に興味のある人</li> <li>・食べ物に対する科学的な好奇心が旺盛で、実験の好きな人</li> <li>・人にやさしく、正義感の強い人</li> <li>・より広く、より深く学ぶための基礎的能力を持っている人</li> </ul>

平成 23(2011)年 1 月に制定した「建学の精神」、2 月に定めた「教育目標」「教育理念」「学科の目標」に基づき健康栄養学部のアドミッションポリシーを次のとおり定め平成 24(2012)年度入試から適用する。

- ◆勤勉で意欲をもって学び続けることができる
- ◆実習や実験などグループワークに積極的に取り組める
- ◆将来の夢や目標を持ち、その実現に向けて日々の努力を惜しまない
- ◆何事にも真剣に、全力で取り組みチャレンジ精神が旺盛である
- ◆常に謙虚で向上心があり、失敗してもそこから学び反省して、次の行動に活かすことができる

## ＜入学者選抜等の運用＞

本学の入学者選抜は、「入学者選考管理委員会」及び「入学者選考審査委員会」において入学要件に基づいて判定を行っている。

入学者選抜方法等については、順次見直しが行われている。平成 19(2007)年度入試からは大学入試センター試験利用入試を導入、平成 20(2008)年度入試からは指定校制推薦入試を導入、食品学科は更に社会人特別入試を導入、自己推薦入試は廃止、平成 22(2010)年度入試からは AO(Admission Office)入試にⅡ期入試を導入し、平成 23(2011)年度入試には、一般入試及び大学入試センター試験利用入試において両学科の併願制度を設け、更にⅢ期入試も導入した。

なお、平成 23(2011)年度の出願資格と入学者選抜方法等の概要は【表 4-1-2】に示したとおりである。

【表 4-1-2 平成 23(2011)年度の出願資格と入学者選抜方法】

入試種別	出願資格	選抜方法・実施学科
AO 入試	<p>本学への入学を強く希望し、本学の教育目的や理念を具現するにふさわしい旺盛な学習意欲と問題意識を有し、かつ創造性・行動力等の能力と資質を有し、次の項目に該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.高等学校（中等教育学校を含む）を卒業見込みの者又は既卒 1 年目の者。</li> <li>2.高等学校卒業程度認定試験合格者（高等学校卒業 1 年目相当に限る）</li> </ol>	<p>エントリーシート・模擬授業受講感想文・面接・課題発表・調査書 ※食品学科のみ実施</p>
指定校制推薦入試	<p>本学が指定する高等学校（中等教育学校を含む）を卒業見込みの者又は既卒 1 年目の者で次の条件を全て満たし、高等学校長が推薦する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.本学を第一志望とする者。</li> <li>2.全体の評定平均値が管理栄養学科 3.5 以上、食品学科 3.0 以上の者。</li> <li>3.健康かつ在校時の出席状況が良好の者。</li> </ol>	<p>調査書・面接 ※両学科で実施（食品学科は専門高校・総合学科卒業生を対象とした指定校制特別推薦入試も実施）。</p>
公募制推薦入試	<p>高等学校（中等教育学校を含む）を卒業見込みの者又は既卒 1 年目の者で次の条件を全て満たし、高等学校長が推薦する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.本学を第一志望とする者。</li> <li>2.健康かつ在校時の出席状況が良好の者。</li> </ol> <p>※但し、Ⅱ期入試は全体の評定平均値 3.5 以上の者（管理栄養学科のみ実施）。</p>	<p>調査書・面接・適性テスト ※Ⅰ期入試は両学科で実施（食品学科は専門高校・総合学科卒業生を対象とした本学公募制特別推薦入試、卒業生等を対象とした卒業生子女等推薦入試も実施）。 ※Ⅱ期入試は管理栄養学科のみ実施（適性テストに代えて小論文を課す）。</p>
一般入試	<p>次のいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.高等学校（中等教育学校を含む）を卒業した者及び見込みの者。</li> <li>2.通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び修了見込みの者。</li> <li>3.文部科学大臣の定めるところにより、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者及びこれに該当する見込みの者。</li> </ol>	<p>Ⅰ～Ⅲ期入試とも 3 科目の試験及び調査書 ※両学科で実施</p>
大学入試センター試験利用入試	一般入試と同一	<p>Ⅰ～Ⅲ期入試とも 3 科目の試験及び調査書 ※両学科で実施</p>
社会人特別入試	<p>社会経験のある者で、かつ次のいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.高等学校（中等教育学校を含む）を卒業した者。</li> <li>2.通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者。</li> <li>3.文部科学大臣の定めるところにより、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。</li> </ol>	<p>調査書・面接・小論文 ※食品学科のみ実施</p>

### <入学者定員充足率>

平成 19(2007)～23(2011)年度の入学定員充足状況を【表 4-1-3】に示した。管理栄養学科は入学定員を充足している。食品学科は開学以来平成 22(2010)年度までは入学定員が充足できない状況が続いていたが、平成 23(2011)年度は充足し改善傾向にある。

【表 4-1-3 過去 5 年間の学部・学科別入学定員充足率】

学部	学科		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
健康栄養学部	管理栄養学科	入学定員(人)	80	80	80	80	80
		入学者(人)	103	92	87	92	99
		入学定員充足率(%)	128.8	115.0	108.8	115.0	123.8
	食品学科	入学定員(人)	80	80	80	80	80
		入学者(人)	51	48	59	56	91
		入学定員充足率(%)	63.8	60.0	73.8	70.0	113.8
	計	入学定員(人)	160	160	160	160	160
		入学者(人)	154	140	146	148	190
		入学定員充足率(%)	96.3	87.5	91.3	92.5	118.8

### <在籍学生数並びに授業を行う学生数>

本学の在籍学生数とクラス数は、【表 4-1-4】に示すとおりである。授業は、管理栄養学科・食品学科とも 1 学年 2 クラスを原則として 40 人のクラス制授業としているが、管理栄養学科は、クラスサイズを超えて授業を実施しているため、担当教員のオフィスアワー等を利用し、グループ・個人指導を実施しフォローアップに努めている。

管理栄養学科は、栄養士養成施設指導要領、管理栄養士学校指定規則に規定する基準に基づき授業が行われている。

【表 4-1-4 在籍学生数及びクラス数】

(単位：人)

学科	入学定員	収容定員	在籍学生数 (クラス数)				
			1 年	2 年	3 年	4 年	計
管理栄養学科	80	320	99 (2 クラス)	89 (2 クラス)	79 (2 クラス)	91 (2 クラス)	358
食品学科	80	320	91 (2 クラス)	53 (2 クラス)	47 (2 クラス)	43 (1 クラス)	234
計	160	640	190	142	126	134	592

平成 23 年 5 月 1 日現在

## (2) 4-1 の自己評価

平成 23(2011)年度入試までは、「学科からのメッセージ (学科の求める人材像)」を本学のアドミッションポリシーとして、大学案内書・募集要項やホームページ等で明示したほか、キャンパス内で行うオープンキャンパス、教職員による高校訪問や外部で行われる合同進学相談会に参加する等の機会に広く広報活動を行ってきた。

平成 23(2011)年 2 月に定めたアドミッションポリシーは、本学のホームページ内の情報公開ページにおいて同月に公表し、1 都 7 県 (1107 校) の高等学校に対して進路担当教諭をとおして情報公開ページの更新内容を通知した。

入学者選抜は、入学要件・入学者選抜方法等を検討し運用している。入学者選抜方法は毎年見直しを行い、その多様化を図り、評価尺度の多元化・明確化に努めており、適正数に収まるよう努力しているが、管理栄養学科の合格者の入学歩留まり率の読み違いで入学定員を超えている。食品学科では平成 23(2011)年度は開学以来はじめて入

学定員を確保したが、今後更に定員充足の恒常化の方策を検討する必要がある。

### (3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育目標、教育方針、アドミッションポリシーがより正しく理解されるように様々な広報活動を継続していく。更に、平成24(2012)年度入試以降は、アドミッションポリシーが的確であったか学科会議で分析・検討する。

出願資格の調査や選考は適正かつ厳正に行い、教育の質を維持する環境を確保するため、入学定員の管理体制を確立することに努める。特に、入学定員超過の管理栄養学科については、入学歩留まり率の設定に慎重を期する。多様化する入学者の実態やニーズに対応するため、教育課程の見直しを学科及び教務委員会を中心に検討する。

## 4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

### 《4-2の視点》

- 4-2-① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。
- 4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。
- 4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

### (1) 4-2の事実の説明（現状）

#### <学生への学習支援体制>

学生への学習支援体制は、教務委員会の審議を経て教授会で決定される。決定事項の実施は、教務委員会、学科会議、学年担任、学務課及び関係部署で行われているが、組織的な対応や教職員全体の情報共有化などの構築は図られていない。

#### 1) 教務委員会

教務委員会では、毎年「授業概要（シラバス）」を見直し、「難しい話を易しく、易しい話を深く、深い話を面白く」するべく、各教員に授業改善を呼びかけている。

定期試験の不合格者に対しては、再試験前に「成績相談タイム」を設け、当該科目の要点、学習方法等の指導、不得意科目の克服を全専任教員及び一部の非常勤講師で実施している。「オフィスアワー」は、原則としてシラバスに明示することを各教員に依頼している。

#### 2) 学科会議

教育課程に関わる内容は、管理栄養学科・食品学科ともに学科会議で検討され、教務委員会と連携して、学生への支援体制も含めて検討・実施されている。

管理栄養学科は、4年次の前・後期に管理栄養士国家試験の受験対策として、「国試対策特別講義」を集中的に実施し、実力向上を図っている。

食品学科は、早期に入学が決定するAO入試入学手続者に対し、高校の授業を最後まで履修する事、化学については事前学習として教材を指定し指導を行っている。

3) 学年担任制度

本学は、学年担任制をとっており、各学年に 2 人以上の担任を配置し、履修指導を始めとし、学生生活全般にわたる相談、指導、支援の体制をとっている。

4) 学務課

学生の学習に関する一般的相談の受付窓口として機能し、相談内容に応じて該当する部署を紹介し相談・指導している。

5) 成績不振者（退学者・留年者）対応

現在、成績不良の退学希望者、留年者への対応は、学年担任による面談を実施することにより解決を図っている。学年担任は、面談記録を学務課に提出し、学務課は面談記録を保管している。

退学者の防止策としては、学生による授業評価を尊重し、FD(Faculty Development)活動を盛んにすることで、より魅力のある授業を行うとともに学年担任だけでなく、各教職員による個々の学生に対応した指導が不可欠である。そのためにも学生個々の情報が教職員間で共有でき、よりよい学生支援に繋がる「学生個人カルテ」の構築が検討され始めた。また、新入生オリエンテーションも退学者防止策の一端を担っている。

6) 新入生オリエンテーション（学外宿泊研修）等

上述した学習支援体制は、「オフィスアワー」など学生の自主性に任せているものについての利用状況が少なく、定期試験の直前には利用が増えるという状況が続いている。この状況を踏まえ、年間を通じての利用を促す為、平成 22(2010)年度から入学時に 1泊 2日の「新入生オリエンテーション」（以下「オリエンテーション」という）を管理栄養学科、食品学科それぞれ設定し、動機付けや意識高揚を行っている。

オリエンテーションは、専任の教員が原則として全員参加することとしている。参加者は全員名札を付け、教員も含めて 10 人程度の小グループを編成して顔と名前を知り、相互にコミュニケーションをとれるようにして、大学で学ぶ意義、4 年間の授業、実験、実習、演習等を説明し、生徒から学生への意識転換を図っている。

(本編 3-2<教育内容・方法の工夫> 再掲)

**<学士課程の通信教育>**

本学は通信教育を実施していない。

**<学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組み>**

1) 意見交換会

学生の意見を汲み上げる仕組みとして、学生との「意見交換会」を毎年 1 回開催している。学生組織の「学友会」の代表、1~3 年の学生代表（10 数人）と学長、学部長、学科長、教務委員会委員長、生活指導委員会委員長など大学側代表（約 10 人）とが話し合い、課題の妥当性・緊急性の高いものから順次対応すると共に、各種委員会活動に反映させている。この学生との意見交換会では、学習支援の他に厚生補導に関わる学生支援についても話し合われている。

## 2) 学生による授業評価アンケート

授業の質を上げるためには、FD委員会が実施する「学生による授業評価アンケート」を前・後期ともに1回ずつ全授業科目について実施しており、その結果を各担当教員へフィードバックし、授業改善を求めている。この学生による授業評価アンケートでは自由記述欄を設け、学生の率直な意見の聴取を図っている。

### (2) 4-2の自己評価

学生への学習支援体制の整備とその運用は、概ね実施出来ている状態にある。但し、利用状況の統計は取っていないが、オフィスアワー等の活用は消極的であり、更なる意識付けや動機付けが必要である。この対策として、平成22(2010)年度から、入学式直後にオリエンテーションを、両学科ともそれぞれ実施した。

学生との意見交換会で挙げた課題は、各種委員会や関係部署に課題として反映させているが、教職員全体での共有はされていない。また、案件によっては、学生の意見と要望に対して学長が即答してしまう場合がある。学生から汲み上げた意見は一度しかるべき組織で検討する仕組みを作り、学生のニーズに応じた支援を行うシステムを構築する必要がある。

### (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

入学式直後のオリエンテーションは2回目を終了した段階であり、その結果を精査して内容の充実を図る事が次の課題である。

一方、「オフィスアワー」など学生の自主性に任せている学習支援の取組みや学年担任制度の改善方策、授業の魅力向上については、FD委員会と教務委員会ならびに両学科会議とが連携して取組んでいく。特に学生の主体性に任せている事項については、定期的な意見交換会と「学生による授業評価アンケート」や「学生支援センターアンケート」調査結果を適切に評価し、改善・改良点を学生が認識出来るようにする。

## 4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。

### 《4-3の視点》

- 4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。
- 4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。
- 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。
- 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。
- 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

### (1) 4-3の事実の説明（現状）

#### <厚生補導のための組織>

学生生活に係る諸問題は、生活指導委員会で審議し教授会で決定する。決定事項の実施は生活指導委員会、学年担任、学生支援センター及び関係部署で行っているが、組織的な対応や教職員全体の情報共有化などの構築は図られていない。

## 1) 生活指導委員会

学生が充実した学生生活を送ることができるように、大学の環境を整備及び改善することと学生生活の指導方針を定めることを目的とする。学生生活に係る諸問題の解決への支援と聖栄葛飾祭（大学祭）や体育祭などの学友会主催の行事などに対する指導を行う。その他に、賞罰に関する事項、奨学生に関する事項を審議する。

## 2) 学年担任制度

各学科の各学年にそれぞれ 2 人以上の担任を配している。入学から卒業まで同一教員が担当することで、学年担任が学生を十分に理解した上で指導することができる。学年担任の役割は学生生活上の問題を把握し、学生を支援することにある。学習上の支援、個人的問題に対する助言、保護者会や個別面談による保証人との情報交換、緊急を要する連絡を行う。

## 3) 学生支援センター

学生からの一般的相談の受付窓口として機能し、必要に応じて該当する部署での相談を指導する。クラブ・サークル活動、奨学金、設備に関する要望などを受け付ける。

## 4) ハラスメント防止対策委員会

ハラスメント防止対策規程に基づき教職員 11 人によるハラスメント防止対策委員会が設置されている。学生便覧には、「ハラスメントの防止に関するガイドライン」を記し学生個人の尊厳を守っている。

## &lt;経済的な支援&gt;

## 1) 奨学金制度

経済的理由で修学が困難な学生に学費を貸与する目的で、日本学生支援機構奨学金と各種団体の奨学金を扱っている。平成 22(2010)年度は学内外の奨学金を全学で合計のべ 214 人が給付を受けている。学力優秀な学生に対しては本学独自の奨学金が 2 年次生及び 3 年次生に支給される。入学時には一般入学試験成績優秀者に対する奨学金制度がある。【表 4-3-1】に奨学金利用状況を示した。

【表 4-3-1 平成 22(2010)年度奨学金の利用状況】

支給額単位：円

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数 (a)	在籍学生総数 (b)	在籍学生数に対する比率 $a/b * 100$	月額支給総額 (c)	1 件あたりの月額支給額 $c/a$
日本学生支援機構奨学金 (第 1 種) (自宅通学)	外	貸与	32	551	5.8%	1,680,000.0	52,500.0
日本学生支援機構奨学金 (第 1 種) (自宅外通学)	外	貸与	4	551	0.7%	256,000.0	64,000.0
日本学生支援機構奨学金 (第 2 種)	外	貸与	155	551	28.1%	11,520,000.0	74,322.6
日本学生支援機構奨学金 (併用)	外	貸与	9	551	1.6%	1,256,000.0	139,555.6
青森県教育厚生会奨学金	外	貸与	1	4	25.0%	66,666.7	66,666.7
東京聖栄大学奨学金 入試成績優秀特待生	内	給付	3	147	2.0%	50,000.0	16,666.7
東京聖栄大学奨学金 学業成績優秀奨学生	内	給付	10	255	3.9%	83,333.0	8,333.3

平成 23 年 3 月 1 日現在

## 2) 経済的理由退学者への対応

経済的理由による退学者・除籍者は、平成 19(2007)年度から平成 22(2010)年度までの 4 年間で、全退学者・除籍者 78 人中 17 人いたが、それに対する対応策はなかった。生活指導委員会では奨学金予算増額分の支給方法の検討を開始した。

## <学生の課外活動への支援>

### 1) 学生自治

本学の学生自治組織として全学生で構成される「学友会」があり、総会と役員を選出が年 1 回行われる。学部長が顧問として助言を与える。学友会は、地域社会との交流を図り、各種団体のイベントに積極的に参加している。教職員は各イベントに立会い、学生を激励し支援している。平成 22(2010)年度では、東京都食育フェア、わんぱく相撲葛飾区大会、警視庁主催交通安全イベント、新小岩天祖神社例大祭夜店などに参加協力した。

### 2) サークル活動

本学のサークル活動には、部・団体と同好会・団体がある。体育系団体が 11 団体、文化系団体が 9 団体ある。設立には学友会の承認を要し、各団体には教員が顧問として就き、必要に応じて助言を与える。活動は体育館、実験室、実習室、講義室で行われる。合宿等で学外の施設も利用する。活動費は学友会が補助費として 1 団体あたり平均で 56,190 円支給している。年度末には活動報告書の提出が義務付けられている。

### 3) 学校行事

学生にとっての最大の行事である聖栄葛飾祭（大学祭）・体育祭は、学生の実行委員会が企画、運営し、教職員が学生の相談に応じ支援している。大学祭で模擬店を出展する団体には、事前講習会として保健所より講師を招いて保健衛生講習を行っている。大学祭は、専門分野の体験実習としても効果的な学習の場である。

### 4) 学生表彰

学校法人独自の表彰制度として「わたなべ奨学奨励基金特別表彰」がある。表彰の対象者は学内外において顕著な貢献があり、すぐれた評価を受け、大学の知名度を高めた者とする。本表彰は平成 22(2010)年度は年 2 回行われた。

### 5) アルバイトと学生寮

アルバイトは、学業に支障をきたさないと考えられるものを学生支援センターにおいて紹介している。学生寮に関しては、本学所有の寮はないが、指定寮として民間会社と提携し、安全な住居の提供サービスを行っている。

## <健康相談、心的支援、生活相談>

### 1) 保健室

本学の保健室は、学校保健安全法に基づいて設置されている。学生の健康相談は、保健室で行われ、保健師、看護師の 2 人が主に対応し、必要に応じて学校医の診察、相談をおこなっている。最近のメンタルヘルスの観点からの保健室の役割の拡大に対応して、一時的休憩や落ち着いた環境での相談に役立つように、平成 22(2010)年

11月に新たな別室（相談室）を設けている。

健康診断は、学校保健安全法に基づき、毎年4月、学年の開始時に行っている。学校保健安全法施行規則に定められた項目につき、学校医（産業医と兼務）が実施している。なお、結核検診は、1年次生及び4年次生について全員実施している。管理栄養学科3年次生についての結核検診は、平成23(2011)年度より実施。食品学科3年次生については検討中である。定期健康診断の結果に基づき、学校保健安全法に定められた健康相談並びに、保健指導を学校医・保健室が行っている。特に肥満及び痩せについては適切な助言に努めている。

保健室は、健康相談、健康診断、保健指導、救急処置等の業務の他に、学生全員が加入している「学生教育研究災害保険」の保険請求手続きも扱っている。

## 2) カウンセリング

心的支援は、授業を担当している教授1人がカウンセラーを兼務しており、担当教員の研究室隣接のカウンセリング室にて学生との面談を行う。カウンセリング室は一般学生の通行があまりない区画に設置されている。

カウンセラー資格を持つ教員は、講義時間や会議等の業務により、学生が来談したときに不在となるときがある。これへの対応として来談した事がわかるように来談者メモを徹底し、後日カウンセラーから連絡できるようにしている。

## 3) 生活相談

生活相談の受付は学年担任と学生支援センターが行っている。学年担任は、学生の学習、友人関係などの学生生活上の問題に対して助言する。また、保証人との情報交換を保護者会及び個別面談にて行う。緊急を要する場合には学生または保証人に連絡する。学生支援センターは、アルバイト・下宿などの紹介、課外活動の事務的支援を行う。相談内容により必要であれば、生活指導委員会、教務委員会などに報告して審議する。

## <学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組み>

### 1) 意見交換会

学生サービスに対する意見を汲み上げる仕組みとして学生との「意見交換会」がある。これは、本編4-2で記した学習支援に対する学生の意見を汲み上げる仕組みの「意見交換会」と同時に開催し学生サービスに関わる学内の環境や施設についても話し合われている。

### 2) 学生支援センターアンケート

学生の学習環境に対する意見聴取は、生活指導委員会の下に学生支援センターが実施する「学生支援センターアンケート」の中で行われている。そこで聴取された要望は、生活指導委員会で審議され、教授会を経て対応が図られる。アンケート結果については、学生への連絡システムである「TSナビ」を通じて、平成23(2011)年3月より公表を開始している。

### 3) 常設受付窓口

時を選ばずに意見や要望を述べられるのは、学生支援センターと学務課の窓口及び学年担任である。直接対面し伝えにくい場合の伝達手段は設けられていない。

## (2) 4-3の自己評価

厚生補導のための組織は、生活指導委員会が中心となり、学生サービスの充実を目指し学年担任や学生支援センターで連携を図っている。意見交換会で取り上げられた課題や学生支援センターアンケートへの対応は、各種委員会や関係部署で検討しているが、その結果は全教職員に共有されていない。

学費の納入が困難な学生を対象とした本学独自の奨学金制度、授業料減免制度、学納金の一部貸与制度がないため、生活指導委員会の課題として認識し、これらの構築が急がれる。

課外活動に対する支援は概ねできている。聖栄葛飾祭（大学祭）の企画に学術的な内容のものが少ない傾向にあり学友会などに学術企画の実施を助言している。

学生の保健相談窓口としての保健室の役割は、学校保健法に則ったものであり、基準を満たし、心的支援及び生活相談も概ねできている。

## (3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

学生の学園生活に関わる経済的な支援体制については、修学途中で学費納入が困難になった学生に対する対策を生活指導委員会で至急検討する。

課外活動の支援としては、教員が専門分野関連の研究者に講師の依頼を聖栄葛飾祭（大学祭）に加えて他の機会にもより積極的に行い、学生の啓発に努める。

健康相談、結核検診、予防接種の見直し、メンタル・ヘルス対策などの問題は、今後検討されるべき課題である。生活指導委員会、学生支援センターばかりでなく教務委員会にもかかわる幅広い観点から、具体的に検討していく必要がある。

心的支援は、カウンセラー不在の際の更なる対応として、相談業務専用携帯電話の設置や専従カウンセラーの常駐を大学管理部門と検討し予算的措置を講じていく。

学生の一般的生活相談窓口となる学生支援センターは、入り難い構造になっているため、学生利用を踏まえ場所や利用方法などの工夫に努める。更に、一般学生が恒常的に直接大学側に意見を述べることができる方策を勘案する。

## 4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。

### 《4-4の視点》

4-4-① 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。

4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

### (1) 4-4の事実の説明（現状）

#### ＜就職・進学に対する相談・助言体制＞

就職・進学に対する相談・助言はキャリア・カウンセラー（専任教授1人）、学生支援センター学生生活指導・就職グループ職員あるいは各研究室で行われている。現在実施されている支援行事を【表 4-4-1】に示す。

【表 4-4-1 学生支援センターによる主なキャリア・就職支援行事】

実施月	行事名	対象
4月	新年度ガイダンス	全学年
	就職ガイダンス	3年
	ベネッセ就職模試「スタート」	1年
5月	ベネッセ就職模試「スタート」	3年
	ベネッセ就職模試「キャリアアプローチ」	3年
	ベネッセ模試・解説ガイダンス	1年
6月	ベネッセ模試・解説ガイダンス	3年
	エントリーシート対策講座	3年
7月	未内定者ガイダンス	4年
	学生支援センターガイダンス	1～3年
	公務員ガイダンス	全学年
10月	就職対策DVD上映会	3年
	直営給食施設就職希望者ガイダンス	4年
	就職活動対策講座	4年
	キャリア支援ガイダンス	1年
	SPI対策インターネット講座	3年
10月～12月	公務員試験・SPI試験対策集中講座	1～3年
11月	就職活動のためのマナー講座	3年
12月	就職活動のためのディスカッション講座	3年
	4年次生による就職活動体験講話	3年
2月	学内業界・企業説明会	3年

就職に関しては、平成 20(2008)～平成 22(2010)年度に全国平均を上回る成果を上げた。(文部科学省・厚生労働省「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」との比較)学生の進路状況を【表 4-4-2】に示す。表の数値は全卒業生に対する割合である。

【表 4-4-2 平成 20～22 年度卒業生進路状況表】

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
就職希望者	公務員	1.7%	1.5%	0.7%
	病院(直営)	5.8%	3.1%	4.3%
	福祉施設(直営)	5.0%	2.3%	2.9%
	保育園(直営)	6.6%	10.0%	6.4%
	学校(直営)	0.8%	0.0%	0.0%
	給食会社(委託)	21.5%	23.8%	28.6%
	薬局	1.7%	5.4%	5.0%
	その他	0.0%	2.3%	0.7%
	計	43.1%	48.4%	48.6%
	研究・分析・開発・製造(食品・化学)	5.8%	5.4%	6.4%
	一般事務	9.1%	3.1%	7.9%
	営業・販売	10.7%	12.3%	4.3%
	調理	5.8%	8.5%	5.0%
	接客サービス	0.8%	0.0%	1.4%
	その他	9.9%	3.8%	1.4%
	就職者 計	85.2%	81.5%	75.0%
	未内定	3.3%	4.6%	5.0%
	就職希望者 計	88.5%	86.1%	80.0%
	その他・進学	進学(大学院)	3.3%	0.8%
進学(その他)		0.8%	3.1%	2.1%
その他(非正社員就職等)		7.4%	10.0%	16.5%
進学・その他 計		11.5%	13.9%	20.0%
卒業生	100.0%	100.0%	100.0%	
本学就職希望者比就職率	96.3%	94.6%	93.8%	
全国就職希望者比就職率 ※	95.7%	91.8%	91.1%	

※文部科学省・厚生労働省「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」数値。平成 22 年度は暫定値(東日本大震災で被害を受けた学校は除く)

本学には大学院課程が設置されていないので進学を希望する学生への対応は、キャリア・カウンセラー（専任教授 1 人）と指導に熱心な数人の教員が学生の個別相談を受け、進学先を助言することで指導を行っている。現状では、筑波大学大学院、順天堂大学大学院、東京農業大学大学院、女子栄養大学大学院などへの進学実績をあげている。

キャリア教育は開学以来の教育プログラムと学生に対する支援計画があり、それに従って学生支援センターを中心にした支援体制も構築されている。

### <食品学科インターンシップ>

本学のインターンシップは、食品学科の選択科目として 3 年前期に配置し、キャリア教育の一環としている。インターンシップの履修状況を【表 4-4-3】に示した。

インターンシップ委員会は、食品学科の会議で担当教員以外の教員へも協力を依頼してきたが、一部の教員が対応しているのが現状であった。平成 22(2010)年度の研修時より食品学科の全ての教員が、学生が研修に出向く 8 月上旬から 9 月中旬に受入れ先を訪問し、研修及び学生の態度、企業の本学への要望等をヒヤリングする事とし、「インターンシップ」を食品学科全体の取組みと位置付けた。

なお、訪問先は、情報交換を深めるためにも教員を原則固定する予定である。

【表4-4-3 インターンシップ履修学生数】

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
履修学生数	27人	43人	28人	33人
3年次在籍数	44人	68人	46人	39人
履修率	61.4%	63.2%	60.9%	84.6%

## (2) 4-4 の自己評価

### <就職・進学に対する相談・助言体制>

本学は、3 人のスタッフ（全員生活指導業務兼務）で就職・進学指導を行い、一定の成果を挙げてきた。しかし、就職・進学を専門に担当する職員がいないため、学生個人のカルテを作り継続した指導を目指しているが、きめ細かい学生一人ひとりに対応した指導は出来ていない。

また、年間 200 万円程度の予算による就職・進学支援ではあるが効果的に成果を挙げている。これに対し、一方では継続した公務員就職対策講座などに効果のある指導プログラムを導入するにも費用がなく実施出来ないのが現状である。本学は他大学に比べても授業料が高く、現在の経済状況ではこれ以上の費用負担を学生・保護者（保証人）に求めることは不可能である。

こうした問題を解決するために、平成 22(2010)年度には文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」GP(Good Practice)に応募するための作業を進めたが、大学の判断で応募を断念した。本学の置かれた状況を踏まえると、外部資金の導入には積極的に対応すべきであったといえる。

### <食品学科インターンシップ>

平成 22(2010)年度は、インターンシップ担当教員と食品学科教員で全受入れ先 18ヶ所を訪問することができた。新規受入れ先の開拓のために、平成 23(2011)年度以降は、食品学科教員の訪問数を 2~3ヶ所に増やすこととし、食品学科のインターンシップ強化を図っている。

#### (3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

##### <就職・進学に対する相談・助言体制>

キャリア支援（就職・進学支援）専門の専任職員の配置が必要である。実際にはキャリア・カウンセラー、CDA(Career Development Advisor)資格をもった職員がいるにもかかわらず、有効に活用されていないので、専任職員を配置しキャリア支援部門をセクション化することが緊急に求められる。

就職・進学に対する学生支援の重要性を認識するための研修を実施する。学生支援に対する適正な予算措置を図り充実した支援を行うことが望まれ、全学的な取組みを行う。

当然のことながら、本学の現在の財務事情では学生支援に対する専任職員の配置もキャリア支援予算の増額・確保も簡単ではない。平成 22(2011)年 4 月の文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」GP のような外部資金の導入が不可決である。しかし、平成 22(2011)年 11 月の政府事業仕分けで文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」はじめ GP は「廃止」という結論を出されているので、改善の途は険しい。

### <食品学科インターンシップ>

インターンシップの受入れ先は、その対応に時間・費用・気遣いなど多大な負担を負っている。その結果、対応出来ないという理由で受入れて頂けない企業等も出てきている。インターンシップ委員会では、この問題を解決するための方策を緊急の課題としてあげているが、解決に至っていない。その為に、保護者の紹介による新規受入れ先の開拓や本学の近隣企業への受入れ依頼を行うことも検討している。

#### [基準 4 の自己評価]

本学の「建学の精神」「教育目標」「学科の目標」を具現化するために平成 23(2012)年 2 月にアドミッションポリシーを定めた。このポリシーを平成 24(2013)年度入試から適用し、本学が求める人材像を明確にしたことにより適切な入学者選抜の運用環境を構築することができる。平成 23(2012)年度の入学定員は、管理栄養学科・食品学科の両学科ともに充足しているが、管理栄養学科の合格者の入学歩留まり率の読み違いで入学定員を超えている。食品学科は入学定員充足の恒常化の方策を今後とも検討する必要がある。

学生から汲み上げた意見は、しかるべき組織で検討する仕組みを作り、学生のニーズに応じた支援を行うシステムを構築する必要がある。併せて、一般学生が恒常的に直接大学側に意見を述べることができるシステム構築と運用方策検討も必要である。

課外活動・健康相談・心的支援は概ねできている。学費の納入が困難な学生を対象

とした支援が急がれる。就職・進学指導は、3人のスタッフ（全員生活指導業務兼務）で一定の成果を挙げてきた。就職・進学を専門に担当する職員がいないため、学生の学習支援、生活支援、就職・進学支援の基礎となる総合的な「学生個人のカルテ」を作り継続した指導を目指している。

公務員就職対策講座などに効果のある指導プログラムを導入する予算がなく、平成22(2010)年度には文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」GPに応募するための作業を進めたが、大学の判断で応募を断念した。本学の置かれた状況を踏まえると、外部資金の導入には積極的に対応すべきであったといえる。

食品学科インターンシップは、担当教員と食品学科教員で全受入れ先の訪問や新規受入れ先の開拓のために強化を図っている。

#### **【基準4の改善・向上方策（将来計画）】**

アドミッションポリシーがより正しく理解されるよう、様々な広報活動を継続し、アドミッションポリシーが的確であったか学科会議で分析し学部長に報告する。

新入生に対する学習の意識付けや動機付けのプログラムであるオリエンテーションは、その結果を精査して内容の充実を図る事が次の課題である。学習支援の取組みや学年担任制度の改善方策、授業の魅力向上は、FD委員会と教務委員会ならびに両学科会議とが連携して取組んでいく。更に、中途退学者や留年生への対応は、入学時から卒業までの教育プロセスとして重要な学生支援であり、学年担任はもとより教職員全体が取組む組織体の構築を目指す。

学生の意見を聴取する機会はあるものの、意見交換会の頻度を上げた新たな形式や汲み上げた意見をフィードバックする方法、学内全体での情報共有などのシステムを平成23(2011)年度中に教務委員会と連携して生活指導委員会にてそれぞれ立案する。

就職・進学に対する学生支援の重要性を認識するための研修を実施する。学生支援に対する適正な予算措置を図り充実した支援を行うことが望まれ、全学的な取組みを行う。経済環境の影響でインターンシップの受入れ先が減少するのに対し、保護者の紹介による新規受入れ先の開拓や本学の近隣企業への受入れ依頼を行うことも検討している。

## 基準 5. 教員

### 5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

#### 《5-1 の視点》

5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか

5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。

#### (1) 5-1 の事実の説明（現状）

##### ＜教員の確保と配置＞

本学の教員編成を、大学設置基準による必要専任教員数と併せて【表 5-1-1】に示した。本学の専任教員数は、大学設置基準で必要とされる専任教員数 24 人に対し 29 人であり、教授数も 13 人に対し 15 人なので、いずれも充足しており、管理栄養学科及び食品学科ともに大学設置基準を満たしている。

なお、管理栄養学科は、管理栄養士養成施設としても機能するため、「管理栄養士学校指定規則」に定める専門基礎分野に 3 人以上（1 人医師）、専門分野に設定されている各科目群に 1 人以上の専任教員を配し、医師・管理栄養士資格を有する教員の必要数を満たしている。

【表 5-1-1 必要専任教員数（大学設置基準）と専任・兼任・兼任の教員数】

学部・学科、 その他の組織		専任教員数（人）					設置基準 上必要専 任教員数 （人）	設置基準 上必要専 任教授数 （人）	兼任 教員数 （人）	兼任 （非常勤） 教員数 （人）
		教授	准教授	講師	助教	計				
健康栄 養学部	管理栄 養学科	7	5	1	2	15	7	4	11	17
	食品 学科	8	3	2	1	14	7	4	9	28
大学全体の取容定員に 応じ定める専任教員数							10	5		
合計		15	8	3	3	29	24	13	20	45

平成 23 年 5 月 1 日現在

##### ＜教員構成のバランス＞

【表 5-1-1】には、教員の専任・兼任（非常勤）別の構成を示した。本学の平成 23(2011)年 5 月 1 日現在の専任教員数は、29 人である。兼任教員数（非常勤）は 45 人であるが、内 13 人は管理栄養学科、食品学科の両学科を担当しているため、兼任教員の実数は 32 人である。

本学の専任教員の年齢及び男女構成は、【表 5-1-2】に示すとおりである。年齢構成では、本学の定年 67 歳を超える教員は 4 人（構成比 13.8%）であるが、60 歳以上の教員が全教員数に占める割合は 55.2%であり、この高年齢化の状況を改善する人事が今後の重要な案件となっている。

なお、67 歳を超えた専任教員は嘱託専任教員となる。専任教員の男女構成は、男性教員が女性教員を 5 人上回っている。

【表 5-1-2 教員数の年齢及び男女構成】

(単位：人)

学部	職位	70歳以上	60歳～69歳	50歳～59歳	40歳～49歳	30歳～39歳	平均年齢	男性	女性
健康栄養学部	教授	2	9	3	1	0	62.3歳	12	3
	准教授	0	4	2	1	1	55.5歳	3	5
	講師	0	1	0	2	0	51.7歳	1	2
	助教	0	0	0	2	1	43.3歳	1	2
	計	2	14	5	6	2	57.3歳	17	12

※ 平均年齢の計は全専任教員の平均年齢を記す

平成 23 年 5 月 1 日現在

本学の専門科目における専任教員（兼任教員を含む）及び兼任教員の構成として専任・兼任教員の人数及び担当科目数を【表 5-1-3】に示した。両学科は共に健康な社会環境作りに役立つ人材の育成を相互の目標として教育を行っている。そのための教育内容として両学科とも食を中心とする学科目が重複しないように、共通した科目はできる限り兼任教員を配置して教育を効率よく行っている。

両学科とも専門科目は「専門基礎分野」「専門分野」「総合分野」に3分類している。管理栄養学科は、管理栄養士養成施設として「管理栄養士学校指定規則」に定める分類がなされており、専門基礎分野は専門3分野の科目群、専門分野は専門8分野の科目群が設定されているが、いずれにも1人以上の専任教員を当てている。

食品学科は、学科の目標である「食の専門家（食品技術者）の養成」を踏まえ、平成21(2009)年度以降入学者に適用する新教育課程の専門分野は、「専門6分野」の科目群から「専門9分野」の科目群、科目数は58科目から69科目に拡大した。兼任教員が多いのは、各科目の専門性を担当できる教員を配置しているためである。

【表 5-1-3 専任教員及び兼任教員構成（専門科目）】

学部	学科	専任教員数		兼任教員数 (非常勤講師)	専任教員 担当科目数	兼任教員 担当科目数	平成 23 年度 開設科目数
		学科専任	兼任教員				
健康栄養学部	管理栄養学科	12人	6人	6人	50.75科目	5.25科目	56科目
	食品学科	11人	3人	17人	44.33科目	24.66科目	69科目

※ 専任教員と兼任教員のオムニバス授業科目は割合で示す。

平成 23 年 5 月 1 日現在

## (2) 5-1 の自己評価

本学の教員数に関しては、学部及び学科とも、設置基準に必要な専任教員数及び教授の数を満たしている。また、管理栄養学科は「管理栄養士学校指定規則」に定める必要要件を満たしている。

年齢構成については、高齢化が進み、著しくバランスを失っており、高齢者から50歳以下への切替えによる若返りが必要とされる。

専門分野は、科目と教員の専門性を踏まえて配置している。専門性については、同一教員による教科担当の連続性を崩さない系統的な配置が、教育の質の向上へ繋がると認識している。

## (3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

教員の年齢構成の是正が必要である。教員採用にあたっては、年齢構成を十分に勘案の上、採用計画を立案する。また学部・学科の教育課程を見直し、開講科目の精選を

図り、それに応じた人材確保に努める。

特に管理栄養学科では、管理栄養士国家試験対策の中核となる人材が必要であることから、教員の専門性のほかに国家試験対策の経験や学生指導歴、能力を採用要件に加える。

## 5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

### 《5-2の視点》

5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

### (1) 5-2の事実の説明（現状）

#### ＜教員の採用・昇任の方針の明確化＞

教員の採用・昇任は、本学「教授会規程」に基づき、教育職員人事委員会（以下「人事委員会」という）が設置され、資格予備審査を経て決定されている。大学完成年度の平成20(2008)年度までは、専任教員の退職者に対する後任の採用は文部科学省の教員審査を受審し、管理栄養学科の担当教員の採用はこれとは別に管理栄養士養成施設の養成教員として厚生労働省の資格審査も同時に受審し、それぞれ実施してきた。完成年度以降は、定年退職・依願退職等により欠員が生じた場合にその補充のための採用を行っている。

教員採用にあたっては、教育課程に基づいた必要な教員を配置することはもとより、学園の方針に従い教育理念、教育方針を理解し賛同する者を前提に、人格、教育、研究業績、学会、社会活動、更に入学後の教育指導を重視する観点からも審査を行っている。昇任については学長、学部長、学科長からの推薦に基づき妥当と認めた場合に、資格予備審査後、教授会での審査の議を経て昇任候補者を推薦し、理事会に報告し決定している。

#### ＜教員の採用・昇任の規程と運用＞

教員の採用昇任など教員の人事に係る事項を審議及び予備審査するため人事委員会が置かれ、「教育職員人事委員会規程」が定められている。人事委員会は「教授会規程」「教育職員資格審査規則」等に基づき教育職員の教育研究、業績状況について調査を行い、大学の方針に従い昇任、採用、その他人事に関する予備審査等を行う。人事委員会の構成員は、学長・学部長・各学科長・常任委員若干名・臨時委員若干名とされている。常任委員は専任教授の中から学長が選任するほか、総務担当理事が充てられている。常任委員は2年任期で、委員名を教授会で公表し委嘱している。臨時委員は教育職員の採用選考にあたり必要に応じ、当該担当予定授業科目に最も近い専攻分野の専任講師以上の教員の中から人事委員会がその都度選任する。

また昇任については、助手を含めた専任の全教員から業績（研究・教育）・履歴等に関する追加事項の報告を毎年求めており、該当する候補者を審査対象として予備審査を行っている。

教育職員人事委員会では、「教育職員資格審査規則」を定めており、新たに平成21(2009)年4月「教育職員選考基準内規」を制定し、採用・昇任についてこの規則に則り、運用することとしている。

審査手続については、「教育職員資格審査規則」に定めており、専任教員（教授・准教授・講師・助教）及び助手の資格審査は人事委員会の議を経て教授会で、教授の資格審査については教授で構成する正教授会で行われ、非常勤講師については人事委員会の議を経て拡大教授会に報告するものとしている。

## **(2) 5-2の自己評価**

教員の採用については、これまで推薦による候補者の審査を行い、学内規程、内規に基づいて審査は、適切に行われている。なお、教員採用の公募制は実施していない。

昇任についても教員組織、構成、貢献度を考慮した上、学内規程、内規に基づいて適切に実施されている。担当授業科目により、教員の確保が困難となる専攻分野も予想される。

## **(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）**

管理栄養学科の教員採用は「管理栄養士学校指定規則」の要件を充たす必要があるが、学部全体、また各学科の年齢構成からも採用にあたっては、できるだけ若手教員を確保しこれまで以上に積極的に教育活動に取り組んでいきたい。教員個人の教科担当時間数についても過重負担とならないよう、人事計画を立て実施していくために、人事委員会は教育課程を検討する教務委員及び教授会とも連携することが大切である。本学の学部学科の特殊性から、教員の候補者については推薦が主体となるが、教科目によっては、人事の公平化・公正化の観点から公募による選考も考慮していきたい。また、昇任にあたっては研究分野と教科目との関連性についても、学部長や学科長の教員への指導及び学長への推薦が必要であり、年度ごとの長期計画とも併せて適切な教員配置が維持できるよう検討していく。

### **5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。**

#### **《5-3の視点》**

- 5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。
- 5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA(Teaching Assistant)・RA(Research Assistant)等が適切に活用されているか。
- 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源（研究費等）が、適切に配分されているか。

#### **(1) 5-3の事実の説明（現状）**

##### **<教員の教育担当時間の配分>**

専任教員の勤務時間は「就業規則（教育職員）第31条」において1週間につき実働

40 時間以内と規定され、勤務時間に対する在校日数は、「就業規則施行細則（教育職員）第 8 条」において原則週 5 日以上を学内勤務日、その内 1 日を授業準備や研究にあてる学内研修日としている。

本学の授業は、90 分を「1 コマ」とし、教員の授業担当時間数は、講義・演習科目については、「1 コマ」を 2.0 時間、実験・実習・実技科目については、「2 コマ」を 3.0 時間と看做している。専任教員の 1 週当たりの担当授業時間数分布を【表 5-3-1】に示した。

教員の授業担当の責任時間数は定めていないが、基準時間を「就業規則施行細則（教育職員）第 14 条」に規定し、この基準時間を超えた場合は「超過時間外手当支給規程第 3 条」に基づき超過時間外手当の支給対象とされている。

【表 5-3-1 週当たりの担当授業時間数（コマ数）分布】

	3.0 コマ ～3.9	4.0 コマ ～4.9	5.0 コマ ～5.9	6.0 コマ ～6.9	7.0 コマ ～7.9	8.0 コマ ～8.9	計	最高 (コマ数)	最低 (コマ数)	平均 (コマ数)
教授	3 人	1 人	5 人	1 人	4 人	1 人	15 人	8.6	3.5	5.8
准教授	1 人			2 人	4 人	1 人	8 人	8.0	3.3	6.6
講師		2 人		1 人			3 人	6.5	4.5	5.3
助教				2 人	1 人		3 人	7.0	6.0	6.5
計	4 人	3 人	5 人	6 人	9 人	2 人	29 人	—	—	—

平成 23 年 5 月 1 日現在

専任教員は、上述した授業のほか、各種委員会活動、管理運営（学年担任業務）、課外活動指導、オフィスアワー、自らの研究等の業務に対応している。更に教員の専門性により、公開講座や地域主催の企画への参加協力も行っている。

管理栄養学科においては、臨地実習担当教員は実習に必要な実習前後の個人・グループ指導等の業務がある。また、管理栄養士国家試験対策の担当教員については特別補習とそれに伴う作題・指導等を行っている。

食品学科の場合には、「インターンシップ」での受入れ先訪問の時間も別に必要である。卒業研究と論文作成の指導時間については、各教員間での格差はあるが担当授業時間以上の指導時間を要する。

教員の学術研究面の活動においては、研究時間の矮小化、教育・学生指導に費やされる時間の問題など、教育と研究のバランスを取るのが難しい状況であり、全体に停滞状況にある。

### ＜教育研究活動を支援するための TA・RA＞

本学では、大学院を設置していないため TA( Teaching Assistant) は導入していないが、平成 22(2010)年 10 月に「学校法人東京聖栄大学ティーチング・アシスタント規程」を制定した。RA ( Research Assistant) は、設置していない。

### ＜研究費等の配分＞

本学では、「研究費支給規程」に基づき個人研究費（教授 20 万円、准教授・講師・助教各々 17 万円、助手 5 万円）と国内研究旅費（教授 10 万円、准教授・講師・助教各々 8 万円、助手 5 万円）が支給されている。

個人研究費は、備品購入費、消耗品費、出版物費、学会費などに活用している。また学内の研究活動を活発化するため、共同研究費として毎年 300 万円、特別研究費として毎年 50 万円の予算を組んでおり、申請者は研究計画書を提出し、「研究推進委員会」の審査を受けて適切に配分され有効に活用されている。

## (2) 5-3 の自己評価

学部の専任教員の担当授業時間数は、概ね適正であるが、その他の業務として各種委員会活動、管理運営（学年担任業務）、課外活動指導、オフィスアワー等多くの学内業務を抱えている。

管理栄養学科の管理栄養士養成の二大教育目標に国家試験の合格と臨地実習の充実がある。国家試験合格に繋がる教育と学生指導は何にも増して優先している。年間をとおしての補習、国家試験直前補習、模擬試験、面接指導、低学力学生に更なる個人・グループ指導など専門科目担当教員の時間数超過が大きい。更にこの上、臨地実習に携わる教員は実習の事前、事後に亘る学生指導、実習先との打ち合わせ、実習報告会などの準備等多くの時間が費やされる。現在、実習先への挨拶、巡回指導については学科全教員で実施している。

食品学科では、インターンシップの受入れ先訪問など授業担当時間数に含まれない業務や卒業研究指導（3・4年次）がある。

教員の教育研究活動が十分になされるための体制や支援は、必ずしも十分なものとはいえない。同時に研究に対する教員の意識、意欲の改善・向上が望まれる現実は大々全体の問題として認識すべきことと考える。

## (3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

総合的な教育担当時間数は平均的には、概ね適正であるもののその他の業務を加えると教員間で格差が大きい。具体的な改善策としては、一部の教員に過度の負担がかからぬよう可能な限り業務状況を調整する。

教員の研究活動のための時間や支援は、更に十分に確保され強化する必要があり、学科会議や FD 委員会、教務委員会を中心に具体策を検討する。

## 5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。

### 《5-4 の視点》

5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD 等組織的な取組みが適切になされているか。

5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。

## (1) 5-4 の事実の説明（現状）

平成 21(2009)年度は 12 月に外部講師を招いて研修会を開き、FD(Faculty Development)の意義について基本的理解を深めた。また、平成 22(2010)年度からは、よりよい大学のあり方を追求するため「教職員が一体となった取組み」として FD と

SD(Staff Development)を一体化して、平成 22(2010)年 9 月に「大学をめぐる施策の流れと今後の大学の在り方」研修を行った。

平成 21(2009)年度までは、本学における「学生による授業評価」制度立ち上げの際に参考にした他大学の評価項目をそのまま使っていたため、とくに実験・実習科目に関して適切に評価できるかどうかについて疑問が提示されていた。そこで「学生による授業評価」に関して、FD 委員会で検討して平成 21(2009)年度に改定を行った。具体的には「わかる」「やる気になる」この 2 点を中心概念にして「講義科目用」と「実験・実習科目用」の 2 種類の評価シートを作成した。

更に、平成 22(2010)年度には「学生による授業評価アンケート」システム全体の見直しを行い、質問と回答を一体化したマークシートの作成、結果の処理・表示方法も含めたプログラムソフトの導入とカスタマイズ、システムの運用方法の改善を行った。

教員の教育研究活動を活性化するための評価体制は形式的には構築されている。毎年度末に全ての教員が教育研究業績報告を義務付けられていることはその一例である。

## (2) 5-4 の自己評価

FD 研修会、FD・SD 合同研修会を行ってはいるものの、年に 1 回程度では不十分である。研修会は参加者が限られており、学長・理事長の参加も方向性の合意も得られず、組織体としての取組みになっていない。結果として未だに、FD の意義についての基本的理解が得られているとは言い難い状態にある。教員も「対象」「内容」「方法」の教育の 3 要素に関して十分に検討を加えながら授業を展開しているとはいえない。授業をとおした教育の質の保証について合意は形成されておらず、全学的な FD 活動は活発とはいえない。

学生による授業評価に関しては平成 21(2009)～平成 22(2010)年度に制度自体も含む大きな改定を行った。「わかる」「やる気になる」の 2 点を中心概念にして「講義科目用」と「実験・実習科目用」の 2 種類の評価シートを作成して、学生にフィードバックするために視覚的にわかりやすい結果の表示も検討して実施した。しかし、「授業の改善」や「教育の質の保証」につながる全学的な合意を形成して、全学的に、総合的に取組むレベルにはなっていない。

「学生の質の低下」を危惧し嘆く声はよく聞かれる。初年次教育プログラム、リメディアル教育プログラムは平成 22(2010)年度から数人の教員の学内共同研究として検討が開始されたところで、取組み開始の時期に関しても、全学的な取組みという意味でも「遅れ」が顕著である。

教員の教育研究活動を活性化するための評価体制は、形式的には構築されているが、実態としては組織的に、有効に活用・運用されているとは言い難い。とくに教員が学会に参加することに対しては学長が理解を示さない姿勢も一部に見られる。科学研究費をはじめ、外部資金の獲得・導入を評価して研究活動を活発化して、学生に対する教育の質を上げようとする意欲と努力は感じられない。また、教員の採用・任用に関しても公開性・公平性が保障されていないため、担当科目と研究分野の整合性、経験不足による一定の教育の質の保証にも問題が残る。

### (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

1 学部からなる単科大学である本学の場合、FD と SD を同時にあわせて行うことではじめて大学としての「教育の質の保証」ができると思われるので、FD 活動と SD 活動を一体化して FD・SD 活動として取組みを強化する。具体的には毎月 1 回程度の授業研究、教務システム運用等の研修を行う。あわせて学生 FD 活動（たとえば学生 FD サミット 2011 夏）に学友会役員など学生を派遣して、学生と共に「教育改善」をすすめる。中心は学生と教員が「わかる」「やる気になる」授業を共に創ること、「学ぶ環境」の充実整備である。

学生の実情を考慮した教育を行い、その質の保証をするためには、初年次教育プログラムの開発と実施が必要である。また、高校時の化学分野の履修の有無によるレディネス格差を踏まえ、入試の根本的検討とリメディアル教育プログラムの開発と実施も不可欠である。平成 23(2011)年度からは全学的にこれら 2 つのプログラム作成と運用に取り組む。また、学生のレディネスに対応した習熟度別クラス編成と教材の選定も含めた授業内容・方法の改善にも取り組む。本年度から「化学入門」に加え「英語 I」で習熟度別クラス編成による授業を先導試行している。さらに平成 24(2012)年度の教育課程改訂に向けて「有機化学」「英語 II」に関しても検討を続ける。

教員の教育研究活動を活性化して「教育の質の保証・向上」をはかり学生にフィードバックするためには、まず教員の採用と昇進、業績評価に関する意味のある・実効性のあるシステムを作り運用する必要がある。「教員が学会に参加する」「論文などの業績を発表する」「外部資金の獲得」を奨励することが大前提である。教員が学び・研究する姿勢を示さないで学生に「勉学の重要性」を説くことは許されない。なによりも学生にフィードバックするための研究活動に理解を示さない姿勢が一部に見られるのは問題である。あわせて教員の採用・任用に関する公開性・公平性の保障、教員の担当科目と研究分野の整合性、助手の昇格など教員の教育・研究活動とその評価システムの見直しなど、文部科学行政・厚生労働行政の施策を十分理解した上で、大学全体としての状況判断と意識改革を実施する。

#### 【基準 5 の自己評価】

専任教員数は、全体として大学設置基準で定める教育課程の運営に必要な教員数は確保され、学部 2 学科に適切に配置している。専任教員は、50 歳以上が非常に多く年齢構成のバランス是正が課題となっている。

教員の採用・昇任については、それぞれに関する「教育職員人事委員会規程」、「教育職員資格審査規則」が整備され、これに則った運用が行われているが、教員に周知されているとは言い難い。教員の担当授業時間数は概ね適切であるが、授業時間数では計れない管理栄養学科での国家試験対策のための実習や補習、食品学科のインターンシップや卒業研究論文の指導による負担差については、解決しなければならない課題である。

FD 活動は学生による授業評価アンケートを基に各教員が課題を認識し、解決に向け改善をはかり進展しつつある。学生代表と大学代表との意見交換会を開き、学生の生の意見、要望を知る機会を設けている。

**【基準5の改善・向上方策（将来計画）】**

専門科目に対する専任教員の担当比率の高率性は今後も維持すべきものである。教員の年齢構成についてはより活性化とバランスをとるため、若手教員の採用・育成に注力する必要がある。教員の採用・昇任については、広い候補者からの採用を公募によることを念頭に、採用の計画や人事の公平性など更なる検討も必要である。研究は、教員の研究・教育活動の基本であり、そのための研究費や時間の支援は、更に十分に確保され強化されることが望まれる。また、外部資金調達を含め、研究費の配分は、執行率の偏り、研究業績等の評価を勘案し、「慎重に」ではあるが傾斜配分法など配分法の検討もFDの観点から必要である。

FD活動については、従来からの、取組みを更に組織的に強化し、特に学生による授業評価アンケートの結果分析、公表、フィードバックの方法などを検討し、教員の教育研究活動のより有効な活性化を図る。

基準 6. 職員

6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。

《6-1の視点》

- 6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。
- 6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。
- 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

(1) 6-1の事実の説明（現状）

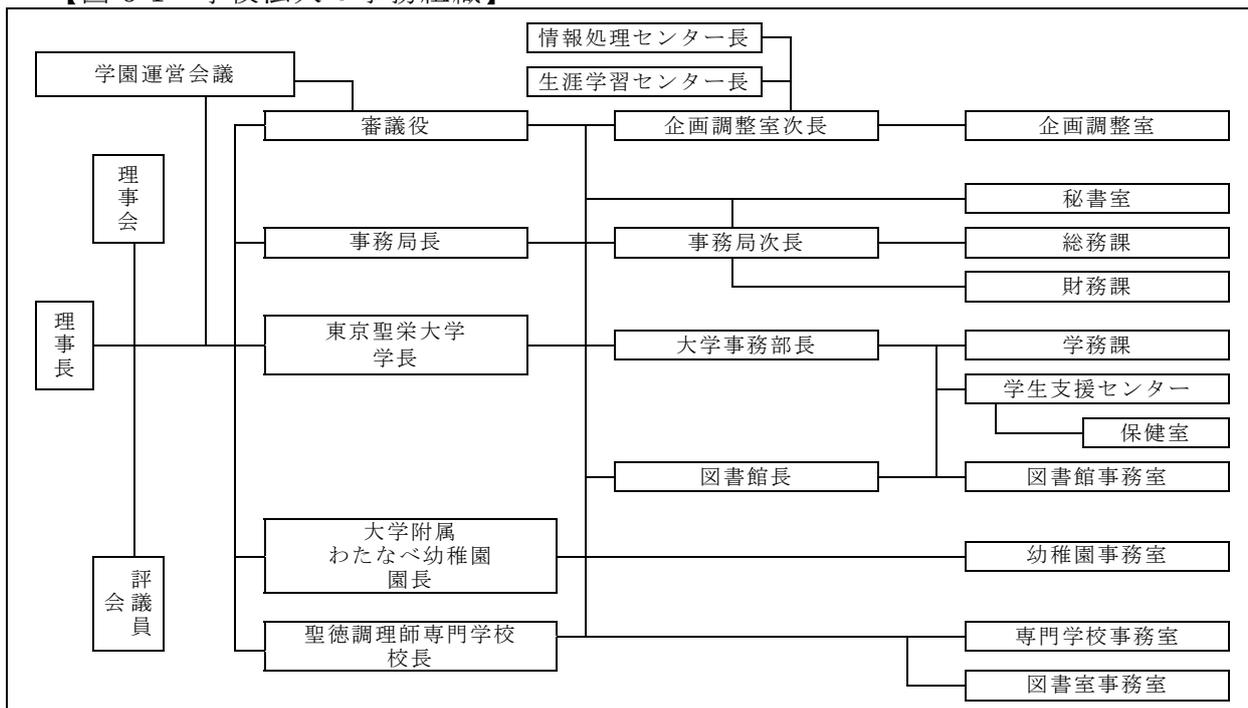
＜職員の確保と配置＞

本学の事務組織は、「組織規程」「事務組織および事務分掌規程」に基づき、法人事務局と大学にあっては事務局が置かれ、法人職員 3 人、専任職員 21 人、嘱託専任職員 2 人、臨時職員 9 人、を配置し、職員組織は【図 6-1】に示したとおりである。

法人事務局には秘書室、総務課、財務課、企画調整室を置き、大学業務の他、併設の聖徳調理師専門学校、本学附属わたなべ幼稚園の業務支援を行っている。

大学事務局には、学務課と学生支援センターがある。学生支援センターは、入学前から在学中、卒業までの期間に亘って学生の総合支援を行うこととし、学生生活指導・就職業務、入試広報の三業務を総合的に処理できるように、平成 18(2006)年に学生指導課と法人事務局広報課の組織変更を行った。それぞれ業務内容に応じ、専任職員のほか臨時職員が配置されている。

【図 6-1 学校法人の事務組織】



### ＜職員の採用・昇任・異動の方針＞

大学の教育理念、教育目標を理解し、教育事業に積極的な活力ある人材の採用あるいは登用を基本にして行うこととしている。採用は退職者による欠員が出た場合に新規採用や配置換え等人事の異動で対応することとしており、新規採用については、一般公募により行い、学歴、経験、技能、健康状態と採用時の面接結果を総合的に判断して決定している。異動については、職員の年齢、適性を、昇任については職員の能力や勤務成績その他を考慮して行うこととしている。配置換え等は、組織の活性化に繋がることから、平成 18(2006)年の事務組織変更時に管理職を含む異動を行い、続いて平成 22(2010)年 7 月にも人事異動を実施した。

### ＜職員の採用・昇任・異動の規程と運用＞

職員の採用・昇任等任免に関する規程は、就業規則に基本規定が盛り込まれている。職員の任免は、学長及び審議役・事務局長ならびに各所属長の意見を聴取し、所定の手続きを経て、理事会の承認を得て定めている。

#### (2) 6-1 の自己評価

人員増を抑制する方針から、業務体制を確立する為にも、業務を省力化することは急務であるが、学内ネットワークの構築と共に年次計画により事務の一部を電算化し、財務課に財務会計システム、学務課に学籍教務システム及び関連ソフトを導入し事務効率化を図るよう進めてきたが、学籍教務のシステム化にあたっては、使用者や機能の権限、サブシステムの未整備により事務処理の軽減に至っていない。証明書発行等の手数料納入では平成 20(2008)年に証明書自動交付機を設置し、業務負担の軽減に繋がっている。

学内ネットワークサーバ保守は業者に委託しているが、学内ネットワーク運用管理業務及び設備機器類の整備・学生サービスは、情報処理センター担当の教員 1 人職員 2 人で行われている。情報処理センター担当者は全て兼務職のため、設備機器類の整備は原則就業時間外に対応している。

職員の昇任については、所属長の意見や職員の能力、適性、実績等総合的に評価し行われている。配置換えについては小規模な法人、大学のため各職員が深く業務に関わっており、本人はもとより該当部署での負担や影響が大きい面もあり、これまで定期的な異動は行われることが少なかったが、関係職員の一部で戸惑いはあったものの、組織の活性化と人材育成にも繋がることとして、理解が得られつつある。

#### (3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

これまで就業規則のみ制定されてきた事務職員の人事に関する規程については、より透明化し幹部職員が委員として参画する形で委員会組織を設置することになり、「事務系職員人事委員会規程」が制定され、平成 23(2011)年 4 月から施行された。

今後は定年退職者も見込まれることから、職員の計画的人事が一層求められる。採用にあたっては、業務内容にもよるが出来るだけ若年層を採用し若返りを図ることとし、更に業務を見直し、各課、課員の協調と連携にも繋がることとして、部課長、課

長補佐に業務改善計画書の作成を求めている。

## 6-2 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。

### 《6-2の視点》

#### 6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。

##### (1) 6-2の事実の説明（現状）

本学の「就業規則（事務職員）」第27条の規定中で、「職員は、その職務の遂行のため研修に励み、かつ法人または各種団体等の行う研修を受け、資質の向上に努めなければならない」と謳っている。また、「部課長会議規程」を定め、事務職員の研修、執務体制の整備及び事務能率の増進に関することなどを審議事項としている。更に、大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、職員の職能開発は益々重要となっており、大学職員としての専門的能力と幅広い識見の育成、人格と資質の向上により、法人の発展に寄与できる職員を養成することを目的として、「職員研修規程」を設けている。職員研修は法人が企画し運営する学内一般研修と学外団体等（文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、日本学生支援機構、労働基準協会等）が主催する学外研修会（職種別一般研修、各種実務研修会）に、職員の資質・能力向上の為、積極的に担当者を参加させている。

##### (2) 6-2の自己評価

学内一般研修は全体研修、グループ研修などを行い、職員の意識改革と資質の向上、事務効率化などを目的として、「職員研修委員会」で研修内容を検討し、企画立案されている。全体研修の内容は【表 6-2-1】に示すとおりである。

【表 6-2-1 学内一般研修内容（全体研修）】

年度	講演		ビデオ研修
	タイトル	講演者	
平成 20 年度	若者の現状と教育の課題 －学生に対して大学として何が出来るか－	学内講師	職場環境について
平成 21 年度	本学の財政状況	財務担当理事	ハラスメントについて
平成 22 年度	これからの大学のあり方について	学内講師	個人情報について

全体の研修会の後は、グループに分かれ例年、活発な討論が行われている。また、平成 22(2010)年度は、新たな試みとして、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)合同研修会を開催し、教職協働を模索する中で活発な意見交換がなされたが、例年のような装丁本が作成出来なかった。外部講師を招聘することも常に検討されているが、日程の都合で実現に至っていない。新人研修は、法人全体として、4月初旬に前年度5月以降に入職した職員を対象に半日間実施している。日常の活動は、部課長会議を原則毎月1度開催し、情報交換、問題提起、討論などを行い、意思の疎通と業務の効率化を図ると共に、管理職としての自覚の涵養、資質の向上に努めている。

学外団体等の研修会への参加については、平成 20(2008)年度は、22 研修会に延べ 24 人、平成 21(2009)年度は、37 研修会に延べ 49 人、平成 22(2010)年度は、43 研修会に延べ 59 人が参加した。今後は更に積極的な参加を推奨すると共に、職員の自己啓発に係わる研修会参加予算についても検討している。

### (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学のような 1 学部からなる単科大学の事務職員としては、事務の多様化、専門化が進む中で専門性を高め、応用力のある職務万能型の職員が求められると同時に、大学の管理運営に携わり、同時に教員の教育研究活動を支援する重要な役割を担うことができる職員が必要とされる。予てより懸案事項であった、幅広い実務経験を積ませる為の人事異動については、平成 22(2010)年 7 月に実施され、OJT(On the Job Training)を基本に協力体制が確立され軌道に乗り始めている。SD 活動を一過性のブームで終わらせない為に、定期的な学習会、臨時職員の研修も併せて今後は実施する。

現在、各種委員会は部課長が兼任し幹事となっている。職員の業務負担拡大等の問題はあがるが、部課長や各部署の職員が委員会のメンバーとして参画し、多角的な意見、提案を出し合い、委員会の活性化を図る。

職員のスキルアップを目的とした研修会等への参加は各部署への情報提供をより密にしていき、積極的な参加を促すことが急務であると共に、役職者のみでなく、全ての職員に研修会への参加を推奨し、自己研鑽と得られた知識の共有に努めさせる。

## 6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

### 《6-3 の視点》

#### 6-3-1 ① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

##### (1) 6-3 の事実の説明（現状）

本学では、教育研究支援のための事務体制は大学事務部として、学務課、学生支援センターの 2 課で組織されている。その構成は、大学事務部長（事務局次長を兼務）1 人、学務課は専任職員 4 人、パート職員 1 人の計 5 人、学生支援センターが専任職員 6 人、保健室パート職員 2 人の計 8 人からなっている。具体的な支援業務内容は【表 6-3-1】に示すとおりである。

【表 6-3-1 支援業務内容】

部 署	業務内容
学 務 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生の入学、退学、休学及び卒業等に関する事</li> <li>・ 授業計画の作成、授業の運営に関する事</li> <li>・ 学生便覧、シラバスの作成に関する事</li> <li>・ 学生の単位修得、資格取得に関する事</li> <li>・ 大学の予算管理に関する事</li> </ul>
学生支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生相談に関する事</li> <li>・ 学生の課外活動に関する事</li> <li>・ 学生の奨学援助に関する事</li> <li>・ 学生の保健衛生に関する事</li> <li>・ 学生の職業指導に関する事</li> <li>・ 就職情報の収集及び求人開拓に関する事</li> <li>・ 大学の宣伝、周知その他広報活動に関する事</li> <li>・ 学生募集の広報に関する事</li> </ul>

また、大学事務部は学生との直接窓口であると共に、関連する各委員会と連携して指導にあたる他、事務部長、課長、サブマネージャー等が教授会、各委員会に幹事等として参画しており、各審議事項や検討・活動に関与する等積極的な教育支援を行っている。

## **(2) 6-3の自己評価**

大学事務部は、教員組織である教授会や、各委員会と連携して入学、教育、就学、学生活動、進路などの業務を担当し、学生の日常活動や教育研究支援を円滑に遂行している。

今後、全入時代を迎えて、学生の学力・学習意欲の低下、心の病を持った学生の修学・経済支援を必要とする学生の受入れ等の増加が予測されることに鑑み、教職員一体となった綿密な対応策を講じていく。

## **(3) 6-3の改善・向上方策（将来計画）**

大学職員として多様化した問題を抱えている学生のニーズを的確に把握し、問題解決できる能力を養う必要があり、大学内外の研修会や講演会・セミナー等に参加し専門知識や能力の向上を図る。特に一般職員はそのような会に参加する機会が少ないので、参加できるよう配慮していく。

### **[基準6の自己評価]**

本学の事務組織は規程に準拠し機能しているが、一部の職員に業務が集中する傾向が強く労働量格差が広がっている。

業務の省力化に努め、学内ネットワーク構築と共に「財務会計・学籍学務システム」の導入により効率化を図っている一方で、運用面での軽減化には至っていない。特に上述の財務会計・学籍学務システム以外に「情報共有システム」などを導入しているが、効率的な活用がなされていない。きめ細かな学生への支援体制の面で学務課が1号館、学生支援センターは5号館に各室が離れている為、情報共有の改善について、今まで以上に取組む必要がある。

職員の意識改革と資質の向上を目的とした研修の開催、外部研修への参加を積極的に推進し、職員の自己啓発に努めている。

職員と教員の協働体制、学生とのコミュニケーションは、1学部からなる単科大学に相応した環境が構築されている。

### **[基準6の改善・向上方策（将来計画）]**

事務の多様化、専門化が進む中で、専門性を高め、応用力のある職員が求められる為、事務組織については、計画的な人事が一層求められる。

採用に当たっても、業務内容にもよるが、出来るだけ若年層を採用し若返りを図る。職員研修を充実させると共に、教職員との連携の強化、学生の修学支援の強化を更に図っていく。

## 基準 7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

### 《7-1の視点》

- 7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。
- 7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

#### (1) 7-1の事実の説明（現状）

##### ＜大学及びその設置者の管理運営体制＞

寄附行為は、学校法人の根本規則であり、法人の運営は、寄附行為に基づいてなされなければならないが、本法人の管理運営体制については、「学校法人東京聖栄大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）に定め、管理機関、業務決定機関として理事会が位置づけられ、法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するとされており、改正私立学校法の新規定に沿うものとしている。

理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。理事会の審議決定事項を【表 7-1-1】に示した。理事会開催は隔月開催を基本とし、平成 22(2010)年度の開催は 7 回である。役員のうち理事は定数の 8 人が就任している。理事のうちから理事長を、理事長職務の代理等として、理事長補佐が置かれている。

常勤理事会は常勤理事で構成され、【表 7-1-1】で示した事項を審議し、平成 22(2010)年度は 5 回開催している。

理事長の諮問機関としての評議員会がある。評議員会は選任区分に従い選任された定数 18 人で構成され、予算、決算、その他この法人の業務に関する重要事項について理事長から諮問するほか、決算については理事会の承認後、決算報告及び監事からの監査報告を受け、意見を聴くこととしている。平成 22(2010)年度は 3 回開催している。

監事は 2 人で業務監査、財産状況監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会、評議員会に報告している。監事は平成 22(2010)年度開催の理事会及び評議員会に必ず出席しており、法人と委託監査契約している公認会計士とも、年 1 回は懇談し連携の機会を持つことにしている。

大学の管理運営体制については、重要事項を審議するため教職員組織として東京聖栄大学学則に則り学長、教授、准教授以下教職員により構成される教授会が置かれている。学部長は学長の命を受け学務を掌り所属職員を、学科長は所管事項を掌理している。教授会（正教授会及び拡大教授会を含む）の審議事項は【表 7-1-1】のとおりである。正教授会の構成は学長及び本学専任の教授、教授会の構成は学長及び本学専任の教授、准教授をもってし、拡大教授会はこれに加えて講師並びに助教が構成員となる。事務部長、これに代わる者、学務課長、学生支援センターチーフマネージャーは必要に応じそれぞれの会議に出席し意見を述べることができる。

【表 7-1-1 各意思決定機関の審議事項】

機関	審議事項
理事会	法人、設置する学校の組織及び運営の基本方針 予算、借入金、重要資産の処分 事業計画 寄附行為の変更 合併及び解散 決算の承認 理事会が行う理事、理事長及び評議員の選任 人事のうち重要と認めたもの 決算に関すること 学則等規程の制定改廃 その他重要事項
常勤理事会	評議員会への諮問事項に規定する事項 理事会から付託された事項 日常業務遂行に関し必要な事項
監事	業務監査 財産状況監査
正教授会	重要事項
教授会	学則の変更に関する事項 学部及び学科の設置及び廃止に関する事項 教育研究の方針に関する事項 教育課程に関する事項 教員の人事に関する事項 学生の入学、休学、退学及び卒業に関する事項 その他学長が教育上必要と認めた事項
拡大教授会	学生の試験及び進級に関する事項 授業計画・行事に関する事項 学生の団体、課外活動に関する事項 学生の生活指導に関する事項 学生の就職指導に関する事項 本学の広報活動に関する事項 その他学長が教育上必要と認めた事項

### ＜役員等の選考や採用に関する規程＞

法人の役員を選任については、寄附行為及び寄附行為施行細則に選任規定が明示されている。理事の任期は4年（寄附行為第8条）とされ、1号理事として大学学長のほか、理事会選任理事として大学附属幼稚園長、専門学校長のうち1人、学識経験者又は功労者理事4人、評議員会選任評議員理事2人の計8人が寄附行為第6条に基づき選任されている。理事長は理事総数の過半数の議決により選任され（寄附行為第5条第2項）、また理事長職務の代理としての理事長補佐については寄附行為第13条及び寄附行為施行細則第2条の規定に基づき置かれている。監事2人は評議員の同意を得て理事長が寄附行為第5条及び第7条第1項に基づき選任している。評議員は、寄附行為第19条に定数を第23条に選任区分が明示されている。理事又は監事のうちその定数の5分の1を越えるものが欠けたときは寄附行為第9条に基づき、補充することとしており、前任者の残任期間を補欠者の任期として選任区分に従い選任が行われる。また常勤理事会については寄附行為施行細則第4条及び第5条にその設置と審議事項が定められている。

大学部門の選任は、学長は学則及び「組織規程」に、学部長、学科長は「組織規程」に明示されており、選任に関する事項は、「学長に関する規程」「学長選出に関する細則」「学部長の選考ならびに任期に関する規程」「学部長選挙施行細則」「学科長の選考ならびに任期に関する規程」が制定され、それぞれ選任手続条項が定められている。

## (2) 7-1 の自己評価

法人の管理運営は、理事会が法人の業務を決定・実施しており、必要事項を理事長が評議員会に諮問をし、また監事は内部牽制組織として業務及び財産状況の監査を行い、適切に機能を果たしている。理事長が学長を兼務しているが、学部長及び教授の計2人を理事に選任し大学教学側の意見が反映されるよう計っており、また学外理事を置き、外部の意見を取り入れ理事会の公正性を保っている。

常勤理事会は、施行細則で原則月1～2回の定期開催とされている。平成22(2010)年度は5回の開催であったが、理事会の業務遂行に関し遺漏のないように努めた。管理運営に関わる役員等の選考や採用に関して各規程に示されている。役員に関しては、平成19(2007)年11月任期満了に伴い改選が行われた。

大学の管理運営については、教授会、拡大教授会が原則として定例で月1回開催され、本学の教育研究に関する事項の審議機関として適切に運営され、下部組織として教学関係を円滑に運営するために各種委員会が設置されている。

学長の任期は4年とされている。「学長に関する規程」により開学時の学長は平成21(2009)年3月までの任期のため、同規程及び「学長選出に関する細則」により、「学長候補者推薦委員会」から現学長が推薦され、理事会の議を経て再任となった。

学部長及び学科長については、大学完成年度までは開学時の学部長、学科長がそれぞれ任期を更新することとしたが、平成21(2009)年4月からは新たな学部長について「学部長選考ならびに任期に関する規程」及び「学部長選挙施行細則」に基づき、選挙管理委員会を設置し学部長選挙を行い、その結果を受けて学長より任命された。学科長については「学科長の選考ならびに任期に関する規程」に基づき各学科会議が選出した者を学長が決定した。学部長、学科長ともに任期は2年であり、平成23(2011)年3月選任の手続きがなされた。

## (3) 7-1 の改善・向上方策（将来計画）

寄附行為の一部変更を予定し、理事総数と理事選任区分について見直しを行っており、評議員についても同様に総数及び各選任区分の人数を改め、教職員から選任される評議員について増員する。広く人材を登用し、学園の活性化のためにも経営にも従来以上の関心を持てるようにと検討し、役員改選についての選任手続き規程を同時に整備する。

現行の寄附行為施行細則では、理事の内専任教職員理事を常勤理事とし、常勤理事会を開催することとしているが、法人業務の効率化を図るため常務理事制に改め、理事長を除く理事3人を総務、財務、教学などに関する業務を分担する常務理事とし、理事長のもとで「常務理事会」を設けることにしている。

学長、学部長、学科長の選任については、手続き規程を含め整備済みである。大学の教学関係の審議機関は教授会であるが、学長職の権限と学部長職あるいは学科長の職務遂行にあたって意思疎通は十分に行わなければならない。

学長の職務の遂行をどのようにサポートしていくか、学長、学部長、両学科長とこれに法人事務局長、大学事務部長を加えた「学部長・学科長会議（仮称）」を設置することを今後検討していく。

## 7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。

### 《7-2 の視点》

#### 7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。

##### (1) 7-2 の事実の説明（現状）

管理部門と教学部門の連携については、理事長が大学学長を兼務し、大学教授も理事を兼任しているため管理運営面と大学教学面での連携がとりやすい体制にある。

「学園運営会議規程」を定め、将来構想等に関する重要事項及び全学的な教育研究目標や計画などの重要事項に関して、理事会と教学組織との意思の疎通を図るため法人に学園運営会議を設置している。会議の構成員は横断的に組織され、理事長、大学学長、学部長、専門学校長、審議役、事務局長、理事長推薦者 2 人、学長推薦者 2 人で組織され、必要により構成員以外に出席を求め意見を聴くことができるとしている。

平成 22(2010)年 10 月に開催された学園運営会議では、「寄附行為・同施行細則の改正」「施設設備の拡充計画」「専門学校の改革（定員変更）」「中長期計画」について学園の構想概要が説明され、広く意見交換が行われた。

##### (2) 7-2 の自己評価

理事長が学長を兼ねており、更に学部長が理事を兼任しているので、教学部門と管理部門の両者の意向は機敏に連携されているといえるが、経営面と教学面をどのように調整していくか、教学関係の諸課題の改革への取組みや対処が今後の経営存立にも大きく影響を及ぼすことから、その解決、実施にあたっては一層の情報の共有と連携が求められる。

##### (3) 7-2 の改善・向上方策（将来計画）

学園運営会議を理事会と教学組織の相互の意思疎通を図る機会として捉え、管理部門、教学部門との連携を更に充実していく。また、大学としての個別課題については、「学部長・学科長会議（仮称）」と常務理事会との意見交換を定期的に行うことにより、相互の緊密な連携が図られるよう組織として対応できる仕組みにし、全学的な視野から学園の円滑的な運営に繋げる。

7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。

《7-3の視点》

- 7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。
- 7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。
- 7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。

(1) 7-3の事実の説明（現状）

本学の自己点検は、平成 17(2005)・18(2006)年度について自己点検を実施し「平成 19 年度自己点検・評価報告書」として平成 21(2009)年 1 月に公表した。公表方法は、大学のホームページ (<http://tsc-05.ac.jp>) に掲載した他、冊子 (CD-ROM を含む) を作成し教職員に配付した。

平成 19(2007)年度以降の自己点検については、全学的な取組みを怠り実質的には実施されていなかった。

このような状況の下で認証評価を受けなければならないことへの危機意識から、大学改革・認証評価プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という）が平成 22(2010)年 5 月に発足した。プロジェクトチームは自己点検評価検討委員会を母体としながらも、平成 19(2007)年度以降の自己点検について組織的に取組むため、新たなメンバーを加え、全学的な組織として運営が開始された。

プロジェクトチームの構成は、学部長を中心として、教務委員会、生活指導委員会、就職対策委員会、図書委員会、情報処理センター運営委員会の各委員長、各事務系部署の所属長及び副所属長の教員 6 人、職員 10 人から構成され、サブメンバーに教員 4 人、職員 2 人を配置している。

プロジェクトチームは、大学運営の改善を図る事を踏まえ、建学の精神の策定、建学の精神に基づく大学の使命・目的及び学部・学科の目的や特色を体系的に見直すとともに、管理栄養学科・食品学科の両学科のアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを一体的に検討して関係組織体に素案を提出した。

更に、各種委員会及び事務部署で挙げられた課題と課題解決の情報をプロジェクトチームの共有情報とし自己点検に取り組んでいる。

(2) 7-3の自己評価

教育研究活動をはじめ大学運営の改善と向上を図るため、自己点検・評価の恒常的な実施体制づくりと運営を目的として、平成 22(2010)年 5 月に発足したプロジェクトチームは、毎月 1 回の定例会を開催した。プロジェクトチームは、課題情報の共有と課題解決の方策を検討し、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みの礎となった。

継続的な運営を図るためにプロジェクトチームでは、「月に 1 回の定例会を継続すること」「各組織体の課題及び課題解決の情報を共有して教育研究をはじめ大学運営の改

善・向上に努めること」が確認されている。

### **(3) 7-3の改善・向上方策（将来計画）**

プロジェクトチームの体制が、恒常的かつ適切に機能するためには、プロジェクトチームの上層組織である大学改革・認証評価特別委員会（以下「特別委員会」という）の運営が重要となる。

特別委員会は、理事長・学長と理事長補佐（法人事務局審議役）を総括とし、管理栄養学科長、食品学科長、法人事務局長、大学事務部長、プロジェクトチーム4人（プロジェクト委員長・副委員長2人・準備室長）から構成されている。特別委員会の適切な運営は、管理部門と教学部門を有機的につないで大学運営の改善・向上を図る手段となる。

プロジェクトチームは、現状課題及び方策を特別委員会に報告し審議を仰ぎ、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上に努める。

### **[基準7の自己評価]**

管理運営体制は、設置者として理事会、評議員会、大学として教授会等について寄附行為や学内規程が整備され適切に機能している。またその選任についても規程に準拠して厳格に行われている。今後更に一層管理運営部門と教学部門は相互の連携、協力を深めていく必要がある。自己点検評価については特別委員会のもとプロジェクトチームが全学あげて体制を整えその機能を果たしてきている。

### **[基準7の改善・向上方策（将来計画）]**

理事会の機能強化のため、寄附行為の選任条項を変更し、理事、評議員に教職員が幅広く選任されるように改め、更に常務理事会制を立ち上げ、重要な事項以外の理事会から付託された日常業務の決定と、理事会の審議事項の事前調整によって意思決定の迅速化を図る。管理運営部門と教学部門は学園運営会議などをおして連携を強化し、時代の変化に対応できるよう取組む。大学としての個別課題については、「学部長・学科長会議（仮称）」を設け学長、学部長及び両学科長、大学事務部長、法人事務局長を構成員とする会議を定期的で開催し、教学上の問題点や意見を教授会から理事会に提案、提示する。

自己点検評価については、2～3年毎に定期的に行うようにする。社会的な責務を果たすため、点検評価を踏まえた改善と向上への努力を継続する。

## 基準 8. 財務

8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

### 《8-1の視点》

- 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。
- 8-1-② 適切に会計処理がなされているか。
- 8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

### (1) 8-1の事実の説明（現状）

#### ＜収入と支出のバランスを考慮した運営＞

（大学部門）

本学は、聖徳栄養短期大学を改組し平成 17(2005)年 4 月に開学、平成 20(2008)年に完成年度を迎えた。【表 8-1-1】に示すとおり開学初年度から食品学科の入学定員割れが起り、学部全体として定員割れを生じている。

食品学科の定員割れの原因究明が関係者の中で行われ平成 21(2009)年度に教育課程の改訂、入試制度の見直し、広報活動の増進などの対策に取り組み改善に努めてきたが、収容定員に対する充足率は 100%に達せず、支出に見合う十分な資金が確保されているとはいえないが、支出の抑制によって収支バランスをほぼ維持している。

【表 8-1-1 収容定員充足率】 (単位%)

学部	学科	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
健康栄養学部	管理栄養学科	109.1	109.1	112.2	111.9
	食品学科	64.7	66.3	62.5	73.1
合計		86.9	87.7	87.3	92.5

本学の収入と支出のバランスの指標の推移を【表 8-1-2】に示した。平成 22(2010)年度の大学部門の財務状況は、収容定員割れによる学生生徒等納付金収入不足などにより、当初の計画どおりの帰属収入が得られなかった。しかし、人件費、諸経費など支出抑制に努めたことにより、帰属収支差額は均衡を保ち、帰属収支差額比率は 1.2%と僅かではあるがプラスを保つことができた。しかしながら、基本金組入により消費収支比率は 100%を越え 104.5%となっている。

消費収支計算書関係比率からみた財政状況であるが、人件費比率は 55.0%、人件費依存率は 67.6%となっている。この比率を全国平均（私学振興・共済事業団刊行の「今日の私学財政」22 年度版医歯系を除く大学部門）と比較すると、人件費比率は全国平均が 49.2%であるので本学は 5.8%高く、また、人件費依存率も全国平均が 61.8%であるのに対して 5.8%高くなっている。

平成 22(2010)年度の人件費比率には、永年勤続者の退職が重なったためその影響を受けている部分もある。

教育研究経費は、帰属収入構成比率で、35.3%であり全国平均より高めになっている

る。管理経費は、支出削減の努力をしてきたことによって、帰属収入の7.3%に下げることができた。

また、学生納付金と教育研究経費の比率についてみると、学生納付金の50%以上を教育研究経費に充当することが望ましいとされているが、医歯系を除く大学の21年度の全国平均では、41.6%となっており、本学は平成21(2009)年度42.9%、22年度は43.4%で40%台を維持している。

【表 8-1-2 収入と支出のバランスの指標の推移】

	平成17年度 (開学年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (完成年度)	平成21年度	平成22年度	全国平均
帰属収入(千円)	364,037	576,280	782,556	961,465	909,560	959,417	—
人件費比率(%)	136.9	85.1	60.5	53.5	54.3	55.0	49.2
人件費依存率(%)	217.9	110.0	75.9	66.3	63.2	67.6	61.8
教育研究経費比率(%)	56.3	51.8	41.0	35.0	36.8	35.3	33.2
管理経費比率(%)	19.6	14.9	20.0	7.0	6.8	7.3	7.4
帰属収支差額比率(%)	△113.3	△52.7	△31.2	3.7	0.0	1.2	8.8
消費収支比率(%)	238.9	152.7	131.2	99.8	100.0	104.5	101.7

全国平均(私学振興・共済事業団刊行の「今日の私学財政」22年度版医歯系を除く大学部門)

(学校法人全体)

本学校法人は、前述の本学、それに聖徳調理師専門学校及び東京聖栄大学附属わたなべ幼稚園の三部門から構成されている。本学については前述のとおりである。聖徳調理師専門学校は、定員充足率が低く、過去数年間に亘って経営不振が続き、消費支出超過額は平成20(2008)年度3,500万円、21(2009)年度3,200万円、22(2010)年度2,900万円になっている。法人挙げて改善対策を講じ、定員変更による規模縮小を平成21(2009)年4月に行い、縮小均衡政策を実施するとともに、広報活動の活発化を図ったが実績に結びつかず、法人全体の財政に影響を及ぼしている。一方、東京聖栄大学附属わたなべ幼稚園は、300人定員を100%充足しており、17年度から毎年3,000万円以上の収入超過である。

法人全体の資産の状況については貸借対照表関係比率からみた財務状況を【表8-1-3】に示した。本学法人は、全国平均(私学振興・共済事業団刊行の「今日の私学財政」22年度版医歯系を除く大学法人部門)と比較すると、借入金が比較的少ないため負債比率11.7%、総負債比率10.5%で平均より低く、流動資産構成比率20.4%、流動比率365.6%など流動性に勝り、1~2の比率を除いては特に問題になるものはなく資産状況は健全性を保っている。

【表 8-1-3 法人全体財務状況】

(単位%)

平成22年度 貸借対照表関係比率	固定資産 構成比率	固定比率	固定長期 適合率	流動比率	負債比率	基本金比率
本学法人	79.6	88.9	84.3	365.6	11.7	98.1
全国平均	86.8	100.0	92.0	232.7	15.2	96.9

全国平均(私学振興・共済事業団刊行の「今日の私学財政」22年度版医歯系を除く大学法人部門)

## ＜会計処理＞

会計処理については「学校法人会計基準」（平成 22(2010)年 2 月 25 日文部科学省令第 2 号）及び「東京聖栄大学経理規程」「東京聖栄大学経理規程施行細則」その他の規則に則り適正に処理している。実務的には汎用の財務会計システムで確認管理されている。また、予算管理においては、予算単位ごとに執行状況の確認を逐次行うとともに、月度ごとに財務担当理事に報告されている。

会計処理上問題点が生じたときは、随時、公認会計士に確認を求めるなどして適切な処理に努めている。

予算の編成については、「予算編成基準」に基づき、12 月上旬、財務担当理事が中長期事業計画、収入財源などを勘案して当該年度の予算編成方針を策定し、理事長と協議して予算編成方針を打ち出し、12 月中旬、「常勤理事会」に諮り審議して了承された案件を、1 月末に開催される理事会において審議し、第 1 次予算編成方針を決定する。12 月中旬に常勤理事会にて審議了承された編成方針に従い、財務課では経常的経費全体の予算原案作成の作業に入り、予算単位管理者に提示する予算概算枠を作成し、これを予算単位責任者に提示して 1 月末までに概算要求書の提出を求める。財務担当者と予算単位責任者が概算要求書を基に予算折衝を行い調整し、2 月末までに作業を終了し、更に 3 月中旬に予算案は財務担当理事の了承を得て理事長に提出される。理事長は 3 月末、予算案を評議員会に諮った上、理事会にて審議して承認されて成立する。

## ＜会計監査＞

会計に関する監査は「公認会計士」によるもの、「監事」によるもの、「内部監査室」によるものという 3 つの方法によって実施されている。

公認会計士による監査は異なる 2 つの会計事務所の公認会計士によって、平成 22(2010)年度は延べ 216 時間にわたって実施されている。

監事における監査は 2 人の監事が毎回理事会に出席して、理事会の業務執行状況を監査しているほか、毎年 1～2 回、2 つの公認会計士事務所の担当者と合同の検討会を開き、会計処理や財産の状況について意見交換を行っている。

内部監査室による監査は、平成 21(2009)年 4 月から施行された「内部監査規程」に基づき学内の事務系職員のうちから 2 人の内部監査人を選任し、主として外部競争資金の監査に当たることを業務とする。監事との連携のもとに学内の共同研究費、特別研究費などの内部監査を平成 21(2009)年度から実施し成果をあげている。

### (2) 8-1 の自己評価

#### ＜収入と支出のバランスを考慮した運営＞

##### 1) 人件費対策

◆給与表の改訂 従来平均昇給率 3.2%を 1.6%に改め昇給幅を圧縮した。昇給は若年層に厚く、60 歳以上の高年層には薄くなるような配慮を行っている。また、61 歳以上については、実情に応じて昇給の延伸、一時停止などの適切な措置がなされている。

◆賞与の支給 従来は就業規則に基づき、収入の如何にかかわらず固定的に支給していたが、平成 21(2009)年度から賞与の原資を法人全体の学生納付金収入に応じた額にする学納金収入連動方式を取り入れ、収入によって増減する実質的な方法に改めた。

以上の対策により、人件費支出についてはかなり抑制されているが、更に人件費比率（55.0%）を低くする必要がある。

## 2) 教育研究経費・管理経費支出

帰属収入を基準として考慮されており、学生納付金等の収入不足を支出の抑制で補い収支バランスは均衡が図られている。

## 3) 消費収支計算

支出超過額は平成 22(2010)年度 41,024 千円であり、消費収支差額比率は 104.5%になっているが、減価償却額を大きく下回っているので当面の運営上問題はない。

## <会計処理>

会計処理については、公認会計士からの指摘事項が大学について平成 20 (2008)年度は 0 件、平成 21 (2009)年度は 1 件であった。

平成 21 (2009)年度の指摘事項は次のようなものであった。

- ・ 広報費の計上時期について

この指摘については平成 22(2010)年度決算から指摘どおり実行していくことにした。

この他、期中での問題点はその都度公認会計士事務所と相談して処理を進めており、特段の問題はない。

## <会計監査>

内部監査については、平成 21(2009)年度は内部監査室を使って初めての監査であったが成果を上げ、平成 22(2010)年度は上記の公認会計士の指摘事項に取り組んだ。監事による監査、公認会計士による監査、あるいはその相互による連携などにも問題はない。

### (3) 8-1 の改善・向上方策（将来計画）

財政基盤を確立するためには、第一に帰属収入を高めることが必要である。そのためにはまず、定員充足率を上げなければならない。大学においては、食品学科の充足率の改善向上が必須の課題であった。この食品学科も幸いにして、平成 23(2011)年度は応募者も増加し、開学以降初めて定員を越える入学者を得ることができた。この年が単なる僥倖に終わることなく継続してこの状態が続けられるよう引き続き改善・改革を続けていかなければならない。

社会のニーズに応えられる教育課程の改訂、学生サービスの向上、更に高等学校訪問などの PR 効果を上げるような方策など多方面な要素を総合した中長期計画の策定と検証が今後は必要となる。

また、聖徳調理師専門学校の生徒募集は、大学との連携を高め、更に効率の高い専門学校独自の宣伝活動を展開し、定員充足率を高め財政健全化を図る。

## 8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。

### 《8-2の視点》

#### 8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。

##### (1) 8-2の事実の説明（現状）

本学では「寄附行為」第35条の2の規定に従って、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書を法人事務局に備え付けている。

更に、平成20(2008)年5月1日施行の「情報公開規程」により本学ホームページ(<http://tsc-05.ac.jp>)への掲載を行っている。

学生・保護者や教職員などを対象とした「東京聖栄大学報」(3,000部発行)には計算書に簡単な説明文をつけて配布している。

##### (2) 8-2の自己評価

私立学校法の趣旨に沿って適切かつ積極的に情報公開を行っている。

##### (3) 8-2の改善・向上方策（将来計画）

財務情報の公開は、本学に関心と深い理解を持ってもらう手段であり、本学支援者を増やす必須の要素である。学校法人会計基準によってまとめられた計算書類にグラフや簡単な説明をつけた、わかり易い財務状況の公開に努め学内外に周知する。

## 8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。

### 《8-3の視点》

#### 8-3-① 教育研究を充実させるために、寄付金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP(Good Practice)などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。

##### (1) 8-3の事実の説明（現状）

本学の外部資金の導入の実態を、それぞれの帰属収入に対する割合で私立大学振興・共済事業団の全国平均値と比較すると【表8-3-1】のように低い水準になっている。

寄付金募集は、文部科学大臣より特定公益増進法人であることの証明を受け、新入生の保護者・卒業生に依頼しているが経済情勢の悪化もあって帰属収入に占める割合は1.0%に至っていない。

資産運用収入は、運用リスクを考慮して従前から銀行の定期預金を中心とした安全な運用を行っているため全国平均より低い。

【表 8-3-1 外部資金の導入】

(単位%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	全国平均
寄付金	0.9	0.7	0.9	1.4
補助金	11.4	9.8	9.8	9.7
資産運用収入	1.7	1.4	1.3	1.9
事業収入	0.4	0.1	0.1	1.9

全国平均（私学振興・共済事業団刊行の「今日の私学財政」22年度版医歯系を除く大学部門）

補助金収入については、全国平均とほぼ等しくなっている。

本学の平成 22(2010)年度補助金収入は、私立大学等経常費補助金で占められ、その他の補助金は東京都からの数万円である。

私立大学等経常費補助金の内訳は、【表 8-3-2】に示したとおりである。特に注意すべき点は、特別補助が極端に少ない点である。経常費補助金は予算からすると、一般補助と特別補助の割合はおおよそ 2 対 1 になるべきである。本学の平成 22(2010)年度特別補助金交付は、学部教育の高度化・個性化支援メニュー「インターンシップの推進」、就学機会の多様化推進メニュー「専門高校卒業者の入学の推進」、地域活性化貢献支援メニュー「総合的な地域活性化事業支援」の 3 項目のみである。各種 GP(Good Practice)への申請がないこと、科学研究費申請が少ないことなど共通した課題を内包している。科学研究費の申請は【表 8-3-3】、受託研究（受託事業収入）は【表 8-3-4】に示すとおりである。

科学研究費については、平成 23(2011)年度の交付内定として基盤研究（C）が 1 件あり、平成 23(2011)年度から平成 25(2013)年度の 3 年間で間接経費を含めて 5,460 千円の交付予定である。なお、科学研究費の分担金交付は、平成 22(2010)年度に基盤研究（B）が 1 件あり、共同研究の実績は、本編基準 10-2「企業や他大学との適切な関係」の【表 10-2-2】に示した。

外部資金の導入の状況は極めて低調で、学納金収入の比率、人件費比率を高くしている一因となっている。これらに対して、特別補助増額を図るため事業団の講習会への参加者を拡げたり、科学研究費の説明会を設けたりしているが成果につながっていない。

【表 8-3-2 私立大学等経常費補助金の内訳】

	平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）	金額（千円）	構成比（%）
一般補助	101,981	93.2	82,100	93.2	84,628	90.4
特別補助	7,490	6.8	5,964	6.8	9,035	9.6
経常費補助金計	109,471	100.0	88,064	100.0	93,663	100.0

【表 8-3-3 科学研究費収入状況】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
申請件数	1 件	2 件	2 件（※内 1 件）
採択件数	0 件	0 件	1 件（※内 1 件）

※平成 22 年度の内数は、共同研究による分担配分件数を示す。（代表者は放送大学）

【表 8-3-4 受託事業収入】

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受託件数	1 件	1 件	1 件
受託金額	3,900 千円	800 千円	950 千円

## (2) 8-3 の自己評価

事実説明で触れたとおり外部資金の導入の状況は極めて低調であり、大学全体の研究支援体制に欠陥がある。これには担当部署が確立されていない管理運営体制に問題があるのと同時に教職員ともにこの事実を広く認識して、積極的な取組みを起こす必要がある。

### **(3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）**

寄付金募集については、平成 22(2010)年度より 5 カ年計画を策定して、長期的な戦略のもとに進めている。対象をこれまでの新入生保護者に限らず、在学生、本学前身の聖徳栄養短期大学卒業生、教職員、民間企業、その他あらゆる関連する個人、団体に広く呼びかけ、併せて募集方法なども再検討した。その結果、一般寄付金だけでみると規模は小さいながら前年度の 2 倍弱の寄付金が集まることになった。

資産運用に関しては、安全性の重視の方策は維持しながらも、平成 21(2009)年 4 月 1 日に施行された「資産運用規程」に則り、実績を確保する。

特別補助、各種 GP、科学研究費、受託研究などについては、早急に研究支援体制を整え、説明会や研究会をより広く、より高い頻度で開催し、広くその内容を教職員に理解してもらう努力を重ねていく。

#### **[基準 8 の自己評価]**

食品学科の収容定員未充足は、学生納付金収入不足により開学時の計画どおりの結果が得られなかったが、完成年度を迎えた平成 20(2008)年度の財務状況は帰属収支差額で 2,300 千円、平成 21(2009)年度は 28 千円、平成 22(2010)年度は 11,072 千円、と僅かながら収入超過となり、また消費収支比率も平成 20(2008)年度 99.8%、平成 21(2009)年度 100.0%、平成 22(2010)年度 104.9%の実績となり、収支均衡はほぼ保たれている。

会計処理は、規則に定められた適切な処理を全うしている。会計監査は、公認会計士が 2 人体制で十分時間をかけて監査に当たっており、業務監査についても、2 人の監事が理事会に出席しており十分な体制がとられている。

財務情報の公開は、規則に定められた公開を行っている。

外部資金の導入については、全般的に低調であり、特に競争的資金の導入には根本的な検討を要する。

#### **[基準 8 の改善・向上方策（将来計画）]**

帰属収入の伸びはあまり期待できないので支出抑制を徹底する。本学は 1 学部からなる単科大学のため人的効率が悪く人件費比率が高いが、人件費については「人事計画基本構想」を具現化し、給与体系の見直し、教員定年年齢の引き下げ、事務系職員の削減、年俸制の導入、新陳代謝を徹底して若返りの促進等を実施し、人件費比率を 55.0%台に下げることが目標とする。

施設関係については、年々劣化してゆく校舎等建物の維持管理、教育研究施設狭隘の解消、将来事業計画立案などのためのスペースの確保のため、既存校舎の改修、新校舎の増築を中期事業計画の年次計画に基づいて充当財源を確保し実現していく。

以上の将来計画を具現化していくために、法人全体としての教学、管理運営、財政などを総括した中長期事業計画を確立する。

基準 9. 教育研究環境

9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

《9-1 の視点》

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。

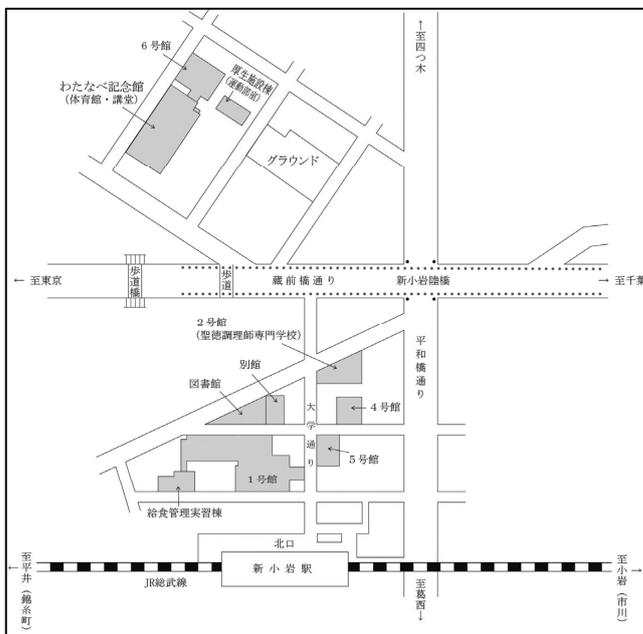
(1) 9-1 の事実の説明（現状）

＜校地、運動場、校舎＞

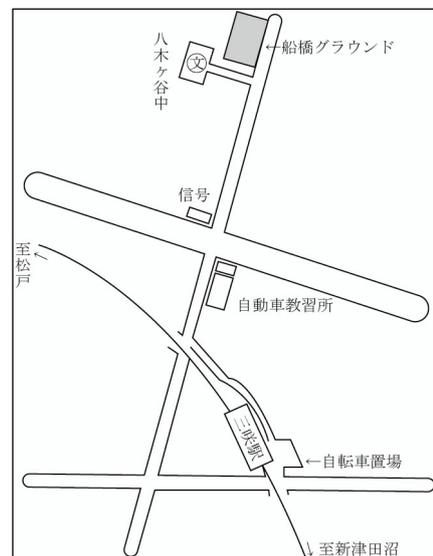
本学は、新小岩キャンパスと船橋グラウンドを設置している。新小岩キャンパスは、東京都葛飾区西新小岩にあり、JR 総武線「新小岩駅」から徒歩 1 分の場所に位置している。新小岩キャンパスの校舎の配置図を【図 9-1】に示した。

新小岩キャンパスの校地面積は 8,481.8m<sup>2</sup>（内借用 1,317.6m<sup>2</sup>）、校舎面積は 11,404.7m<sup>2</sup>（内借用 768.1m<sup>2</sup>）である。校舎は 1 号館・給食管理実習棟・4 号館・5 号館・6 号館・別館（賃借用建物）・図書館である。（体育館・厚生施設棟は除く）

【図 9-1 新小岩キャンパス配置図】



【図 9-2 船橋グラウンド】



船橋グラウンドは千葉県船橋市にあり、新京成電鉄「三咲駅」から徒歩 15 分の場所に位置して校地面積は 8,720.0m<sup>2</sup>である。船橋グラウンドの配置を【図 9-2】に示した。

東京聖栄大学

新小岩キャンパスの主要施設概要は【表 9-1-1】に示したとおりである。校地・校舎面積は【表 9-1-2】に示したとおり大学設置基準を充足している。

【表 9-1-1 新小岩キャンパス主要施設概要】

号館	建物面積 (m <sup>2</sup> )	地上 (階)	主要施設
1号館 (I・II期棟、新館)	5,252.50	5	講義室、演習室、実験室、実習室、試食室、精密機器室、飼育室、天秤室、薬品庫、国試対策室、多目的ホール、更衣室、保健室、資料室、教員個人研究室、理事長・学長室、学部長室、講師控室、事務室、会議室
給食管理実習棟	736.73	3	演習室、実習室、試食室、下処理室、更衣室、教員個人研究室、臨地実習センター
図書館棟	1,684.03	6	閲覧室、実習室、視聴覚学習室、書庫、教員個人研究室、事務室
4号館	941.65	5	講義室、実験室、実習室、食品官能検査室、教員個人研究室
5号館	874.79	5	講義室、カウンセリング室、教員個人研究室、事務室
6号館	1,146.89	3	講義室、実験室、ゼミ室、電子顕微鏡室、談話コーナー、更衣室、教員個人研究室、講師控室
別館	768.07	5	自習室、学友会室、事務室、会議室、売店、喫煙所 ※別館は東日本大震災の被災により利用停止中。各室は現在暫定的に別建物などへ移動。
計(基準校舎面積)	11,404.66	—	
厚生施設棟	328.06	2	学生部室
わたなべ記念館	1,481.52	2	体育館兼講堂

平成 23 年 5 月 1 日現在

【表 9-1-2 校地・校舎面積】

	新小岩キャンパス面積 (m <sup>2</sup> ) (東京都葛飾区)	船橋グラウンド面積 (m <sup>2</sup> ) (千葉県船橋市)	合計面積 (m <sup>2</sup> )	大学設置基準上の必要面積 (m <sup>2</sup> )	収容定員 (人)
校地	8,481.8	8,720.0	17,201.8	6,400.0	健康栄養学部 管理栄養学科 320人 食品学科 320人 計 640人
校舎	11,404.7	0.0	11,404.7	6,148.4	

平成 23 年 5 月 1 日現在

1) 講義室・演習室・実験室・実習室・研究室

新小岩キャンパスの講義室・演習室、実験室・実習室、研究室は【表 9-1-3】に示したとおり整備し、講義室・演習室は収容定員 40 席から 100 席の多用なタイプの教室が 15 室、大講義室 (305 人収容) 1 室の計 16 室がある。実験室・実習室は 23 室、研究室は 29 室ある。現在、教室数は、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災及び余震の影響を受け別館で使用していた自習室は講義室へ、事務室は小視聴覚室へ移動し暫定使用しているため、講義室 1 室、実験室・実習室 1 室を減して記している。

【表 9-1-3 講義室・演習室、実験室・実習室、研究室】

新小岩キャンパス	講義室・演習室		実験室・実習室		研究室	
	室数	面積(m <sup>2</sup> )	室数	面積(m <sup>2</sup> )	室数	面積(m <sup>2</sup> )
1号館 (I・II期棟、新館)	8	920.05	12	1,227.43	15	463.78
給食管理実習棟	1	85.00	2	387.06	2	50.10
図書館棟	—	—	5	387.59	1	32.56
4号館	1	121.50	3	363.19	3	118.80
5号館	2	250.58	—	—	3	80.01
6号館	4	236.00	1	204.40	5	219.60
合計	16	1,613.13	23	2,569.67	29	964.85

平成 23 年 5 月 1 日現在

実験・実習室の主な設備は、【表 9-1-4】に示した。管理栄養学科の実験・実習室は、管理栄養士養成の教育課程に対応する施設であり、主として1号館、給食管理実習棟に配置している。臨床栄養学実習室には人体模型のほかに心電計、筋電計、脳波計、呼気ガス測定装置、血流計の生理的機能を測定できる装置を備えている。給食管理実習棟の給食管理実習室はドライシステムを採用している。また、給食管理実習棟は、学生が給食管理実習を行うほか、臨地実習を行う際の、事前教育指導に適正な対処ができる施設を設けている。

食品学科の実験・実習室は、1号館、4号館、6号館に配置し、6号館の施設・設備は、食品学科が教育研究活動に用いるガスクロマトグラフ、高速液体クロマトグラフ、電子顕微鏡、ガスクロマトグラフ質量分析装置、赤外分光光度計、アミノ酸自動分析装置等の分析装置を備えている。

1号館精密機器室には、ガスクロマトグラフ、高速液体クロマトグラフ、示差走査熱量計、原子吸光光度計、多波長吸光光度計等を設置している。

本学は、管理栄養士学校指定規則、食品衛生管理者・食品衛生監視員登録養成施設指定基準を踏まえた整備が行われている。各実験室・実習室は、専任教員を管理責任者として配置し、設備の維持・管理、保守・点検を適正に行っている。

【表 9-1-4 実験・実習室の主な講義内容・設備】

(※印 食品衛生管理者・食品衛生監視員登録要請施設必置備品)

校舎	室名	講義内容	設備
1号館 I期校舎	第1理化学実験室 (131)	(食品学実験) 食品成分表で用いられた方法に従い、水分、タンパク質、脂質、灰分、糖質、食物繊維等成分の定量、食品分析の基礎知識、技術の習得	ドラフトチャンパー クロマトチャンパーM-210FN カートリッジ純水器 DY-15, BB-5 電気泳動装置、電気定温乾燥機
	第2理化学実験室 (132)	(食品衛生学実験) 食品の安全性確保の重要性(実験を通しての一般生菌数の測定、大腸菌検査)を学ぶ 食品添加物(着色料、保存料、発色剤)の検査 アレルギー様食中毒、化学物質(果実缶詰中スズ)による食中毒の実験を実施し、食品の安全、衛生、関連法規、基準について学ぶ	※乾熱滅菌器 2-2080 型 ※超低温槽(凍結保存容器) ※遠心分離機 LC-1201 ※ホモジナイザー LC-1201 ※ふ卵器 M-203 ※高圧滅菌器 ※顕微鏡学生用光学顕微鏡 CHT023 CHBS233 型 ※純水製造装置(カートリッジ式) G-10 型
	食品学系実験室 (121)	(食品学実験Ⅱ) 食品学科 食品の構成成分、糖質、タンパク質、脂質の性質を調べ食品の状態や性質を学ぶ、実験において食品成分の特性、変化を学び、食品加工及び保存中の変化についても学習をする。器具、機械の取り扱い方法の習得	超音波分散器 DSD-501 MiSs 色彩情報分析システム 色彩情報分析用パソコン 真空ポンプ MDA-015 ※遠心分離器 H-100B3
	調理実習室 (122)	(基礎調理実習Ⅰ) 食品の栄養的価値を高め、衛生上安全なものにする。更に調理の基礎的知識、調理技術の習得を目的とし、食品の選定、計量、切り方及び日本料理、中国料理の基本的な調理操作を習得する。	ガスコンベックオープン RN660C ガステーブルコンロ RN-A463KA-HR-HL
	大量調理実習室	大量調理 各班ごとに一度に多品目、大量な食材を調理加工し完成品の質、味、量等を吟味、反省して次回の実習に活かしてゆく	ガス回転釜 DGK-30CS-F 洗米機 RS-37 ガス炊飯器 ABC-14 上火式焼物機 RGP-46A 合成調理機 VA-20

東京聖栄大学

校舎	室名	講義内容	設備
1号館 Ⅱ期校舎	栄養学系実験室 (124)	(栄養生化学実験Ⅰ) 栄養と生体の相互関係を理解(糖質、脂質、たんぱく質、ビタミンに関する定量) 栄養素の化学的特性、消化吸収、エネルギー代謝に関する酵素の機能と物質代謝過程、制御機構についての理解を深める(ラットによる定性、定量実験)	※純水製造装置 Mill-QⅡ ※原子吸光分光光度計 AA1275型 ※ホモジナイザーAM10型 ※ホモジナイザーユニット(回転ユニット) 定量乾燥機 2-2045型 FRE-N型
	栄養系調理実習室 (123)	(応用栄養学実習) 乳幼児から高齢者にいたるまでの食事、スポーツ等の栄養補給等特殊環境下での食事など調理方法、知識、技術の習得	乾燥機ナチュラルオープン パーソナル電子天秤 純水器 G-10 食品模型(糖尿病、調乳、離乳食) フードモデル
1号館 新館	臨床栄養学実習室 (133)	(臨床栄養学実習Ⅰ) 疾病者の病態や栄養状態の特徴に基づいて、適切な栄養管理を実施するための実技を習得	人体模型(等身大、上半身、15分割男性及び女性、内臓、骨格、消化器系) 介護用電動ギャッジベッド 自転車エルゴメーターEC-100 エアロバイク Ai 骨密度測定器
	精密機器室	研究、授業用実験機器の設置	※ガスクロマトグラフ GC14A ※ガスクロマトグラフ GC14B ※遠心分離機 KR2000C ※原子吸光分光光度計
	動物飼育室	動物飼育実験をとおして栄養学の基礎である栄養素、生体成分の基礎的定性分析を実施。栄養状態の把握(尿、血液、肝臓等臨床検査) 栄養判定等基礎的項目についての実験を実施	カートリッジ純水器 G-10C型 水筒ゲージ(水のみ)
給食管理 実習棟	給食経営管理実習室 (113)	(給食管理実習) 一度に100食分の大量調理給食の運営管理に必要な知識を身につける(病院福祉施設事業所等を対象) 対象者に対する(献立、衛生、栄養、嗜好、調理、盛り付け、配膳、下膳、洗浄、清掃)一連の食事計画の学習	回転釜 DGK-30CS-D-F 食器洗浄機 DWA-5C 洗米機 RWD-50AW ウォーマーテーブル NY-18-CH3N
	給食管理系調理実習室 (125)	(調理学実習Ⅰ) 食品を目的に合わせ食べやすくおいしく栄養を高め、食欲がわき、楽しめるものに仕上げる 調理の基礎的知識、技術の習得(食品の選定、計量、配分、衛生、切り方、味)	厨房レンジガスコンベックオープン RN-006GL ガスコンロ RN-A0349-H1 電子レンジ MRO-A26F 電子天秤 ジャー式電気釜 R2-1850
4号館	食品加工実習室 (411)	(食品加工実習Ⅰ) 加工食品(ジャム、麺類、漬物、味噌、パン、缶詰)等の加工、食品の製造、包装の技術、食品検査等鑑別の技術を学ぶ	蒸気式豆煮機 餅つき機 パンオープン TMC-GGG-21 パン用ホイロ TGH-2000N型 アイスクリームフリーザーLABO TRONiC パン用ミキサー マイティ 30 AM-20
	微生物学実験室 (421)	(微生物学実験) 微生物の基本的取り扱い方(器具等の滅菌、無菌操作、培地調製、培養方法、鏡検法)の習得。カビ、酵母、細菌の培養による微生物の取り扱い方、微生物の機能、性質を理解。微生物の基礎知識(分類、形態、生理、物質代謝)を実験により習得する。	※高圧滅菌器 HA-241 ※ふ卵器 FI-60 ※乾熱滅菌器 FSD-625 ※遠心分離機 LC-121 ※純水製造装置 SD-2100A ※光学顕微鏡 CHT-223、CHT-023
	食品官能検査室 (食品官能検査準備室)	(食品官能検査) 食品の色、味、固さ(食感)の比較、嗜好、味覚検査、新食品の開発	官能検査ブース(流し付) 電気冷凍冷蔵庫 NR-227TR/N-WN
6号館	機器分析実験室 (機器室)(611) (電子顕微鏡室)	(機器分析実習) 食品添加物、有害物質(残留農薬等)の微量成分を分離分析 各種標準品及び食品中の成分を分析し、機器の原理、操作法の習得、データの解析法を学ぶ	※ガスクロマトグラフ質量分析計 アミノ酸分析計 ※原子吸光光度計 ※純水製造装置 ※電子顕微鏡(走査型) ※ガスクロマトグラフ ※高速液体クロマトグラフ
図書館棟	栄養教育実習室 (図 51)	(栄養教育・指導実習Ⅱ) 栄養教育、指導論で学んだ管理栄養士としての知識をグループ学習で実践を通して学ぶ。問題点把握のためのアセスメント方法、教育教材 ライフステージ(幼児、学童、成人、高齢者)別、施設(保育所、学校、事業所、高齢者福祉施設)別における、個別、集団教育計画を作成し目標達成のために協働して問題解決を行う事の意義を学ぶ	ITV設備(プラズマディスプレイモニター42型) 食生活状況調査用フードモデル(71種) 1単位80キロカロリー食品模型 KF-0101(75種) 妊婦期食献立例模型 1900KF1204 幼児期1,2歳献立例模型 KF1306 カロリー別献立模型 1800,1007

## 2) わたなべ記念館（体育館兼講堂）

6号館と隣接した2階建物（冷暖房設備・1,481.5m<sup>2</sup>）で体育授業、課外活動等に利用されている。課外活動の定期利用については、毎学期の初めに学生支援センターに利用願いを提出し、管理の徹底を心掛けている。警備員が常駐しており、AED（自動体外式徐細動器）も設置されている。わたなべ記念館は、講堂としても利用し入学式・卒業式・学生総会・講演会などにも利用している。

## 3) グラウンド

6号館と道路を挟み反対側に位置し2面のテニスコートがあり、学生支援センターが管理・運営している。テニスコートは近隣からの騒音苦情が絶えない為、現在は利用を控えた状態である。

## 4) 船橋グラウンド

1年次の体育実技の授業、5月に学友会主催で実施される体育祭の会場として利用されている。

## &lt;図書館&gt;

図書館は、閲覧室面積426.0m<sup>2</sup>、書庫面積128.7m<sup>2</sup>、座席数105席（視聴覚学習室8席含む）からなっている。蔵書の数は50,739冊（視聴覚資料933点含む）で、このうち洋書は4,140冊である。逐次刊行物は78誌（学術和雑誌41種、学術洋雑誌17種、一般雑誌20種）である。蔵書検索は、図書館蔵書システムで管理運営され、学内ネットワークに接続されている全てのパソコンから館内の図書を検索できる。平成19(2007)年5月より、国立情報学研究所CiNii（サイニィ）論文情報ナビゲーターの機関定額制を導入している。バーコードによる入退館システムを平成23(2011)年度から導入し、利用者の利便性の向上を図った。図書館の利用方法については、入学時にガイダンスを行うほか、日常、学生及び教職員へのレファレンスサービスを行っている。開館時間は、平日が午前9時から午後7時まで、土曜日は午前9時から午後2時30分までとしている。休館日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、本学創立記念日、年末年始、その他休暇期間中の定める日となっており、開館日数、学生・教職員の入館者数等は【表9-1-5】に、学生・教職員への図書貸出冊数は【表9-1-6】に示している。

【表9-1-5 入館者数（教職員と学生の合計）】

	午前 (人)	午後 (人)	合計 (人)	開館日数 (日)	1日平均 入館者(人)
平成20年度	2,656	8,164	10,820	255	42.4
平成21年度	2,943	7,169	10,112	256	39.5
平成22年度	3,942	7,371	11,313	252	44.9

【表9-1-6 館外貸出冊数】

	学生		教職員		合計	
	冊数	人数	冊数	人数	冊数	人数
平成20年度	3,340冊	2,366人	2,125冊	306人	5,465冊	2,672人
平成21年度	3,703冊	2,638人	2,012冊	259人	5,715冊	2,897人
平成22年度	4,476冊	3,042人	3,732冊	252人	8,208冊	3,294人

図書館の運営は、「東京聖栄大学図書館規程」に基づき、「東京聖栄大学図書館長選考規程」「東京聖栄大学図書館委員会規程」「東京聖栄大学図書関係資料収集・管理・除籍規程」「東京聖栄大学図書館利用規程」を定め、図書館委員会により組織運営され、利用者のため 3 人の司書を配置している。平成 22(2010)年度の図書の購入は、【表 9-1-7】に示したとおり、専門図書 965 冊、一般教養図書 393 冊となっている。

【表 9-1-7 図書年間受入冊数】

	専門図書	一般教養図書	合計
平成 20 年度	831 冊	366 冊	1,197 冊
平成 21 年度	734 冊	373 冊	1,107 冊
平成 22 年度	965 冊	393 冊	1,358 冊

### ＜情報サービス＞

学内ネットワークは、校舎間帯域 1Gbps、校舎内 100Mbps である。運営は、情報処理センター運営委員会が組織され、情報処理センターが設置されている。情報処理センターは、学内情報機器類環境の管理運営及び学生の IT 教育などの改善に努めている。なお、情報処理センターに執務する 3 人は兼務職である。

学内ネットワークの機器類に対しては、「学内ネットワーク利用ガイドライン」に則り VLAN 認証ソフトウェアによる接続、各種ソフトのインストールの制限を実施している。外部ネットワークとの接続は、ファイアウォール・プロキシの設置とウィルス対策ソフト導入でセキュリティの確保に努めている。また、WEB サイトの閲覧は、プロバイダーによるフィルタリングを実施している。

学生・教職員は、「学内ネットワーク利用ガイドライン」に基づき学内認証パスワードの定期更新を行うなど一元管理の下でネットワークを利用している。

情報処理の授業で使用している実習室は 1 室であるが、本学の管理栄養学科及び食品学科の特色から、【表 9-1-8】に示すとおり栄養系教室と食品学科各研究室及びその他の施設にパソコンを配置して、学生が利用しやすい環境整備に努めている。

【表 9-1-8 学生用パソコン配置状況】

施設名	配置台数	OS	備考
情報処理実習室	54 台	Windows 7	授業時間外開放：月～水 16:20～19:00 木・金 9:00～19:00
栄養系演習室	25 台	Windows XP Pro	
給食経営管理演習室	10 台	Windows XP Pro	
栄養教育実習室	10 台	Windows XP Pro	
食品学科各研究室	47 台	Windows 7	所属学生人数に準じて設置
多目的ホール	10 台	Windows XP Pro	学生の休息できる施設
自習室	2 台	Windows XP Pro	
学生支援センター	3 台	Windows XP Pro	
図書館	4 台	Windows XP Pro	蔵書検索用
計	165 台		

平成 23 年 5 月 1 日現在

教職員専用パソコンは 84 台配置し、学内サーバについては、平成 22(2010)年 8 月と平成 23(2011)年 3 月に単体構成から仮想化構成に更改した。学生及び教職員のパソコン (OS : Windows XP) 端末は、平成 25(2013)年度までに更改計画に基づき全機種

を新 OS に変更実施中である。学内ネットワーク機器類は、平成 24(2012)年 12 月の更改に向け学内利用及び学内ポリシーなどの踏まえ検討に入った。また、学籍教務システムは、運用方法に課題があり、事務業務の省力化に至っていないと認識し運用の見直しを策定している。

### ＜施設設備の維持・運営＞

施設設備等の維持・管理は、法人事務局財務課管理係と各部署とが連携をとりながら行っている。精密機器等の実験実習機器が多いので、正確な研究資料を得るために、法定定期点検（電気、ガス、水道衛生設備、消防防火管理設備、昇降機保守点検）等の保守管理は綿密に行い、専門業者との委託契約により、法令に準拠した定期的な測定、性能検査等を実施している。また、緊急な故障、修理等については、3 人の管理係員が迅速に初期対応し関係業者との連絡を綿密に行うことにより、常に安全で確実な管理の徹底に努めている。

備品はすべて備品番号、取得価格、取得年月日、配置場所、耐用年数等を備品台帳に記載し、備品管理一覧表と備品シールを発行し管理している。「平成 19 年度自己点検・評価報告書」の課題として残された事柄を中心に【表 9-1-9】に示した設備改善に努めた。

【表 9-1-9 設備改善】

設備改善内容	履行時期
1・5号館各講義室内 AV 設備設置工事	平成 21 年度
給食管理実習棟 2 階（給食管理系調理実習室 125）業務用換気設備設置工事	平成 21 年度
1 号館 2 階（調理実習室 122）内プラズマモニター壁面設置及びコンビネーションカメラ等映像音響機器設備設置工事	平成 21 年度
1・4・5号館、給食管理実習棟 地デジ対応設備工事	平成 21 年度
各講義室内講義机、椅子の新規購入入替	平成 19～22 年度
実験実習室内設置、機械器具等の更新	平成 19～22 年度

## (2) 9-1 の自己評価

### ＜校地、運動場、校舎＞

本学は、大学設置基準の校地・校舎面積の基準を充たしており、教育研究目的を向上させる為に必要な施設設備は、大学設置基準はもとより、管理栄養士学校指定規則及び食品衛生管理者・食品衛生監視員登録養成施設の設置基準に適うものであり、適切な整備、維持、管理運営がなされている。

平成 22(2010)年 3 月に葛飾区より、駅前土地の再開発の一環として、通勤、通学用自転車の駐輪地を拡張し、住民の便宜を図りたいとして、本学の校地の一部 (54.14m<sup>2</sup>) を長期間に亘り借用したいとの申し出があり、本学も公共性を見地からこれを受け入れ、大学用校地から、法人の収益事業用地に用途変更をした。

平成 21(2009)年 9 月図書館棟に隣接している賃借用建物（別館）を大学用校舎として文部科学省へ届出をした。この別館は、平成 23(2011)年 3 月の東日本大震災及び余震により耐震性に問題があることが判明し、安全面を考慮して利用を中止している。賃貸人の補強工事完了までは、別館で利用していた各室は、暫定処置として別の建物等に移動して対応した。

## ＜図書館＞

図書館委員会では、図書館のサービス向上のために管理栄養士国家試験関連図書の充実、卒業論文のレファレンスサービスの強化に努めた。大学と学生との「意見交換会」の際に要望された開館時間の延長については、平成 22(2010)年 7 月に実施した全学生対象の「図書館緊急アンケート」(回収率 55.6% 559 人中 311 人回収)をとおして再度確認し、開館時間を延長すれば、利用学生が増加することが判明した。このデータを基に次年度からは、開館時間の延長を図ることを検討している。その他に平成 22(2010)年 8 月に 2 階の書架の耐震強化のための工事を行った。

学生支援センターアンケートで要望の高い「図書館閲覧室内に鞆の持ち込み」は、平成 23(2011)年 3 月に入退館ゲート(入退館システム)を設置することにより解決し学生利用の向上に努めた。「貸出冊数と期間」は、平成 23(2011)年 4 月から、2 冊から 5 冊に増やし、貸出期間は 7 日間を 10 日間に延長した。

## ＜情報サービス＞

情報処理センターは、学生・教職員、更に保護者を代表とする本学後援会役員の要望や意見に対応して、利用状況などの実態調査を踏まえ整備計画の立案と実施に努めている。学生が利用するパソコン端末は、利用状況を監視するログ管理システムや学生支援センターアンケートの要望を踏まえて整備している。また、学内ポリシーに係る案件や高額な経費を伴う案件などについては、情報処理センター運営委員会で繰り返し審議し、その導入を図ることにより教育・研究環境の整備を施している。教職員用パソコン端末の更改やネットワーク機器類の検討も計画とおりに進めている。

平成 22(2010)年 3 月に後援会役員から挙げられた「学生の情報リテラシーや情報倫理」を向上するための要望に対しては、情報処理センターを担当する教員が、平成 22(2010)年度からの授業計画に反映すべく検討し、実施を図っている。

### (3) 9-1 の改善・向上方策(将来計画)

#### ＜校地、運動場、校舎＞

平成 22(2010)年 11 月の理事会において、老朽化が進む校舎の新・改築対策と施設の狭隘解消、今後の新事業計画に充当するための部屋の確保、遊休校地の有効利用等施設設備を充実するための事業計画構想について審議がなされた。特に老朽化が進み、エレベーターがなく有効利用に難のある 4 号館を全面改修し、新たにエレベーターを設置し、4 号館裏の空きを整備して併設の聖徳調理師専門学校校舎(通称 2 号館)と一体利用できる新 4 号館に改築すること。遊休校地を有効利用して 7 号館を新築し、食品学科の教育研究施設機能を出来るだけ 6・7 号館に統合集約し、現在 4 号館に設置されている食品学科の研究室、実験・実習室、講義室等は全て 7 号館に移設する等について十分な検討が必要であり、今後は学内外の有識者で構成する「建築プロジェクト・チーム(仮称)」を設置し平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度の 5 ヶ年計画で事業を推進していく。

これらの事業計画により、新小岩キャンパスグラウンド内のテニスコートの活用は近隣問題を含め、施設・設備面で安全且つ満足のいく教育環境づくりが推進できる。

更に、学生の多様な要望の精査はもとより、教職員にとってもより良い教育環境づくりの実現に向け一層の改善・向上に努める。

### <図書館>

開館時間の延長は、職員の採用が必要なため、大学及び法人との協議を継続する。地域社会への開放を検討するとともに、地域公共図書館との連携強化を諮るために葛飾区立図書館との協議の場を設けていきたい。更に、グループ学習の可能なスペースを確保するために、館長室前の書庫を整理して、場所を確保していきたい。また、3階書架の耐震工事を平成 23(2011)年 8 月に着工の予定である。

### <情報処理サービス>

情報処理センターでは、情報サービス環境の整備経費が高額になることを踏まえ、パソコン端末及びネットワーク機器類のスペックやメーカー保守期限を考慮し更改時期を検討した上で導入を図っている。教育支援としては、平成 22(2010)年 9 月より簡易的 e ラーニングの運用を開始している。この e ラーニングは、試験運用として開始しており利用状況を踏まえて本格的にシステム構築する。

## 9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

### 《9-2 の視点》

#### 9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

##### (1) 9-2 の事実の説明（現状）

#### <耐震性>

大学設置基準外校舎であった 3 号館校舎は、耐震性とアスベストの問題があり平成 19(2007)年 10 月に解体し、平成 20(2008)年 1 月に文部科学省へ届出をした。解体の際に PCB 廃棄物が出たが、現在「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任し、毎年保管状況を東京都へ届出している。3 号館跡地は、駐車場として利用している。

平成 18(2006)年 1 月に竣工した 6 号館を除く校舎は昭和 55(1980)年度以降に竣工したものであり当事の建築基準法の耐震基準をクリアした耐震構造の建物となっている。更に、平成 17(2005)年 3 月に専門業者による耐震補強調査及び外壁吹付け、面ひび割れ爆裂シーリング等の部分打診調査、屋上腐食コーキング防水調査、内部配管錆、亀裂調査等と細部にわたる各種経年劣化調査を実施し、建物には重大な問題の発生はないと診断されていた。しかし、平成 23(2011)年 3 月 11 日の東日本大震災により、1 号館を中心に大学各建物の被害状況が確認され修理作業を遂行し、現在は致命的な危険はなく、講義研究や学校生活には重大な支障は発生していない。

別館（賃借用建物）は、東日本大震災及びその後の余震から建物の耐震性に不安があったため、安全面を考慮し使用を中止した。本学は、賃貸人に現在の耐震基準に照らした別館の耐震性を照会し、賃貸人からは「補強工事により耐震性能を確保できる。〈平成 23(2011)年 4 月 25 日付〉」旨の報告書が得られ、6 月 6 日より補強工事が開始された。

なお、別館において使用していた「学生自習室・学友会室（学生自治会室）・事務室・会議室・売店・喫煙所」等は、平成 23(2011)年度授業開始前に、暫定的に別の建物等に移動し対応した。

### ＜アスベスト関係＞

設計図書による調査、現場での目視調査、問題発生の疑わしい対象部分の検体分析化学調査を平成 17(2005)年 3 月・平成 23(2011)年 4 月に実施している。その結果、本学各建物はアスベストによる大きな問題はなかった。建築設計監理者の調査報告を受け、毎年、吹き付けアスベスト等対策状況フォローアップ調査表にて文部科学省大臣官房文教施設企画課へ報告をしている。

### ＜バリアフリー化＞

平成 17(2005)年の開学時より 1 号館を中心に新築の 6 号館を含めバリアフリー環境は整備されている。各建物の法令に合致したエレベーターや身障者用トイレの設置、身障者用駐車場の確保、スロープ、各階の手摺り、点字ブロックの整備などに努めた。

一方、4 号館・5 号館・図書館は、調査で明らかになった問題点や不具合を解消・改善すべく、現在所轄である葛飾区都市整備部の指導を受け情報を収集すると同時に 1 級建築士による詳細な点検を実施して、その結果を受けさまざまな角度から研究、検討し建築物バリアフリー条例などの法令、基準に合致するものから対応を検討している。

### ＜学内警備＞

校舎の警備は、警備会社と契約し 6 号館は 24 時間警備員を配置し、その他校舎は、夜間警備員を配置している。セキュリティにおいては基本的な対策は実施しているが、平成 21(2009)年度～平成 22(2010)年度に防犯カメラの増設工事を行い不正侵入検知の強化を継続的、計画的に進め安全性の向上を高めている。

## (2) 9-2 の自己評価

本学の施設設備、付帯設備の安全性は、財務課管理係が常時学内を巡回しながら点検を行っている。1 級建築士による詳細な調査を中心に建築設備定期検査報告書、特殊建築物等定期調査報告書などの提出書類の結果を精査・把握し、専門の委託業者と連携をとりながら迅速な対応と解決を最優先とし安全管理が確立している。

## (3) 9-2 の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備の安全性の確保については、関係部署との更なる連携体制により強化していく。

バリアフリー未整備校舎の存在は、学生・教職員等に強く影響する事が懸念される。現在、突然の怪我などで若干ではあるがその様な心配がすでに現れている。バリアフリー条例など法令等基準の問題、財政面など全体的に意識の向上に取組みソフト・ハードの両面からバリアフリーの改善、向上に努める。

### 9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

#### 《9-3の視点》

#### 9-3-① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

##### (1) 9-3の事実の説明（現状）

###### 1) 多目的ホール

多目的ホールは、1号館1階にあり、学生食堂の機能も併用した多様な目的に対応した施設である。座席数は約150席設置し法人が契約する業者が軽食を提供し、電子レンジ、テレビなども整備され学生の休息の場となっている。また、学生の自習などにも利用され、学内ネットワークに接続したパソコン10台も設置してある。当ホールは葛飾保健所より「健康増進法第25条に基づく受動喫煙対策」全面禁煙協力店の指定を受けている。

###### 2) 厚生施設棟

体育館に隣接しており、2階に5つの部室と男女別シャワー室がある。「東京聖栄大学厚生施設棟利用規程」に基づき、学生支援センターが学友会と協議の上で運営・管理している。

###### 3) 緑化整備

1号館校舎は、全体的に緑化の整備、強化がなされており商店会等の周囲の賑やかな環境に配慮したものとなっている。キャンパス内外はプランターなど四季の草花を多数配置し、ささやかな施設ではあるがハーブ園を整備し構内には桜を中心として梅、紫陽花、椿などの花をつける樹木が植樹され学生、教職員の憩いの場が確保され、常に専門の職員や学生により手入れ、整備がなされている。

###### 4) 衛生環境整備

平成21(2009)年度の学生との「意見交換会」で要望された衛生環境整備を検討し、トイレ用擬音装置の設置、全館ウォシュレットの設置、トイレの増設を積極的に取入れ大学全体で快適な衛生環境が実現している。施設内の清掃は管理会社へ委託し、日常及び年2回の定期清掃や実験実習室などへの集中した消毒作業、館内の共通部分のワックス掛けによる環境美化に努めている。

###### 5) 校具整備

講義室の机・椅子は、新規購入・入替えを実施してきたが、更に計画的に予算化し整備を進め学生が授業に集中できる様に改善に努める。

##### (2) 9-3の自己評価

キャンパス内は、常に整備が行われており、教育の場にふさわしい空間となっている。講義室及び実験実習室、演習室等はすべてに空調設備を完備し快適な教育環境を確保している。また、体育館、厚生施設棟（クラブハウス）、売店、喫茶(軽食)室など環境が整備され有効に活用されている。今後はスポーツ関連施設の充実、学生ホールの増設が望まれる。

### (3) 9-3の改善・向上方策（将来計画）

現在、1号館1階多目的ホールは、学内行事などにより学生が利用できない場合がある。関係部署と検討の上できる限りの改善に努める。

校具の整備は、予算化をはじめ、学内においての生活、教育環境の快適さについては現状の維持、管理に努めながら諸問題を克服し更なる向上をめざす。

#### [基準9の自己評価]

本学の校地・校舎は大学設置基準を十分充たしており、教育研究目的を達成するための施設・設備は、管理栄養士学校指定規則、食品衛生管理者・食品衛生監視員登録養成施設指定基準を踏まえた整備が行われている。更に、安全性・快適性が確保されている。施設・設備は学生及び教職員によって有効に活用され、大学全体としての教育研究環境は概ね整備され有効に活用されている。

一方、老朽化が進む校舎の新・改築対策と施設の狭隘解消、遊休校地の有効利用、施設設備の充実、4号館・5号館・図書館のバリアフリー化の問題などについて、平成22(2010)年11月の理事会で事業計画構想として審議され、事業を推進することが承認された。

図書館の蔵書は、専門図書965冊増加し、管理栄養士国家試験関連図書の充実、卒業論文のレファレンスサービスを強化した。平成23(2011)年3月に入退館ゲートを設置、貸出冊数と期間延長し学生利用の向上に努めている。

情報サービスは、利用状況などの実態調査を踏まえ整備計画の立案と実施を行っている。学内ポリシーに係る案件や経費を伴う案件などについては、情報処理センター運営委員会で審議しその導入を図ることにより教育・研究環境の整備を行ってきた。学籍教務システムの運用改善は、関係部署と検討を開始している。

学内警備体制は、防犯カメラ、委託警備等で安全面においては機能していると判断しているが、日中の警備対策についてもより一層の配慮が必要である。

#### [基準9の改善・向上方策（将来計画）]

平成23(2011)年度から5ヶ年計画により、老朽化が進む校舎の新・改築対策と施設の狭隘解消、遊休校地の有効利用等施設・設備の充実に向けて積極的に推進していく。

図書館の開館時間の延長は大学及び法人との協議を継続し、地域社会への開放も含めた課題として図書館委員会で検討する。

情報サービス環境は、整備経費を踏まえ計画的に機器類の更改を検討する。教育支援としては、簡易的eラーニングの利用状況を踏まえ本格的にシステム構築を検討する。

アメニティやバリアフリー、防災備蓄関係などにも配慮し、快適な教育環境整備を検討する。特にバリアフリー化は、現在専門家と調査検討を実施し、実現に向けて取り組んでいるところである。財務課管理係を中心に大学施設設備の効率的な管理運営体制の強化を図り、学生、教職員及び地域住民に対し、魅力あるキャンパスづくりの実現に向けて整備を推進していく。

## 基準 10. 社会連携

### 10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。

#### 《10-1の視点》

#### 10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。

##### (1) 10-1の事実の説明（現状）

#### ＜大学施設の開放＞

本学は、「学校法人東京聖栄大学施設・設備等利用規程」に基づき講義室や船橋グラウンド等の大学施設を学外団体による学術、教育、文化活動の会合、資格試験会場その他これに類する行事に対し、本学の教育・研究活動に支障のない範囲で年間を通じて開放している。施設の貸出状況を【表 10-1-1】に、施設利用者の延べ人数を【表 10-1-2】に示した。本学は、新小岩駅より徒歩 1 分という至便さが多く数の団体から利用申込を受ける要因となっている。その他、毎年実施される大学祭「聖栄葛飾祭」は、地域住民との交流の場となっている。

【表 10-1-1 大学施設の貸出状況（平成 22 年度実績）】

施設	貸出先	利用実績（回数）	利用日
新小岩校舎	東京都介護支援専門員研修	12	日曜・ 長期休暇中等 授業期間外
	トイック検定試験	6	
	日本語検定	2	
	宅建他資格試験	3	
	河合塾・東進ハイスクール等 （高校生を対象とした講習会）	1	
船橋グラウンド	隣接する中学校（課外活動）	126	早朝・夕方
	近隣の少年野球チーム	65	土曜・日曜

【表 10-1-2 施設利用者の延べ人数】（単位：人）

年度	新小岩校舎	船橋グラウンド
平成 20 年度	10,094	11,255
平成 21 年度	9,544	11,305
平成 22 年度	8,867	12,440

#### ＜公開講座＞

本学の公開講座は専任教員が講師を務め、地元の葛飾区教育委員会と共催して本学生涯学習センターで運営している。平成 22(2010)年度の講座は、当年度から葛飾区が開設した成人を対象とする「かつしか区民大学」講座の認定も受けた。なお、生涯学習センターの業務は、併設校である聖徳調理師専門学校公開講座の運営も兼務している。公開講座は、「食（栄養・食品）をとおして健康な生活を過ごすことの探求」をテーマとして学習者の自己啓発を支援できる内容を企画し【表 10-1-3】に示すとおり開講している。次年度の講座は、受講者のアンケート結果や要望を踏まえ企画立案し、担当する講師も過去のアンケート結果などを参考にして講座の準備にあたっている。「平成 19 年度自己点検・評価報告書」で課題とされた本学学生と受講者の共修については、平成 22(2010)年度第 1・2 回目の公開講座で管理栄養士を目指す学生達がコミュニケーション力を養うことを目的として助手を務め、受講者から高い評価を受けた。

平成 23(2011)年度の講座は、大学健康栄養講座「中高年女性のためのフレッシュ生活 全3回講座」を平成 23(2011)年 7～8月に計画し、引き続き「かつしか区民大学」講座の認定を受け、区広報誌をとおして区民に周知されている。

【表 10-1-3 平成 19～22 年度公開講座】

			講座	定員 (人)	応募者 (人)	受講者 (人)	最多応募 年齢
19 年度	第 1 回	レギュラー 講座	小学生対象親子教室 Part1 1 日目<ジャム作り体験> 2 日目<パン作り体験>	12 組 最大 36	42 組 85	10 組 24	—
	第 2 回	準レギュラー 1 日講座	明るい健康栄養学 Part1 <食事とバランス感覚をみがこう>	50	38	30	70 歳代
	第 3 回	準レギュラー 1 日講座	明るい健康栄養学 Part2 <心と栄養>	50	55	43	30 歳代
	第 4 回	準レギュラー 1 日講座	明るい健康栄養学 Part3 <糖尿病と食事>	50	56	47	70 歳代
	第 5 回	1 日講座	小学生対象親子教室 Part2 <食品開発者によるバターと裂ける チーズの手作り体験>	16 組 最大 48	29 組 68	16 組 34	—
20 年度	第 1 回	1 日講座	大学健康栄養講座 <元介護老人保健施設長が語る認知 症の予防と介護>	50	79	66	60 歳代
	第 2 回	1 日講座	小学生対象親子講座 <食品開発者によるバターと裂ける チーズの手作り体験>	12 組 最大 36	21 組 48	11 組 26	—
21 年度	第 1 回	1 日講座	小学生対象親子講座 <キャベツで調べる酸とアルカリ - すっぱいのにアルカリ食品? - >	12 組 最大 36	10 組 21	10 組 20	—
	第 2 回	1 日講座	小学生対象親子講座 <食品開発者によるバターと裂ける チーズの手作り体験>	12 組 最大 36	17 組 41	12 組 30	—
22 年度	第 1 回	1 日講座	健康栄養講座 1 <おいしく食べて健康に>	48	68	35	60 歳代
	第 2 回	1 日講座	健康栄養講座 2 <私の食事 大丈夫>	30	43	26	60 歳代
	第 3 回	1 日講座	小学生対象親子講座 <食品開発者によるバターと裂ける チーズの手作り体験>	12 組 最大 36	23 組 52	11 組 28	—

### <講師派遣>

生涯学習センターは、公開講座に加えて、本学の専任教員の知的資源を社会に提供するため、【表 10-1-4】に示すとおり講師派遣も実施している。平成 17・18(2005・2006)年度は、依頼に応じて講師を派遣していたが、教員の学内教育の健全化を最優先とし平成 19(2007)年に見直し、平成 20(2008)年度以降は、各教員の努力により時間が許す限り招聘に応じている。

【表 10-1-4 平成 19～22 年度講師派遣】

(単位：件)

	1.プロフェ ッショナル	2.地域 市民	3.研究 機関	4.教育 従事者	5.生徒・ 保護者	6.その他	講座数	主催者
19 年度	4	9	20	5	0	0	38	18
20 年度	6	6	0	34	5	0	51	39
21 年度	13	8	0	35	5	2	63	47
22 年度	13	10	2	42	6	2	75	45

※平成 19～22 年度講師派遣 項目説明 (受講対象者)

- 1.プロフェッショナル……栄養士、調理師等
- 2.地域住民……一般の地域住民
- 3.研究機関
- 4.教育従事者……幼稚園 小・中・高等学校・ろう・盲・養護学校の教員、教育委員会等
- 5.生徒・保護者の派遣講座……中・高等学校の生徒、保護者等
- 6.その他……審査員、取材協力、その他等

## ＜公的機関委員委嘱＞

政府機関や省庁機関などの公的機関からの委員委嘱の実績は【表 10-1-5】に示すとおりである。

【表 10-1-5 公的機関委員委嘱】

公的審議会・委員会等の名称	期間	備考
文部科学省全国若年無業者調査委員会委員・調査コーディネーター	2005年7月1日 ～2006年3月31日	委員・調査コーディネーター
農林水産省「若者新規就農政策研究会」	2007年9月1日 ～2008年3月31日	ワーキンググループ委員
内閣府若者支援体制整備モデル事業中央企画委員会	2009年7月1日 ～現在	委員
内閣府若者支援スタートアップマニュアル企画委員会	2009年7月1日 ～2010年3月31日	委員
内閣府モデル事業立川地域若者支援ネットワーク会議・立川地域企画委員会	2009年7月1日 ～現在	委員長・座長
内閣府「高等学校中途退学者の追跡調査」企画分析会議	2009年7月1日 ～現在	委員

### (2) 10-1の自己評価

大学施設は、日々の教育・研究活動に支障がない範囲で開放している。本学の至便さが多く、多くの団体から利用申込を受ける要因となっている。

公開講座は、【表 10-1-3】に示したとおり各講座の応募率は高く、地域住民とコミュニケーションを深める担い手としての役割を果たしている。葛飾区教育委員会との協力体制は、区報「広報かつしか」や掲示物による周知拡大及び講座当日の運営補助などが挙げられ、共催実施が十分に機能している。

講師派遣は、学内教育とのバランスから受託を適正化した方向にあったが、講師派遣以外に諸機関が主催する社会活動への協力要請が増加している為、教員の負担が高まっている。改めて学内教育の負担にならないように、協力要請に対応する必要がある。

### (3) 10-1の改善・向上方策（将来計画）

大学施設の地域への利用提供の一つとして、図書館の開放が挙げられるが、一般の利用者が利用するために生じる諸問題を図書館委員会で検討する必要がある。

公開講座については、地元の葛飾区教育委員会と一層の連携を図ると共に、平成22(2010)年度実施した本学学生と受講者の共修を優先課題とし、参加者の満足度の向上に努める。なお、児童・生徒を対象とした食生活に関する講座は、4年間同一の内容で開催していることを踏まえ、平成24(2012)年度に向けて講座内容の刷新を図る。

講師派遣は、学内教育を最優先としながら依頼に応じていくなど、本学の知的資源を要望に応じて提供することで、社会貢献を推し進める。

本学は1学部からなる単科大学であり人的資源の社会貢献には限度がある。その中で、地域社会のニーズを踏まえ、本学の特色を生かした社会貢献に向けて改善を図っていく。今後はより効果的な運営に向けて、外部との調整窓口となる部署の一本化など学内体制の整備を関係部署と検討する。

## 10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

### 《10-2の視点》

#### 10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

##### (1) 10-2の事実の説明（現状）

本学は、教育研究上において、他大学との教育及び研究上の連携は行われていない。教員の企業との受託研究・共同研究の実績は【表 10-2-1】に示すとおりである。なお、経理処理については、該当教員の予算執行のもと本学財務課によって管理されている。

本学教員の科学研究費共同研究（分担者）の実績は【表 10-2-2】に示すとおりである。このうち基盤研究(B)「労働市場から排除された若者を支援する政策手法とその評価に関する国際比較研究」については、分担金が配分されている。（本編 8-3 再掲）

【表 10-2-1 受託研究・共同研究】

研究テーマ	交付機関	期 間	備 考
米糠の加工食品における生理活性について	サンスター株式会社	2006年4月 ～現在	2006年度～2008年度は受託研究・2009年度～現在は共同研究としてサンプルの受領。
タンパク質食材中の NaCl の二元収着拡散	財団法人ソルト・サイエンス研究財団	2009年4月 ～2010年3月	受託研究
炭水化物食材中の NaCl の二元収着拡散	財団法人ソルト・サイエンス研究財団	2010年4月 ～2011年3月	受託研究

【表 10-2-2 科学研究費（共同研究）】

研究テーマ	代表者・分担者の別	交付機関	期 間
社会的経済セクターを通じた若者の社会的包摂に関する国際比較研究：科学研究費 基盤研究（B）	分担者	独立行政法人 日本学術振興会	2007 ～2009年度
地方若年者のキャリア・家族形成のエンパワーメント支援に関する総合的比較調査研究：科学研究費 基盤研究（B）	分担者	独立行政法人 日本学術振興会	2008 ～2010年度
労働市場から排除された若者を支援する政策手法とその評価に関する国際比較研究：科学研究費 基盤研究（B）	分担者	独立行政法人 日本学術振興会	2010 ～2013年度

##### (2) 10-2の自己評価

教育研究において、他大学や企業との適切な連携実績が乏しいことは今後の課題と認識している。特に、本学の教育研究は、食の安全性や新技術の開発更に健康分野などでの企業との適切な関係性を深めていく必要がある。

##### (3) 10-2の改善・向上方策（将来計画）

高い専門性を有する研究委託の受け入れや共同研究の推進を具現化するために、教員の研究開発ニーズに対する積極的な意識や啓蒙行動を含めた教育研究の成果を提供できる体制を学科会議や研究推進委員会で提案を行う。

現在、食品学科で実施している食品市場見学や国内外研修は、企業や他大学との交流をとおして学生の教育に資するものであり今後更に開拓を進める。

「食品の開発を独自であるいは企業・地場産業と共同開発を行う」「研究成果の製品化や本学発のオリジナル品を考案する」など、具体的な取組みに向け検討を進める。

## 10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

## 《10-3の視点》

## 10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

## (1) 10-3の事実の説明（現状）

本学は、大学の諸資源を地域社会に還元し、豊かで活力ある地域社会を創るべく、関係者・関係団体を含めた地域社会との協力・連携に取り組んできた。主な事例は【表10-3-1】で示したとおりであり、各種の取組みは継続されている。

【表 10-3-1 地域社会との協力・連携】

開始年度	事例	内容
平成 18 年度	「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」の主旨に沿った地域美化への協力	新小岩北口美化連絡会に参加・協力（定期的な駅前美化活動への参加等）／平成 22 年からは区と協定により大学敷地を提供（美化プランターの維持管理）
平成 19 年度	区が設置する各種審議会等への委員の派遣	「葛飾区地域医療協議会委員」に委員派遣の要請による委員の派遣／平成 22(2010)年度からは更に「食育推進ネットワーク委員」を派遣
平成 19 年度	地域団体「新小岩南地域まちづくり協議会」事業への協力	新小岩文化祭へ可能な限りの出展等
平成 20 年度	「東京都立農産高等学校」との高大連携	都立農産高等学校の生徒を特別聴講生として本学が認める科目に受入れ
平成 20 年度	地元青年会議所等が主催する「わんぱく相撲」への協力	模擬店の出展や学生による司会の担当等
平成 21 年度	葛飾区保健所との連携 「食育サポーター事業 in 葛飾区」の実施	「かつしか知っ得メモ」等の作成による地域の食育の推進（取組みが NHK から取材、放映）
平成 21 年度	区が実施する産業振興事業への協力	「葛飾区一店一品商品開発支援事業」の「洋菓子フェア」等における審査会委員の派遣や展示会への協力
平成 21 年度	地元自治町会「新小岩第六自治会」事業への協力や交流	模擬店の出展等
平成 21 年度	「葛飾区産業フェア」等の地域イベントで学生が来場者に食育を普及	葛飾区産業フェア会場で従事等（葛飾区保健所への臨地実習の一環）
平成 22 年度	葛飾区柴又 門前商店会「柴又宵まつり」事業への協力	葛飾区柴又 門前商店会（映画「男はつらいよ」の舞台）からの要請に対応し学生・教職員の協力
平成 22 年度	新たな地域福祉モデル事業への協力	地元のボランティア団体・葛飾区社会福祉協議会からの依頼への対応（講習会実施への教員の協力や大学施設の無償提供等）
平成 22 年度	地元葛飾警察署からの要請への対応	交通安全などの駅頭キャンペーン等への学生参加
平成 22 年度	農林水産省関東農政局東京事務所の依頼である「第 4 回東京都食育フェア」への参加	東京都の食育事業における啓蒙啓発活動の一環で実施されているフェアに、本学の食育活動状況を発表
平成 22 年度	学生による「聖栄大学図書館ボランティア活動」	読み聞かせ講習会を開講（今後更にレベルを向上させボランティア活動をスタートする予定）
平成 22 年度	葛飾区食育推進計画「平成 22 年度改定」メンバー	平成 20 年から平成 22 年度の 3 年間で計画期間として策定されていた「葛飾区食育推進計画」を改定し葛飾区食育推進計画(実施期間：平成 23 年度～平成 27 年度)の食育推進を図る委員

## (2) 10-3の自己評価

本学の教職員や学生が地域社会に対して積極的に協力や参加を行うことにより、それぞれの事業や活動内容がより一層充実し活性化しており、関係機関や学校・団体からも毎回感謝の言葉が伝えられている。参加した本学の学生からは「教室では得られない大変よい社会体験になった」という感想が多く寄せられており、教育効果にもつながっている。また、開学以来拡大を続け継続されている地元自治体である葛飾区の様々な部署との連携により、区行政との相互信頼関係が大いに深まっている。

一方、地域社会との連携に際し、本学の現状は複数の部署が個別に対応しているため、情報が共有されていない点で解決すべき課題があると認識している。

### **(3) 10-3 の改善・向上方策（将来計画）**

地域社会との協力関係も構築し、社会連携を推進する上で、諸活動の内容をより向上させることが重要である。課題となっている「情報の共有化」「社会連携に対しての全学的に統一した方針を定める」等の改善を行うための方策として、対外的窓口の統一などの具体的検討を進める。

また、学生がボランティア的な立場で参加する場合、現状は教職員がかなり準備しているケースが多いので、準備段階から自発的かつ主体的に学生同士が連携して取り組むように指導していく必要がある。

### **[基準 10 の自己評価]**

本学は、地域社会への貢献や社会連携を深めるため、様々な事業や取り組みを実施してきた。結果、地域住民や地域の諸団体をはじめ、関係行政機関との相互信頼関係を年々深めている。同時に本学学生にとっても貴重な社会経験の場であり、地域住民との交流を深める機会となっており、教室では得がたい教育効果をあげている。

しかし、本学は 1 学部からなる単科大学であり教職員の人数や研究領域が限られているため、特定の教職員の連携事業による負担が増大している。一方、他大学や企業との連携に対する実績が少なく、これが今後解決すべき課題として残されている。

### **[基準 10 の改善・向上方策（将来計画）]**

地域社会への貢献や社会連携については、より充実すべく各担当部署で検討し取り組む。一方、他大学及び企業との連携は、これまで適切な関係が構築されてこなかったことから、効果的な連携が図れるような方策の検討を進めるのと同時に、大学の組織・人員・財政負担には自ずと限界があることから、全学的な立場を踏まえた基本方針（外部依頼に対応する際のプライオリティーの考えなどを含む）を「学部長・学科長会議（仮称）」で検討し、平成 23(2011)年度中に教授会に提案する。

## 基準 11. 社会的責務

11-1 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

### 《11-1の視点》

11-1-① 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理に関する規定が整備されているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、誠実に運営されているか。

### (1) 11-1の事実の説明（現状）

#### 1) 服務規律

教育職員、事務系職員ともに就業規則において、公共的使命の自覚と諸規則等の遵守義務、服務上の規律及び勤務心得を定め、非違行為に対しては懲戒等の処分規定を定めている。

#### 2) 倫理規程の制定

学校法人の全ての役員と教職員が遵守すべき職務上の倫理基準を定め、違反した場合の懲戒、倫理検討委員会等について規定した「学校法人東京聖栄大学倫理規程」を新たに制定し、学内に周知した。（平成 22(2010)年 10 月 1 日施行）

#### 3) ハラスメントの防止

学生及び教職員が個人として尊重され、勉学や業務遂行が快適な環境で行われることを目的として、「学校法人東京聖栄大学ハラスメント防止対策規程」を定め、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の防止に努めている。学生からの相談体制については、「ハラスメントの防止に関するガイドライン」とともに学生便覧に毎年掲載し、周知を図っている。

#### 4) 個人情報の保護

「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」「個人情報保護規程」を制定し、個人情報の適正な取り扱いとプライバシーの保護に努めているところであるが、教職員の一層の意識向上を図るため、平成 22(2010)年度は、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)合同研修会の機会をとらえ、DVD「あなたが防ぐ情報漏えい」による映像学習、本学情報処理センター担当者による資料に基づく研修を実施した。（平成 22(2010)年 9 月 1 日実施。本編基準 6-2 再掲）

#### 5) その他の取組み

科学研究費については、「東京聖栄大学科学研究費補助金取扱規程」を定め、補助条件の遵守を含めて、適正な取り扱いに努めている。また、平成 20(2008)年 4 月から「学校法人東京聖栄大学内部監査規程」を制定し、監査事項を定めて、翌平成 21(2009)年度から毎年度内部監査を実施することにより、公共性を有する機関としての事務運営の適正を図っている。

動物実験の計画や実施については、遵守すべき事項を定めた「東京聖栄大学動物実験に関する規程」を新たに制定し、平成 22(2010)年 10 月 1 日から施行した。その他「学校法人東京聖栄大学公益通報者保護規程」を定め、コンプライアンス（法

令順守)の強化を行っている。

## (2) 11-1の自己評価

上記のような取組みは、大学の公共性や社会的責任を自覚し、本学が主体的に取り組んできたものである。また、組織倫理の学内周知度を向上させるため、平成 22(2010)年 8 月からは規程類をシステム化し学内ネットワークに「規程管理システム」を導入して全教職員が閲覧できる体制を整えた。

これらの取組みは、「平成 19 年度自己点検・評価報告書」において今後の課題とされていた、動物実験に関する規程の整備、情報セキュリティに関する意識を高める場、組織倫理に関しての一層の自覚などの課題について解決策を講じ、実態の中に反映させて運営するべく推進してきたものであり、適切に実施している。

## (3) 11-1の改善・向上方策(将来計画)

大学を取り巻く社会情勢は日々変化しており、公共性を有する大学が社会から求められる事項も変化していく。このことから、ある時点において大学が内部的に備えた倫理が、国民全体や関係者が求めているものと徐々に乖離したり、不足したりすることも十分に考えられる。

今後は、一定の時期に、制定した規程などが適切さを維持しているか点検し、必要な見直しを行うことにより、不断の改善と向上を目指していく。組織倫理については、全ての役員・教職員が、常にその意識の向上に努める。

## 11-2 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

### 《11-2の視点》

#### 11-2-① 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

### (1) 11-2の事実の説明(現状)

大学の業務執行を根底から脅かすような危機事象は、火災や自然災害の発生にとどまらず、新型インフルエンザなどの新興感染症の流行、大学に関連した突発的な事故の発生、万全を期す中でも起こりうる大学の名誉失墜など、幅広い事案が想定される。

本学では、設立以来、「防火管理規程」に基づく防火体制の構築、地震の発生を想定した教職員・学生へのインフォメーション、地元葛飾警察署による新入生を対象とした安全講習会、海外研修にあたっての旅行事故対策費用保険への加入、平成 21(2009)年度における新型インフルエンザ発生への全学的な対応及びそれを教訓とした消毒液の各館入り口への常備などの対策、休業期間中の教職員緊急連絡先の確認・把握、普通救命講習の受講(学友会主催)などに取組んできた。

これらの対策は、「平成 19 年度自己点検・評価報告書」で課題とされていた事柄を解決すべく、毎年状況の中でその充実・強化を図ってきたものである。平成 22(2010)年度の取組みは【表 11-2-1】に示したとおりであり、危機管理体制の強化を図った。

【表 11-2-1 平成 22(2010)年度実施の危機管理に対する取組み】

No	取組み	内容
1	「学校法人東京聖栄大学危機管理規程」の制定	危機管理委員会の設置、責任者としての学長・部局長の責務、教職員の報告義務、必要な場合の緊急危機対策本部の設置と業務内容、緊急連絡体制の整備、危機事象ごとに発生時の対応・予防対策・終息時の対応の原則などを定めた規程
2	防災備蓄品・資器材整備計画の策定と備蓄の取組み	非常食や毛布、救助用品などの備蓄を適切かつ計画的に行うことを目的とした取組み
3	火災避難訓練の実施	東京消防庁本田消防署上平井出張所の指導のもと、学生 149 人（1 年欠席者を除く全員と 2、3 年クラス委員長及び防災委員）、教職員 60 人（大学教職員 56 人及び法人職員 4 人）が参加して平成 22 年 10 月 13 日に実施
4	広域避難場所の学習	上記火災避難訓練に併せ、大災害時の広域避難場所である新小岩公園にて葛飾区防災課の協力のもと実施
5	自衛消防隊の強化	東京消防庁本田消防署上平井出張所の指導のもと、事務職員に放水等の習熟訓練を行い、平成 22 年 10 月 26 日に実施された「平成 22 年度本田消防署自衛消防訓練審査会」に事務職員 3 人が参加し敢闘賞を獲得（22 事業所が参加）
6	防犯カメラの設置	常駐警備員による巡回警備等を補強する目的として平成 21 年度 4 台、平成 22 年年度 4 台を設置し、外部からの侵入などへの対策を強化
7	食品衛生講習会の実施【学友会主催】	聖栄葛飾祭（大学祭）における食中毒発生予防を目的として、葛飾区保健所の協力のもと平成 22 年 10 月 6 日に実施

## (2) 11-2 の自己評価

危機管理は、組織体としての体制強化に併せ、学生・教職員一人ひとりの意識や能力の向上が重要である。【表 11-2-1】に示したしたとおり、No1「学校法人東京聖栄大学危機管理規程」は本学危機管理の基本となる規程であり、理事会の了承を得て規程とし、No2 については、基本的な考えを理事会において了承し、備蓄の計画的な増強に取組んだ。組織体としてこれらの合意と取組みがなされたことは、大学の危機管理体制を適切に機能させるものである。

No3～No5 の取組みに対して東京消防庁本田消防署長から感謝状が本学に対して授与された。これは、学生・教職員が一丸となって、防火・防災体制の強化と一人ひとりの意識と能力の向上に取組んだ成果である。

## (3) 11-2 の改善・向上方策（将来計画）

危機管理は、組織として体制が確立されていること（仕組みづくり）が基本であるが、いざという時に適切に機能するためには、教職員・学生一人ひとりの危機に備えた意識や能力の向上が大切である（人づくり）。

そのためには、「学校法人東京聖栄大学危機管理規程」「防火管理規程」に盛り込まれた多くの内容に、学内で組織として順次取組むことが重要であり、今後の課題である。

また、意識や能力の向上を図るための実践的な訓練や全学的防火・防災訓練については、継続して実施していく。実施にあたっては、規程や計画に沿って行うことにより、それらについての習熟と検証を行うと同時に、例えば年度ごとに、危機の想定やシミュレーションを少しずつ変化させるなどの工夫をし、危機事象に対応する機能のより一層の向上に努める。

### 11-3 大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

#### 《11-3の視点》

#### 11-3-① 社会に対する説明責任の観点から大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

##### (1) 11-3の事実の説明（現状）

本学の教育研究成果の発信源として、「東京聖栄大学紀要（以下「紀要」という）」の刊行及び教員の教育研究業績の公表がある。

紀要は、総説・原著論文・短報・資料・再録要旨で構成され、「投稿規定」「執筆要領」「審査規定」に基づき学内外から選出された2人以上の査読者による審査に合格した研究論文を紀要編集委員会が編集して年1回発行される。刊行実績は、平成20(2008)年に創刊し、平成23(2011)年3月に第3号を発行した。

紀要の公表方法は、ホームページ (<http://tsc-05.ac.jp>) での公開、国立国会図書館に納めるとともに電子化書籍としても登録している。更に、全国の食品系・栄養系関連分野の108大学、(独) 科学技術振興機構及び Chemical Abstracts Service と Oriental Section the British Lending Library : Lending Division に計113部を送付している。

教育研究業績については、教員の所属長である学科長が許可した「現在の研究テーマ」「社会活動」「著書」「論文」等を企画調整室で確認後にホームページに公開している。

平成22(2010)年12月より、ホームページ上の掲載情報をまとめた「情報公開」ボタンをトップページに設け、閲覧しやすく改善した。このページ内容は、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）」に基づき作成され、大学改革・認証評価プロジェクトチームで確認し、大学改革・認証評価特別委員会の承認を得て更新している。

本学の学報5号（平成21(2009)年10月発行）では、「教育研究費取扱要項」に基づき採用決定された学内共同研究・特別研究計画を掲載した。学報は学報編集委員会の編集の下、理事長・学長の決裁を受けて発行し、在学生・保護者・教職員に配布するほか、ホームページにも掲載して広報に努めている。

##### (2) 11-3の自己評価

大学の教育研究成果を学内外に広報することは、社会的責務と認識しており各教員の研究業績は、詳細に公表している。紙媒体やインターネットにより最新の教育研究活動の状況を、関係委員会の企画のもとで学内外に詳細に情報を発信し、公正かつ誠実な広報活動を行なっている。

教育研究成果を含めた本学の情報公表はホームページ(<http://tsc-05.ac.jp>)に集約し、公表内容は大学改革・認証評価プロジェクトチームで確認している。

### **(3) 11-3 の改善・向上方策（将来計画）**

絶えず変化する社会的ニーズを踏まえ、かつ、個人情報取扱に留意しながら高等教育機関としてふさわしい広報活動を展開していく。教育研究成果の広報活動の体制は、特に問題はないものと考えているが、広報体制の強化、情報発信の方法・内容の充実に努めていく。

#### **【基準 11 の自己評価】**

組織倫理については、就業規則の中で謳われていたが、平成 22(2010)年に規程として明文化され、規程管理システムによって教職員に周知徹底がなされている。危機管理についても具体的なマニュアルを規定し各部署との連携を図っており、学生・教職員一人ひとりの意識や能力の向上に努め、大学の危機管理体制は適切に機能している。

大学の教育研究成果を学内外に広報することは、社会的責務と認識し、学内外に詳細に情報を発信し、公正かつ誠実な広報活動を行っている。本学の教育研究成果の発信源は、紀要・学報の発刊及びホームページでの教員教育研究業績の公表であり、公表内容の確認などは各担当組織で行っている。なお、教育研究成果を含めた本学の情報公表はホームページ(<http://tsc-05.ac.jp>)に集約し、公表内容は大学改革・認証評価プロジェクトチームで確認している。

#### **【基準 11 の改善・向上方策（将来計画）】**

社会情勢は日々変化しており、公共性を有する大学が社会から求められる事項も変化していくことを踏まえ、一定の時期に、制定した規程などが適切さを維持しているか点検する。組織倫理については、全ての役員・教職員が、常にその意識の向上に努める。「ハラスメントの防止規程」「個人情報保護規程」について整備されており、SD研修においてビデオ研修を交え、職員には周知されているが、教員（FD）、学生への周知を図る工夫をすること、また、危機管理に関しては様々な次世代シミュレーションを想定し、危機事象に対応した機能を一層充実させる。

社会的ニーズを踏まえ、かつ、個人情報取扱に留意しながら高等教育機関としてふさわしい広報活動を展開していく。教育研究成果の広報活動の体制は、特に問題はないものと考えているが、公表内容の誠実性、広報体制の強化、情報発信の方法の充実に努めていく。

#### IV. 特記事項

##### 1 東日本大震災に伴う対応報告

###### 1-1 東日本大震災の発災と緊急対応

平成 23(2011)年 3 月 11 日 14 時 46 分、突然の強震が東北地方・関東地方を襲い、巨大地震と凶暴な津波により、多くの尊い人命が失われ、今なお多数の方々が避難生活を余儀なくされている。

大震災は、本学の後期定期試験と追再試が全て終了した後であったため、学生の在校数は限られた人数であった。しかしながら、管理栄養士国家試験を目前に控えて自習を行っていた者を中心に、約 30 人の学生が在籍していたため、本学としては、発災直後から学生の安全確保を第一とした対応を教職員が連携して行った。

またその後も、社会状況を踏まえた臨時的な対応を行ってきた。

その主な内容を以下に記載する。

###### (1) 直後の対応

1. 当日の 14 時 46 分頃、三陸沖を震源としたマグニチュード 9.0 という巨大地震（公表されている葛飾区内の計測最大震度は「震度 5 弱」）に続いて、更に茨城県沖を震源とした大きな地震が起こり、その後も強い余震が数分間に亘って続くという極めて危険な状況となってきたため、教職員が声を掛け合い、1 号館・図書館棟・別館などにおいて、身の安全を確保しつつ様子をみていた学生に対して、建物から退出し、建物の外へ避難するように、直ちに呼びかけた。
2. 建物からの退出後は、余震が度々起こる危険極まりない状況であったため、落下物からも一定距離が保てるオープンスペースである 1 号館「中庭」及び「駐車場」への避難誘導を行った。
3. 揺れがある程度収まるのを待ち、出勤していた職員の中の最高責任者である事務局長から、「在籍している学生数の把握、負傷者の有無の確認、施設被害の状況調査を分担して行い、その結果を総務課へ順次報告するよう」、指示が出された。
4. 指示に基づく報告の集約結果として、
  - ・学生 の 在 校 数 → 6 号館で部活中の学生を含め自習を中心に約 30 人が在籍
  - ・施設内の火災発生 → 無し
  - ・負 傷 者 の 有 無 → 無し
  - ・施 設 の 損 傷 → 随所に発生。また、上の階においては研究室内が散乱。
  - ・薬品庫の薬品散乱 → 無し
  - ・別館（賃借用建物）→ 内部に一部亀裂が発生し安全性に懸念がある。等の状況が第一報として掌握された。

なお、この状況については、研究日のため自宅にいた理事長・学長へ、第一報として直ちに事務局長から電話で連絡された。

###### (2) 上記状況を踏まえた夕方から翌朝にかけての対応

1. 内部の一部亀裂発生が報告された「別館」については、学生の危険防止のため、直ちに立ち入り禁止とし、表示を行った。

2. JR 等交通機関の停止・運休により学生の多くが帰宅困難となることが予想される事態となったため、関係幹部教職員が協議し、諸室に散らばらず、1号館1階の「多目的ホール」を学生の集結場所とし、夜間も開放することとした。

なお、多目的ホールのみを指定した理由は、夕方にかけても大きな余震が頻繁に起こるという未曾有の状況であったため、多目的ホールはオープンスペースである中庭に数秒で出ることができる位置であること、また、徒歩等による夜間の無理な帰宅行動は女子が多い本学の学生にとって、かえって二次災害に巻き込まれる危険性があるので学内の比較的安全と思われる場所に集合させた上で学内に留まらせ、滞在学生を支援することの方がより学生の安全性は高いであろうとの、夕方時点での状況判断である。

結果として、31人の学生が多目的ホールを一晩利用したが、これら学生の健康状態については、教員と職員が一昼夜目配りを続けた。

3. 帰宅困難となった学生への支援として、夜食（おにぎりセット）及び飲料（ペットボトルのお茶）を提供すべく、職員が近隣飲食店に要請。快諾を得て、午後7時過ぎには全ての学生に夜食を配布した。翌朝についても、近隣飲食店の協力を得て、夜食と同様の朝食を職員が学生に配った。
4. 突然の地震と混乱の中、カバンなどの荷物を別館などの建物内に置いたまま一時退避した学生から、「荷物を取りに建物に入りたい」旨の申し出があり、これに対しては安全確保のためにヘルメットを準備し、装着させた上で、荷物を取るためだけの短時間入館を許可した。
5. 家が遠方で帰宅が困難な教員19人・職員19人については、学生同様に夜食及び朝食の支給を行ったほか、主として持病があるような高齢教職員用に、近隣のビジネスホテルを確保した。

### **(3) 臨地実習生の安否確認・実習先との連絡調整**

3月11日午後の地震発生時、臨地実習センター長・病院担当・福祉施設担当の3人は実習巡回のため出張中であつたが、臨地実習担当教員のうち2人は在校しており、この2人が連携して、発災から翌朝にかけて下記のような緊急対応を行った。

#### **1. 実習学生の安否確認**

病院11施設、福祉3施設で臨地実習中の管理栄養学科3年生（現4年生）33人全員の安否を確認すべく、一部は災害時優先電話の活用も行いながら、全施設との連絡を順次開始し、夜9時頃までには全員が無事であることの安否確認がとれた。

この旨は、直ちに2人から管理栄養学科長に報告された。

#### **2. 当夜の緊急対応・安全確保に関する施設との調整**

帰宅困難による宿泊等については、施設側の状況がそれぞれ異なることから、施設側の指示に従うことを原則とし、各施設及び実習学生との連絡調整にあたった。

結果として、病院内での宿泊（8人）、好意による栄養科長自宅への宿泊（2人）、家族が迎えに来院（16人）などにより、全実習生の当夜の緊急対応・安全確保ができた。

#### (4) 東北出身学生の安否確認

地震発生が事実上の春休み期間中であったため、東北出身学生は実家に帰省していることが懸念されたため、安否確認を行うべく、直ちにリスト作りに着手した。

岩手県 5 人、宮城県 3 人、福島県 1 人、茨城県（北部）1 人の計 10 人がリストアップされ、順次、安否確認を行って、全員の無事と、実家の被災はそれぞれ軽微であったことが確認された。

なお、東北地方の電話は当初なかなかつながらず、一部は不通などの事情により、最終的に 10 人全員の無事が確認されたのは、13 日（日曜日）にずれ込んだ。

#### 1-2 学年末・学年開始期における対応等

本学にとっては、学生・教職員ともに負傷者が出ず、また致命的な施設の損壊も免れたことが不幸中の幸いであった。

しかしながら、「別館」が当面使用不能になるなどの被害が発生し、大震災以来の交通機関の不通、計画停電の実施がもたらした社会的混乱など、学年末・学年開始期における正常な大学運営を妨げるさまざまな状況を踏まえ、下記のような対応を行った。

1. 卒業式の中止。(学位記授与式の形式とし簡素化)
2. 入学予定者への相談の呼びかけ(履修相談・生活相談・就職相談・奨学金相談)
3. 入学式は時節を踏まえた実施とした。(祝意の表示に類することは抑制して実施)
4. 「別館」に存在する諸機能を、当面、他の場所へ移動
5. 東北出身新入生のうち、新年度ガイダンス期間内に上京できなかった学生への個別対応
6. 計画停電の影響などによる授業の遅刻等については、遅刻は交通機関の遅延と同様に扱い、欠席は申告により公欠扱いできる旨の決定と周知
7. 電力の逼迫を踏まえた、教職員・学生に対する節電の呼びかけ

などである。

今後、前期授業が進行する中で、さまざまな検討事案が浮上することもあるかと思われるが、文部科学省・厚生労働省を始めとする本学所管関係機関からの通知やその主旨を踏まえた対応を行っていきたい。

#### 1-3 被災学生奨学金

4 月 25 日に開催された、本学創立者の名を冠した「わたなべ奨学・奨励基金委員会」において、「東日本大震災被災学生奨学金」制度を創設し、特別奨学金の支給を行うことが決定された。

これは、わたなべ奨学・奨励基金委員会において、「学生支援センター」から被災学生報告・支援提案がなされ、承認されたものである。(以下：要旨)『奨学金給付対象者は、東日本大震災等での災害救助法適用地域世帯の学生(同法の適用を受けない近隣の地域で同等の災害に遭った世帯の学生を含む)で、日本学生支援機構の緊急採用・応急採用奨学金の申込みをした学生とする。支給対象者の選定は、生活指導委員会にて決定し、教授会に報告する。』

学生支援センターでは、わたなべ奨学・奨励基金委員会決定に基づき 4 月 26 日の「生

活指導委員会」に関係資料の提出と説明を行った。(以下：要旨)『新入生・在学生に対して、震災の関係での相談を呼びかけていたことに対して、2人の学生から相談があった。現在のところそれ以外に相談は無い。2人はいずれも宮城県出身者で、相談内容は、実家の主たる生計維持者が震災の影響をこうむり、奨学金を緊急に申し込みたいとの経済的相談であった。大学の副申書を添えて日本学生支援機構奨学金の応急採用、緊急採用の申し込みを行った。』このような事実経過を踏まえ、生活指導委員会では該当する学生2人に対して奨学金の支給を決定した。

4月28日に、わたなべ奨学・奨励基金委員会委員長(理事長)から2人に対して特別奨学金の支給が行われた。

## 1-4 校舎被災状況等

### (1) 校舎被災状況報告

地震発生後、平成23(2011)年3月12日及び3月22日～3月27日まで専門業者による詳細な被害調査を実施した結果、1号館はエレベーター内部鉄骨耐火被覆材(ケイカル板)崩落、1号館I期棟2階の調理学第2研究室内壁面ボード剥がれ、ALC板固定金物破損、3階天秤室内壁面、梁面ズレによる隙間の発生、1号館I・II期棟、新館校舎内部及び外部を繋ぐEXP-J(エキスパンションジョイント)の金物変形、破損、脱落、落下などの大小広範囲に渡る被害が確認された。また、度重なる余震の発生による被害を調査した結果、新たに1号館I期棟4階化学第1研究室の壁面、床面の亀裂が発見され、4号館内部階段室各階中間踊り場のボード段差の発生、5号館内部階段室中間踊り場壁面亀裂ひび割れの発生、6号館内部1・2階北側窓上部ひび割れなどが確認された。更に、5月1日～5月8日にかけて、図書館棟外壁のタイル面浮きについて詳細な調査を実施した。

修理に関しては、危険度の高い箇所より順次復旧に努めており、ライフライン(電気、ガス、水道)を含め余震が続く限り再度全ての破損箇所の点検を実施しながら計画的に作業を遂行している。現在においては致命的な危険はなく、講義研究や学校生活には重大な支障は発生していない。

最も重大な危険箇所である1号館エレベーター内部は4月16日修理点検を完了した。また、天秤室は4月3日、調理学第2研究室は4月24日、化学研究室については5月8日にそれぞれ修理を完了した。その他、図書館棟外壁のタイル面浮きの復旧工事や4・5号館内部階段室壁面修理等の大学内すべての工事は8月31日の完了を目指す。

### (2) 別館暫定処置

別館(賃借用建物)は、東日本大震災及びその後の余震から建物の耐震性に懸念が生じたため、安全面を考慮し使用を中止した。本学は、賃貸人に現在の耐震基準に照らした別館の耐震性を照会し、賃貸人からは「補強工事により耐震性能を確保できる。が、補強工事資材確保等の問題により開始時期は未定だが、着工後約3ヶ月にて修理作業を完了する。〈平成23(2011)年4月25日付〉」旨の報告書が得られた。本学の「常勤理事会」は、報告書を受け補強工事完了後に継続して使用するため、賃貸人に早期着工を依頼した。その後、平成23(2011)年5月23日に賃貸人より「別館の補強

工事を6月6日より開始し、工事完了は9月30日を予定している」旨の連絡を受けた。

別館において使用していた各室は次に示すとおり平成23(2011)年度授業開始前に暫定的に移動し、支障のない対応を施している。

- ・学生自習室 → 4号館5階451教室
- ・学友会室(学生自治室) → 聖徳調理師専門学校(併設校)5階
- ・会議室 → 図書館棟5階栄養教育実習室(授業時間外に使用)
- ・事務室 → 図書館棟4階小視聴覚教室
- ・売店 → 図書館棟1階作業場
- ・喫煙所 → 1号館中庭

## 2 本学の地域共創

大学の役割には、「教育」「研究」に加え「社会貢献」がある。本学は地域社会の発展に寄与する教育、研究、アイデア、サービス等の提供を通じて社会貢献に努め、地域社会と積極的に関わり地域社会と連携してきた。

### 2-1 新小岩北口商店会との協力・「大学通り」の命名

新小岩駅北口から本学前を含めて蔵前橋通りまでを通称『大学通り』とすることで、新小岩北口商店会と平成 18(2006)年 10 月 10 日覚書を交わした。新小岩駅北口の文化的イメージの構築と、地元住民や新小岩駅を利用する通勤通学客に対する本学の知名度アップの役割を果たしている。

また、商店会のポールに掲揚するフラッグを本学と商店会が共同で作成し掲揚している。現在は、地元密着型大学のシンボルとして、北口商店会に本学と商店会連名のフラッグが 1 年中掲揚され、季節に合わせて年 2 回フラッグデザインが更新されている。



★第 1 期フラッグ：平成 18(2006)年 11 月



★第 10 期フラッグ平成 23(2011)年 4 月

新小岩北口商店会が聖栄葛飾祭（大学祭）の協力団体となり、平成 18(2006)年度から大学祭パンフレットに「商店会」マップを掲載し、本学学生、教職員をはじめ入場者に対して本学と商店会との協力関係の認識アップと商店会の利用促進が図られている。



## 2-2 「かつしか知っ得メモ」

本学は、平成 21(2009)年 4 月から葛飾区の食育推進計画（食育サポーター事業）に基づき、地域の食育推進をサポートする団体（食育サポーター）として、新小岩北口商店会とともに位置づけられ、健康づくりに活用するための栄養・健康情報「かつしか知っ得メモ」を発信している。平成 21(2009)年 6 月に創刊し、平成 23(2011)年 6 月現在、第 25 号を配信中である。

新しい栄養・健康情報が、毎月新小岩北口商店会はじめ区内の食育サポート店（平成 22(2010)年 12 月現在 105 店）に掲示されている。

「かつしか知っ得メモ」食育推進イメージ図



### かつしか知っ得メモ NO.1

19日は食育の日

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な感動を通じて食に関する知識と食を適切な力を修得し、健全な食生活を営めることができる人間を育てること（食育基本法から）

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食卓のパランスを



食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食卓のパランスを

19日は食育の日

食育とは、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な感動を通じて食に関する知識と食を適切な力を修得し、健全な食生活を営めることができる人間を育てること（食育基本法から）

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食卓のパランスを

お問い合わせ先：食育推進課 健康推進課 TEL03(3691)9632 作成：東京聖栄大学 管理栄養学科

平成 21(2009)年 6 月第 1 号

### かつしか知っ得メモ NO.10

3月19日号 (No.10)

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食卓のパランスを

有聲かして朝ごはんを食べずに出かけ、頭がボーとして、「午前中、仕事や勉強に集中できない!!」といったことはないか?

地球上の生物は、身体の中に約 1 日のリズムを刻む体内時計（概日時計）をもつて生活しています。私たち（ヒト）の体内時計は、季節によって夏と夜の長さにあわせて、約 24 時間周期になっていて、夜や寝る時、毎日 24 時間周期にリセットしています。つまり、朝の光を浴びて概日リズムを合わせると、体内時計のリズムがしっかりと整えられ、覚醒元気に活動ができるというわけです。

早起きして、お日様の光で朝ごはんパワーで、体内時計をリセットしようよ!!

お問い合わせ先：食育推進課 健康推進課 TEL03(3691)9632 作成：東京聖栄大学 管理栄養学科

平成 22(2010)年 3 月第 10 号

### かつしか知っ得メモ No.20

1月19日号 (No.20)

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食卓のパランスを!

19日は食育の日

恵方まきで厄払い

恵方まきとは、その年の干支で厄払いをすることです。19日は恵方の日。恵方の日は、「古い恵方を恵方に向かって私腹を突かずに落とす」と1年晴れ延びることがあります。

恵方の日は、恵方を向かって私腹を突かずに落とす。19日は恵方の日。恵方の日は、「古い恵方を恵方に向かって私腹を突かずに落とす」と1年晴れ延びることがあります。

恵方の日は、恵方を向かって私腹を突かずに落とす。19日は恵方の日。恵方の日は、「古い恵方を恵方に向かって私腹を突かずに落とす」と1年晴れ延びることがあります。

お問い合わせ先：食育推進課 健康推進課 TEL03(3691)9632 作成：東京聖栄大学 管理栄養学科

平成 23(2011)年 1 月 第 20 号

### かつしか知っ得メモ No.25

6月号 (No.25)

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食卓のパランスを!

19日は食育の日

夏の節水（水の節約）ってなに?

日本では、夏の始まりである6月1日を水の節約として、「水夏」から水を取り寄せ、この水を神に捧げ、その一滴を口に夏の厄を掃除していました。これにちなんで水をかたどった菓子（水無月）が作られるようになりました。（埼玉）

水無月とは、夏の節水（水の節約）ってなに? 日本では、夏の始まりである6月1日を水の節約として、「水夏」から水を取り寄せ、この水を神に捧げ、その一滴を口に夏の厄を掃除していました。これにちなんで水をかたどった菓子（水無月）が作られるようになりました。（埼玉）

水無月とは、夏の節水（水の節約）ってなに? 日本では、夏の始まりである6月1日を水の節約として、「水夏」から水を取り寄せ、この水を神に捧げ、その一滴を口に夏の厄を掃除していました。これにちなんで水をかたどった菓子（水無月）が作られるようになりました。（埼玉）

お問い合わせ先：食育推進課 健康推進課 TEL03(3691)9632 作成：東京聖栄大学 管理栄養学科

平成 23(2011)年 6 月 第 25 号

かつしか知っ得メモ バックナンバー掲載アドレス：本学ホームページ（地域共創）  
 ([http://www.tsc-05.ac.jp/area\\_lecture/special/](http://www.tsc-05.ac.jp/area_lecture/special/))

### 3 普通救命講習（AED 技能講習含む）の実施

平成 18 年(2006)年に「AED（自動体外式除細動器）」を設置し、学内外での救命事故に対応できるようにした。それに伴い、AED の操作を含めた「普通救命講習」を本田消防署に依頼し、年 1 回、下表【普通救命講習実施状況】に示したように学生対象の講習会を実施している。平成 22(2010)年 12 月 13 日現在までに延べ 139 人の学生が「救命技能認定証」（東京消防庁）を交付されている。

【表 普通救命講習実施状況】

	インターネット講習 (情報処理実習室)	実技講習（体育館）	交付者人数
平成 20 年度	10 月 7 日（火）	10 月 14 日（火）	50 人
平成 21 年度	11 月 19 日（木）	11 月 26 日（木）	49 人
平成 22 年度	11 月 25 日（木）	12 月 1 日（水）	40 人

※平成 22 年 12 月 13 日現在、在学生の取得者数は 125 人